

!!! 現出書威權高最の界刑行 !!!

司法省行刑局長 松井和義
東京帝大教授 牧野英一
法學博士 牧野英一 編纂

行刑論集

「刑政」第五百號記念大論文集

◎序文 清浦博伯
◎菊判 美本七百七十二頁
◎定價 並製三圓五拾錢

輓近刑事學の重點が、行刑に遷ることになつたことに付ては、最早疑はない。實證を離れて行刑の存在はない。特別豫防を省みない刑事政策は累犯防止に對しては殆んど意義がない。そこに歐米各國が行刑制度の研究、その設備の完成に精進しつゝある所以があるのであり、我國に於ても行刑に關する問題が、朝野識者の耳目を聳集する事になつたがそれは結局社會の要求に外ならないのである。

↓内 容 ↑

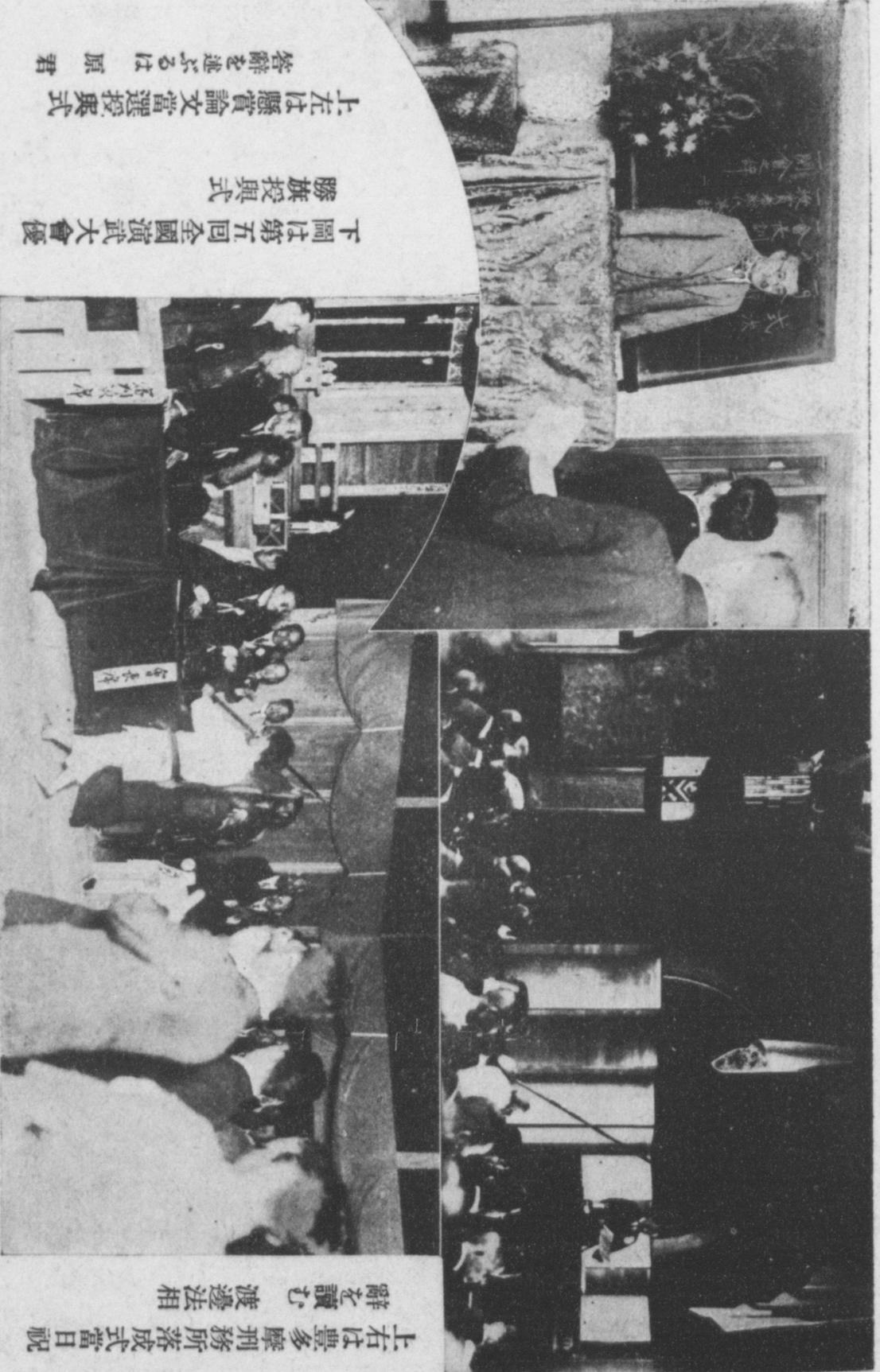
教育方法としての刑罰と法律關係としての刑罰	牧野英一	近代的自由型の誕生	瀧川幸辰
少年處分の斷片	豊島直通	未決勾留に就て	小野清一郎
刑務作業に對する教化的考察	正木亮	教育に於ける作業の地位	吉田熊次
監獄に於ける累進制	河邊湛	行刑衛生に就て	芥川信
わが國に於ける累進制	住江敬然	累進制に關する或考察	椎名通藏
指罪の社會的觀察	古畑種基	精神病學と刑務所	泉二宅新熊
我國に於ける懲役の沿革	小山水淳	精神病學と刑務所	三宅新熊
國際刑務會議	木村松吉	監獄の沿革	大原一

發行所 東京市麴町區西日比谷町一
東京市神田區一ツ橋通五

刑務協會 有斐閣

電話 銀座 二三四四番
振替東京 二五〇九番
電話 九段 三三三番
振替東京 三三三〇番

上左は懸賞論文當選授與式
勝旗授與式
下圖は第五回全國演武大會優



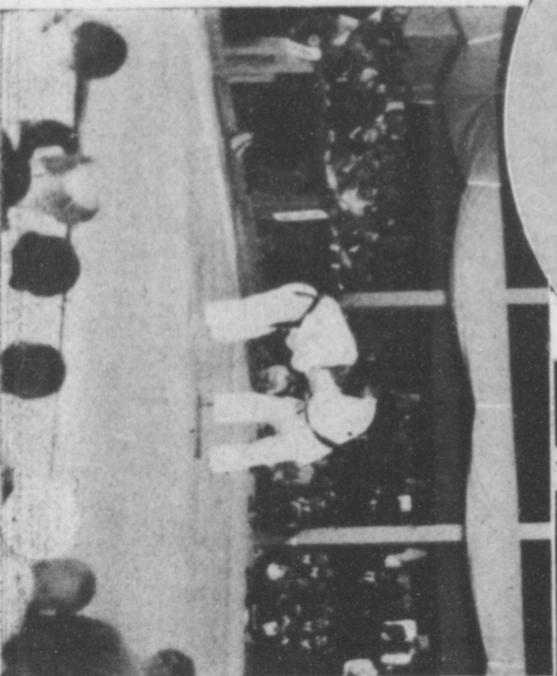
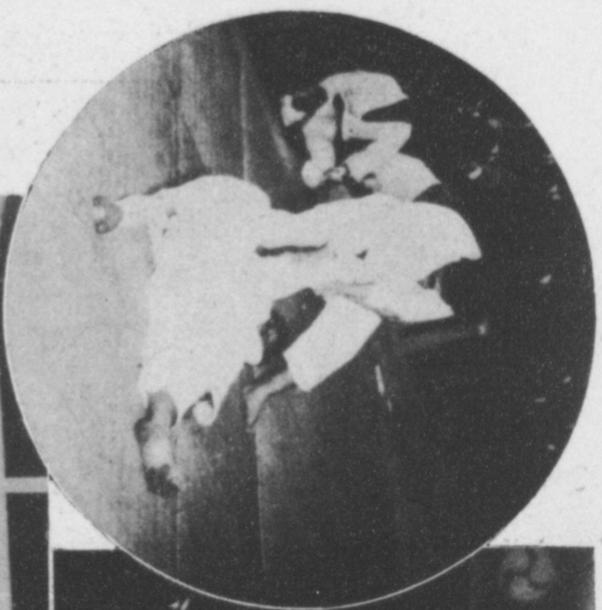
上右は豊多摩刑務所落成式當日祝辭を讀む 渡邊法相

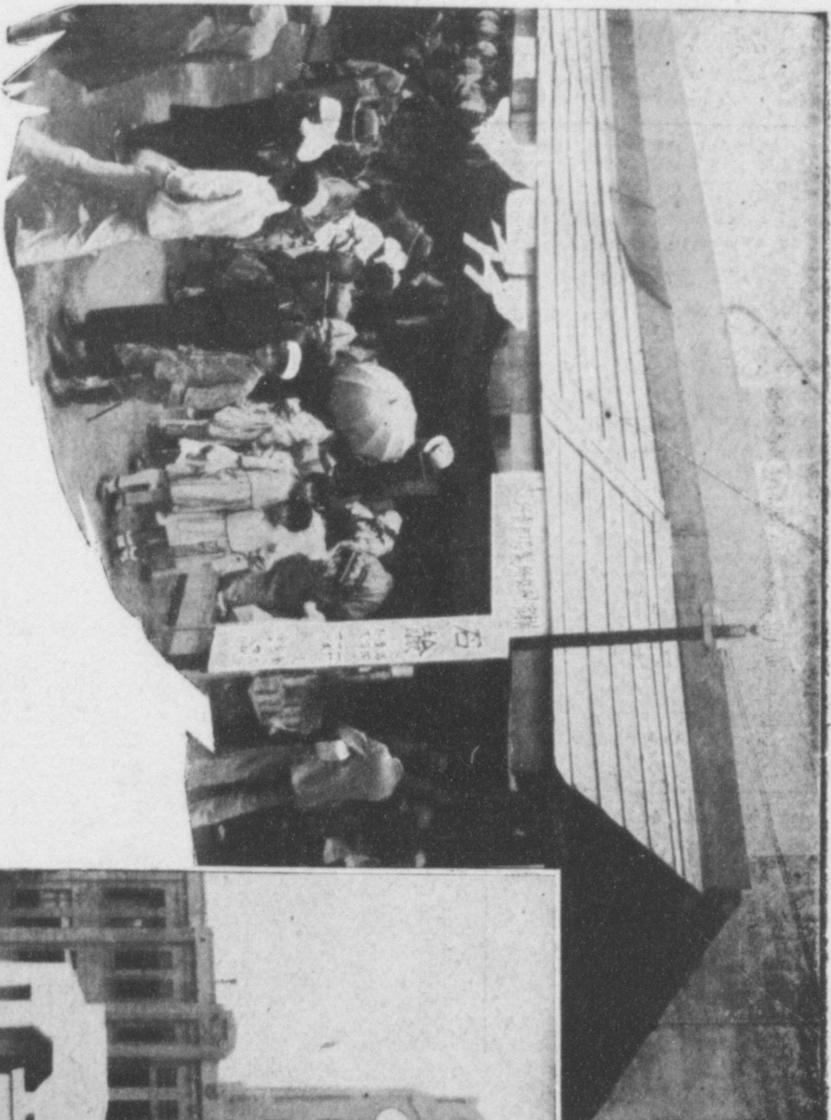


第五回全國大武演會優勝士

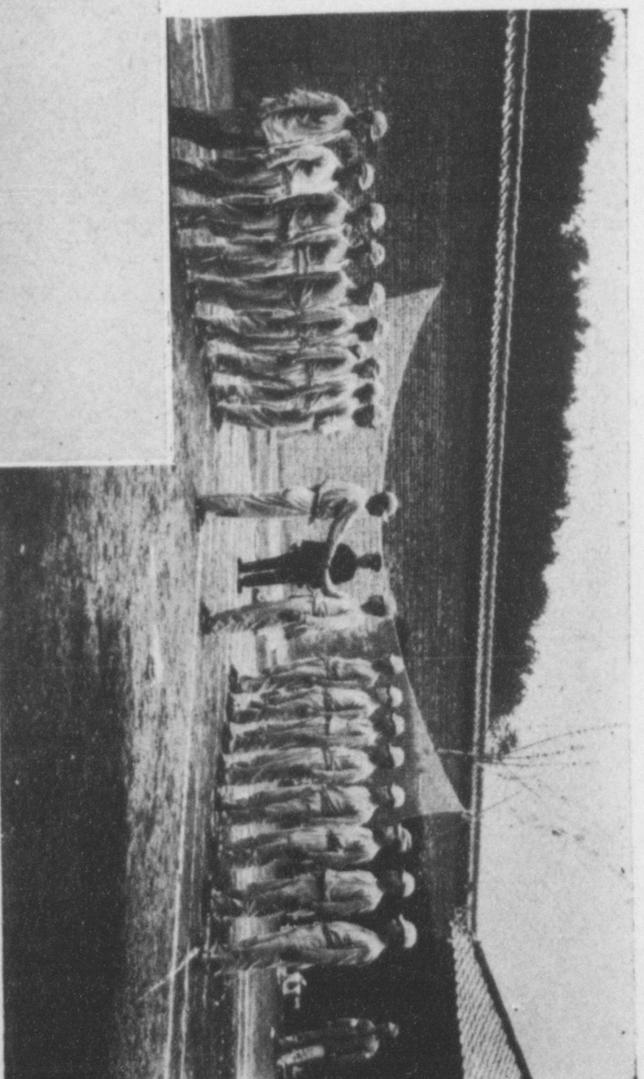
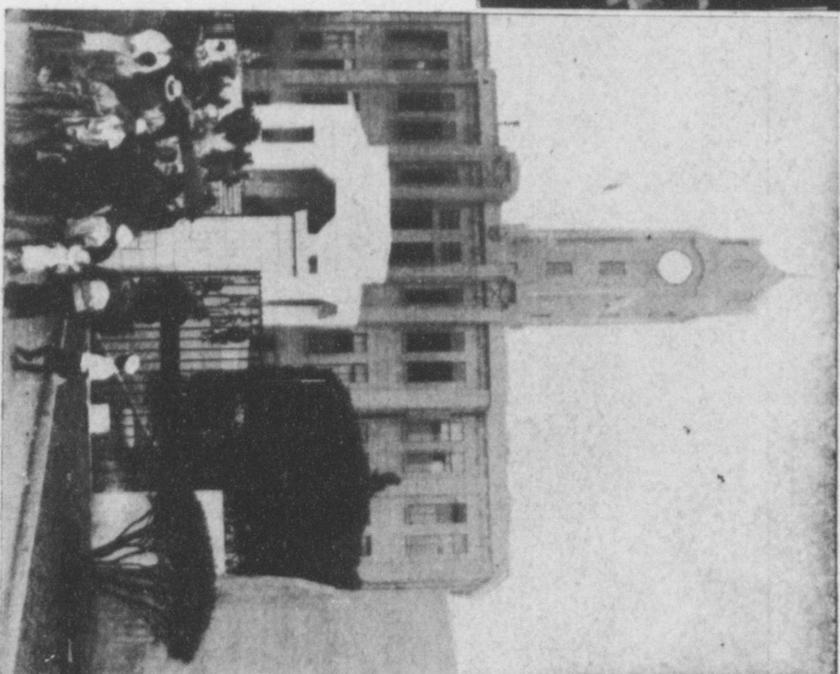


上圖は左右共に三船
範士白井五段の柔道
「護身極の型」
下圖は柔道指定選士
試合

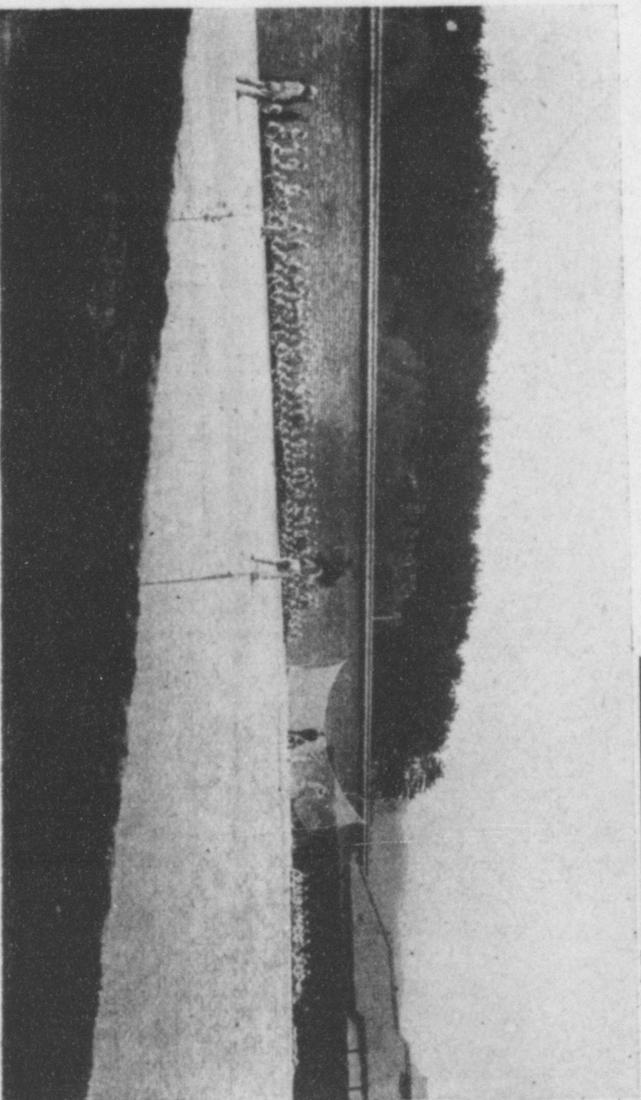




右 落成式を擧
げた豊多摩刑
務所
左 刑務所製作
品即賣會の景
況



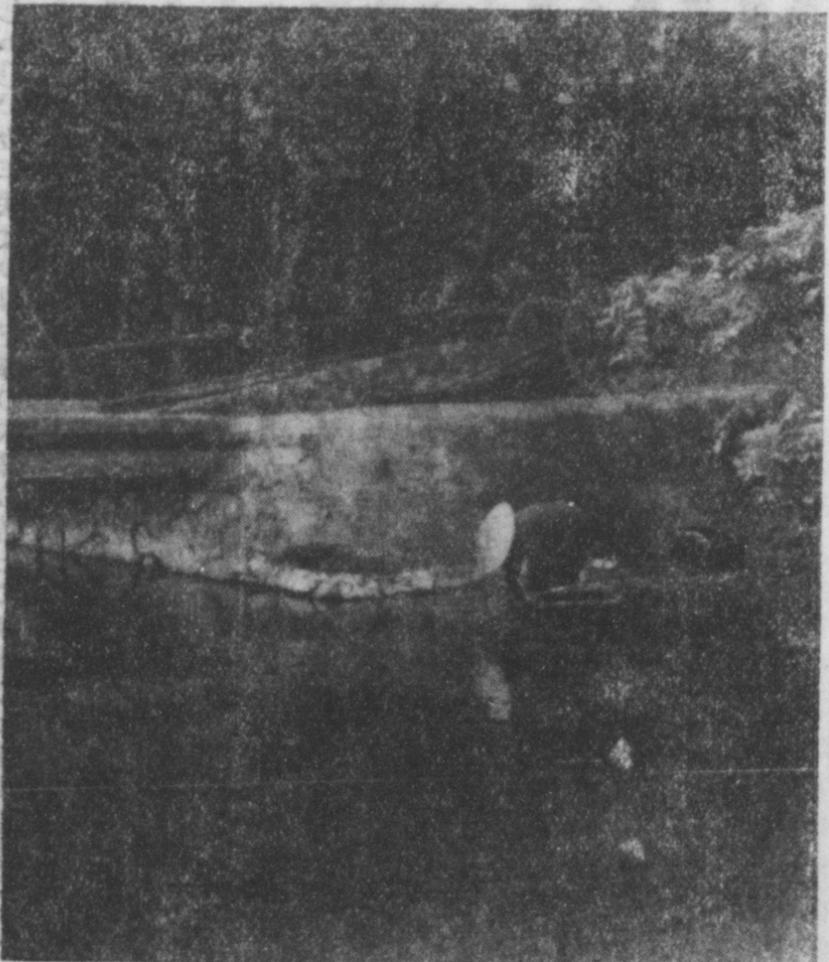
姫路少年刑務所に於ける
野球試合
四月廿九日



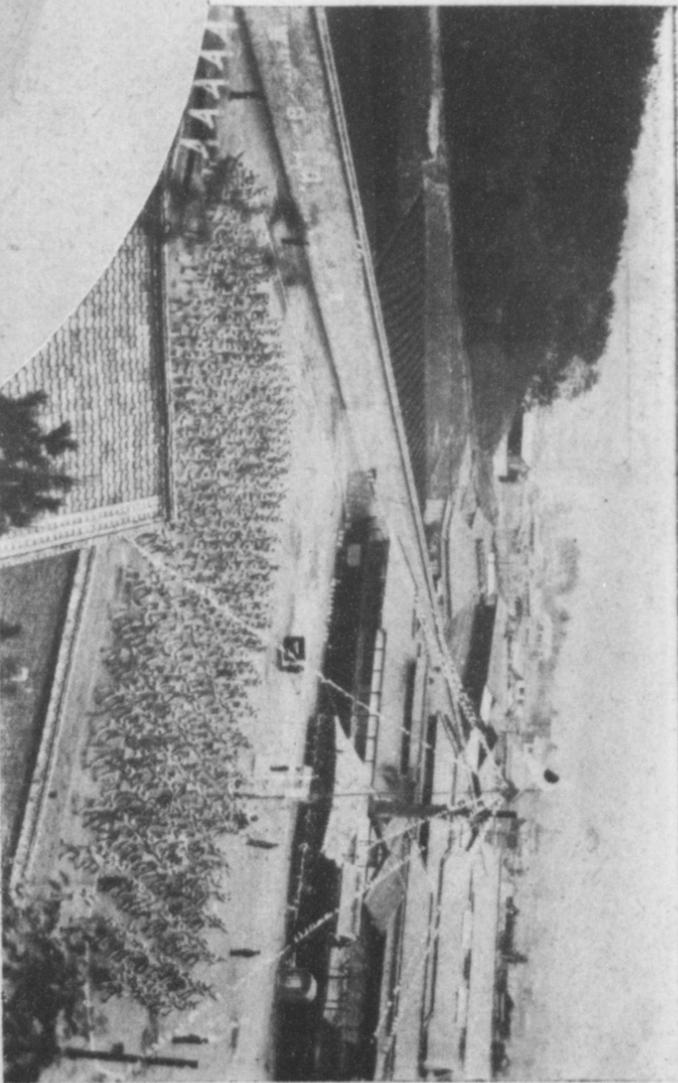
刑 政

第 四 十 四 卷
第 七 號

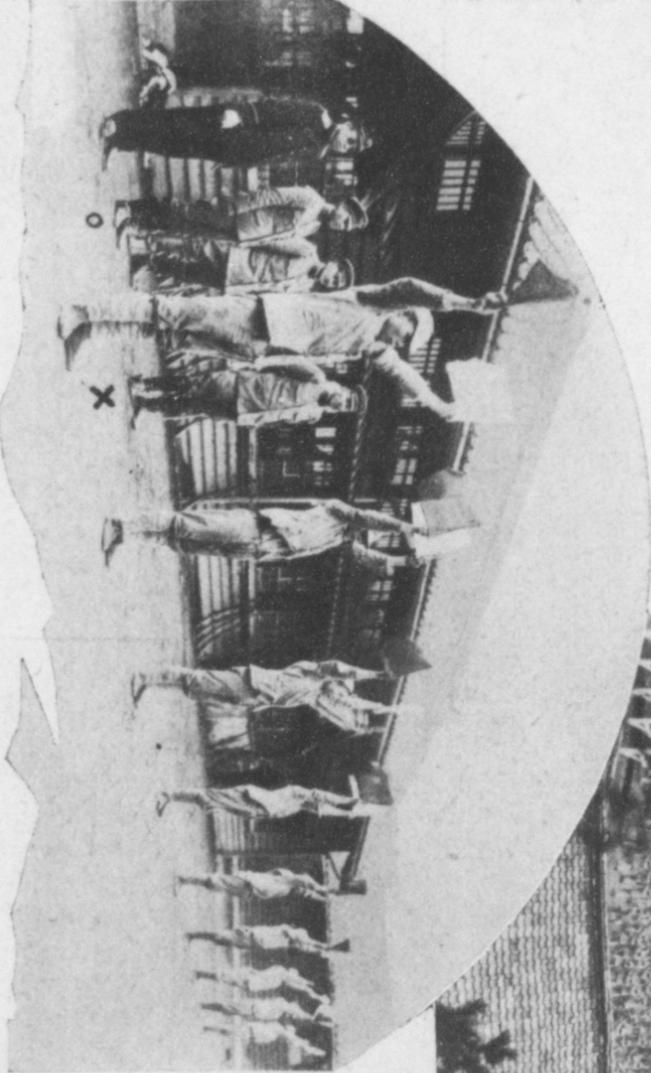
少年法と少年犯罪の研究



出さうと大いなるのついで
盛岡少年刑務所
○甲教練指導將校二十三聯隊
第一中隊長 太田 大尉
×印は教練巡察の盛岡聯隊區
司令官陸軍歩兵大佐
瀧熊 與一氏



姫路少年刑務所に於ける第二回春季運動會ラジオ體操
四月廿九日



盛岡少年刑務所
教練巡察(六・四・一四)
○甲教練指導將校二十三聯隊
第一中隊長 太田 大尉
×印は教練巡察の盛岡聯隊區
司令官陸軍歩兵大佐
瀧熊 與一氏



少年法と少年犯罪の豫防

わが少年法が十八歳未満の犯罪少年に對する保護處分と刑事處分の爲めの法律であることは今更いふまでもない、しかし、少年法は少年犯罪の未然の防止に無關心な既成犯行に對する處分だけの法律であるべきではない。

抑も特に少年に對する犯罪はその處分を律するよりも先づその犯罪原因を除去することにその職能を發揮せねばならぬものである。國家が棄兒や放浪少年の保護に關し、さして介意するところなくただその處分に力をそそぐことはむしろ首足轉倒である。

わが少年法は女受刑者の携有する乳兒をどう保護しようかといふことには年齢の關係から更に關するところがない。しかし、その乳兒はやがて犯人たるべき素質を充分に備へて居るのだが少年法は只それが十四歳に達し犯行を爲すの日を待つのみである。

わが少年法のみならず傳統的な歐米諸國の少年法は概ねこの種のものであつた。しかるに一九二七年十月十二日のブラジル少年法は此の傳統に一石を投じたのである。即ち、その少年法は先づ産兒及び二歳乃至七歳の棄兒の保護を規定し、十八歳以下の遺棄されたる少年の處分、次いで犯罪少年の處遇を規定したのである。殊に、その法律は少年勞働の條件、芝居、活動寫眞及び行樂地への出入に關して規定し、更に彼等を犯罪に導きたる成年を處罰し、親權及び後見權を剝奪し、かかる環境の統制によつて少年犯罪の未然の防止を意圖したのである。換言すればブラジルに於ては少年法を少年法たると同時に、社會防衛法として擴大したのである。



ペトルチルカは此の少年法を以て重要な立法上の指導であるといつて居るがわれわれも亦そこに顧みるところの尠からざるを思はねばならぬのである。

惟ふに從來の刑事立法は既成犯行に對して反動を加へることに急にしてあとからの犯罪の發生に對しては殆んど介意するところがなかつた。否、從來は只刑罰の持つところの威力によつてのみその發生を防止し得るものと過信して居たのである。しかるに十九世紀以後に於ては犯罪の防壁は犯罪少年の矯正によつて成功し得るものだといふ考が是認されて爾來われわれの少年法を只その範圍に躡踏して居たのである。

しかし今日の文明は犯罪の發酵がもつと幼い時代から起るものだといふことを明確にして來たのである。棄られた無心の嬰兒、乞丐の手先きにつかはれる七歳の童子をそのままに放擲するとき彼等は必然的に犯人となり行くことが異口同音に叫ばれるやうになつたのである。

所謂犯罪は環境の所産であるといふ原理は特に棄られた嬰子や童兒の場合にあてはまる。犯罪の防壁の爲めに定められた少年法が一步をそこに進めぬのはむしろ少年法が刑事法の一分野に過ぎぬものとして洵に意義が尠い。

ブラジルの少年法はかやうに消極的な在來の少年法への本鐸である。わたくしは現在の少年法も亦かやうな社會法化するところの少年保護思想に誘導されつつその領域を擴げらるであらうことを毫も疑はない。否むしろ今日の少年法がしかく社會法化する日の一日も速かならんことを希ふものである。

昭和六年六月十八日夜

正 木 亮



渡邊司法大臣訓示

(六月三日刑務所長
會同席上に於ける)

茲に諸君の會同に臨み所管事務に關して所見の一端を陳べますことは私の欣懐とするところでありませう。

一、刑罰の目的は犯罪の一般豫防と特別豫防とに在ることは今更申すまでもないことであるが自由刑の執行に當つて居られる諸君の立場から申しますと勿論特別豫防を主眼とし出来る限り受刑者の個性を考査して之に相應する處遇を爲し以て根本的に彼等の犯罪性を撲滅することに留意しなければならぬのであります。

一、行刑に於ける特別豫防の實を擧げるには刑務所の紀律を嚴肅にし受刑者の規則的生活を涵養するに務むると同時に彼等に徹底的なる職業の訓練を施して獨立自活の道を講じてやらねばなりません。此の故に今日の刑務作業は受刑者の勞働意欲技能及び勞働の趣味を助長することに心掛けねばならぬのであります。併しながら受刑者の犯罪性の撲滅は決して戒護や作業のみで達せられるものではなくその心情を陶冶し身心を健全にしてやらねばならぬのでありますから諸君は今後一層教化及保健の充實に努め以て行刑の目的たる受刑者の改過遷善の實を擧げられることを切望する次第であります。

一、近時行刑學上行刑は人と人との問題であるといふことを申して居るのであります。之は行刑はいくら設備を改善し處遇を改めましても行刑に膺る人の人格の感化がなければ到底

受刑者の心情を矯正することは出来ないといふことであります。惟ふに上に立つ者の行動が直ちに下に影響することは何れの關係に於ても有り勝のことでありませうが行刑官吏と受刑者との關係に於ては特に著しいのであります。諸君は日常生活に於て自ら放縱怠惰なる行動を慎み部下をして端正勤勉なる生活を営ましむることに注意し以て刑務官吏の行動が受刑者の模範となる様に特に御努力を願ひ度いのであります。

一、檢察裁判及行刑の連絡を密接ならしむべきことは屢々申述べたところであります。之は判事及檢事の刑務所巡視が勵行せらるることに依つて始めてその實績を擧げ得るのであります。まして先般の司法官會同に於ても今後判檢事を以て暗めて刑務所を巡視せしめ行刑の適正を期する一助となすべきことを申し置いたのであります。殊に少年受刑者の假釋放に付ては判事及檢事が刑務所を巡視する際刑務官に對して之に關する意見を開陳して共助を爲すことに話合が出来たのであります。今後判事及檢事の刑務所巡視は相當頻繁になるであらうと思ひますが諸君は關係ある部下と共に喜んで之を迎へ判事檢事が愉快に巡視を爲し行刑に關する各自の意見を開陳し得るやう注意せられ以て充分に行刑の効果を擧げられむことを切望する次第であります。

一、近時受刑者の逃走自殺等の事故が續發致しますことは甚だ遺憾とするところであります。が就中逃走事故に付ては之が爲世人に不安の念を懷かしめた事例も一再に止まらなかつたことは諸君の既に御承知の通りであります。刑務所は受刑者を改善する場所でありませうが

同時に之を完全に管理して社會の安寧を圖ることも亦重大なる責任であるにも拘らず斯様な事故を發生せしむることは刑務所の任務を充分に盡さざることになるのでありますから諸君は今後一層緊張して單に物的の戒護力に安することなく職員一同の不斷の注意と努力とによる所謂人的戒護によつて斯の種の事故を未然に防止する様努められむことを望みます。

一、假釋放は行刑の最善の結實であることは今更申すまでもないことではありますが從來動々もすれば之を許すの機會を失し、或は受刑者の表面的の行動に囚はれ假釋放本來の使命である改悛自新を促すの效を奏せざる場合が絶無ではなかつたのであります。今回當局は是等の事情に鑑みまして假釋放審査規程を制定して假釋放に關する審査の標準となすべき項目を示しましたから諸君は今後之に基いて假釋放の運用を適確にし受刑者の改善促進に當られむことを切望致します。

一、近時思想犯罪による收容者が著しく増加致しましたことは甚だ遺憾とするところであります。是等の受刑者が其の犯罪に陥るに至つた原因は洵に多種多様であります。是等の中に單に青年期に於ける特殊の心理状態に驅られ或は他の誘導によつて偶々渦中に投じたる者の如きは冷靜に自省するの機會を與ふるに於ては之をして其の本然に立ち歸らしむることは決して不可能ではないのであります。是等受刑者の中過去の空想を捨てて常道に復歸した幾多の事例は諸君に於て既に經驗せらるるところであります。諸君は何卒周到なる注意

を此の方面に拂はれ彼等の性情に相應する教化方法を講じ必要なる場合には適當なる講演者又は講師の選定に付き地方長官の援助を求むる等出來得べくんば釋放前に改善の實を擧げるやう最大の努力を致されむことを切望して止まない次第であります。

一、思想犯人を多數收容する刑務所に於て特に注意しなければならぬことは此の種の受刑者は往々にして相通謀し時に刑務所の秩序紊亂を謀り又は他の受刑者に思想の傳播を試むることでもあります。諸君は常に刑務所が集團生活の場所たることを忘るることなく一面には曩に述べました如き教化の手段を講ずるとともに他面には是等の陰險にして執拗なる行動を戒しめて思想の傳播を防壓せらるる様努力せられむことを希望致します。

行刑者としての基本問題

一、行刑者の職務は、受刑者の生活を管理し、その健康を維持し、その改悛を促すことに在り。二、行刑者は、受刑者の行動を監視し、その危険を防止し、その安全を確保することに在り。三、行刑者は、受刑者の教育を施し、その生活を向上させることに在り。四、行刑者は、受刑者の労働を監督し、その生産性を高めることに在り。五、行刑者は、受刑者の退所を準備し、その社会復帰を支援することに在り。

行刑法改正の基本問題 (二)

正 木 亮

目 次

- 一 はしがき
- 二 刑務官の據るべき刑罰觀念(以上前號)
- 三 個性審査と特別豫防
- 四 受刑者生活の法律化

三、個性審査と特別豫防

刑務官の據るべき思想が上述の如く特別豫防を基本とせねばならぬことになる、茲に行刑法上採られて居た傳統は覆がへされねばならぬ。行刑立法上の傳統とは行刑に於ける刑務官吏の獨裁權を意味するものである。刑務官吏の獨裁權あるが爲めに、行刑はいつまでも密行の城寨にちつ居し、他人の喀啄を避け得しめたのである。

現行行刑法は法律である。しかし、その内容は、官吏に對する執務軌範に等しいとして批難されて居る。今日の行刑はこの執務軌範に抵觸しない範圍に於て官吏の自由裁量が許されて居るのである。而して、所謂特別豫防がこの官吏の自由裁量に依て定められたる點を基點とし

て行はれねばならぬのであるから、わたくしは行刑上累犯率が降らぬといつて批難を受けるのも仕方がないと思ふ。

抑も、何故に從來の行刑法規はしかく官吏に絶大なる自由裁量を與へたのか。わたくしはその理由として二つのものを挙げ得ると思ふ。その一は從來の刑罰觀念が囚人を以て普通人よりも下位に屬する階級者と考へて居たからであると思ふ。現に、その思想は多くの看守の頭を支配して居るのである。彼等の中には自らを囚人に對する支配者として意識し、囚人を自己の從屬者として扱ふ者が多い。さやうな意識は刑罰を以て犯人に對する惡報なりとする觀念の所産である。しかし、犯人と雖その自由を剝奪される以外は看守及びその他の刑務官吏と對等である。況んや、囚人各個の個性の動きは刑務官吏の力を以ては如何ともすることが出来ぬではないか。さるを、傳統的な行刑法規は之を刑務官吏の獨裁によつて判斷せしめようとしたのである。

その二は囚人の改善それ自體よりもむしろ刑務所の統制に重きを置いたからである。否、刑務所の統制よろしきに於ては改善はおのづから期待出來ると考へたからである。

人の性向、心情の動きは非科學的な斷案で決せらるべきものではない。況んや、權力などで律し得べきものではないのである。故に、特別豫防の觀念が高まるにつれ凋落して行くのは刑務官吏の概念的な自由裁量でなくてはならないのである。

その意味に於て、わたくしは、行刑法の基本を先づ諸科學の上に立たしめねばならぬと思ふ。

從來打診と投薬とで萬事了れりとされて居た保健技師が重要な地位を占めねばならぬやうになつて來たし、お説教で事が足りて居た教誨師と貧弱な作業指導に踞踏して居た作業技術者とが實は行刑の重要人物として舞臺にあらはれることになつたが、それは要するに彼等が科學的背景によつてその職責を行ひ得る地位にあるからである。

從來も亦今日に於ても戒護中心といふことを叫ぶ人がある。しかし、戒護に偏重する位、人の心情を誤らしめる虞のあるものはない。現にかの不良兇惡囚の集禁は戒護上の問題から起つたのであつたが、その不良兇惡として選ばれた人々にどれほど精神障害者が居たかは吉益醫學士の報告によつて明かである。病者殊に精神病者に治療を施すべきは監獄法第四十條及第四十三條の命ずるところなるに拘らず、而も之を普通健康者として處遇したその罪はどこにあるか。わたくしはその罪を抽象的な判断を基本とする刑務官吏の自由裁量に屬せしめ度いのである。

行刑の統制を維持するに急なるときは心情の動きや精神状態の變化を形而下學的に討究するよりも先づ形式的な表徴によつてのみ事が運ばれるのであつて、斯様な處遇から惡人が善人に生れ代ふことは決して希望の出來るものではないのである。換言すれば、行刑が斯様な状態に置かれる限りは行刑に眞の特別豫防はあり得ないことになるのである。さやうな點から考へると行刑は戒護中心であつてはならぬし、作業中心であつてはならぬし、教誨中心であつてはならぬし、同時に又衛生中心であつてもならぬのである。行刑こそ眞に各

種専門の寄合世帯でなくてはならぬのであつて、戒護も作業も教化も衛生も何れも對等な十の力で働かねばならぬし、從來のやうに戒護官吏のみが空威張をしてはならぬことになつて來るのである。かくして刑務所は社會の縮圖なりといふわたくしの年來の主張に妥當性が見出される。

行刑の科學化は刑務所がかやうに各種専門の寄合世帯であるとされることに於て始めて價値づけられるのである。かのベルギーのベルヴェツク博士が囚人の個性を人類學的に調査してその結果に基いて改善事業を行ふべきことを要求したとき、刑務所長たちはかくては吾等の改善事業は醫者の手先きたるに過ぎぬといつたことであつたが、刑務所長のかやうな見解は改善事業を迷信化した一の事例である。眞の改善は根本的な人の弱點の發見されたところに始まるのである。

形而下學的に素人な刑務所長の個性觀察よりも心理學者や生理學者や精神病學者や乃至は教育學者の觀察した個性の方がもつと正しい。その正しい個性の觀察の可能な今日その點に關して空漠たる自由裁量を許すこと位不合理なことはあり得ないのである。今日の特別豫防は將にその點に缺陷が見出される。

刑務官吏の自由裁量と科學的個性調査の優劣とは今日の行刑學に於ては重大なる著眼點となり、既に實行にうつされることとなつた。曩に述べたベルヴェツクとベルギーの刑務所長との軋轢は既に落着してその點に關する刑務所長の自由裁量は殺がれて行刑は人類學的調査の

上に置かれることになつた。

ストラウピングの刑務所に於ては行刑は刑務所長の権限によつて統制されるよりもむしろ
フイールンスタインといふ醫師の個性研究を基礎として運用されることとなつた。プロシ
ヤの行刑が囚人の生物學的個性調査を前提として始まり、北米合衆國の諸州が囚人の精神衛
生に關する研究を材料として累犯防止に邁進して居る今日の狀態は果してわれら行刑學徒及
び實務家に何を示唆して居るか。

それに對してわたくしは答へたい。今後の行刑法は最早それを觀念的規律の域に逡巡せし
めてはならぬといふことを示したのである。行刑法はまた科學的な具體事實を律すべき一の
法律であらねばならぬといふことを示教したのである。それによるとわが現行監獄法第十四
條は根本的に改正されねばならぬし、同時に行刑の重要な出發點となるのである。

監獄法第十四條は曰く「新ニ入監スル者アルトキハ其身體及ヒ衣類ノ検査ヲ爲ス可シ在監中
ノ者ニ付必要ト認ムルトキ亦同シ」と。立法當時それは如何なる目的の爲めにかやうな検査を
必要としたかに付て討究するとその當時に於ては只監獄の紀律と衛生との維持の外に別段の
目的はなかつたのである。しかし、入監の第一歩は紀律と衛生の爲めのみ第一歩にあるに
あらずしてそれは將に特別豫防目的の爲めの第一歩でなければならぬのである。特別豫防の爲めの第一歩として收監時の検査が利用されねばならぬとすると茲に第十四條
の検査は常然醫者や教育家や社會學者の手によつて占領され、時にまた外部の専門家の關與を

仰がねばならなくなるのである。

監獄法は一の教育法である。さるが故に、その解釋は自由法學的な解釋によらねばならぬといふ見解に立つわたくしは、右の條文が今日に於ても亦しかく解釋されぬ筈はないと考へて居るが、このわたくしの見解は將に司法當局によつて證據立てられることになつたのである。即ち昭和六年五月二十五日司法省訓令第一二八號假釋放審査規程は實にその解釋の上に制定されたといひ得るのである。

假釋放審査規程第十八條が身上關係の審査を收容時より二月以内に之を爲すこととし、その身上關係が生物學的立場に立つところの遺傳、健康狀態、精神狀態等(第二條)を中心として確定されねばならぬとされたその法源たる監獄法第十四條の検査はまさしく戒護官吏の手より技術者の手に移されて來たことを明かにされたのである。

殊に規程第二十二條が身上關係の審査は教誨師、教師、保健技師、保健技手、作業技師又は作業技手が分擔せねばならぬとするに至つた如き、行刑處遇の基點が如何に科學的に斷定されたる個性の上に置かれねばならぬかといふことが明かにされたのである。

要するに、行刑法は今後に於ては先づ個性の科學的調査から始めねばならぬやうに立法の方面を移さねばならなくなつたのであつて之れをわれわれは行刑が科學化するといふのである。從來刑務所の特別豫防は屢々疑はれた。小野教授の言葉を籍りて言へば「特別豫防の意味に於て實證的に確實なるは、唯其の拘禁の期間内離隔的排害的作用を有する點だけである」と

されたが、それはわたくしのいふ科學的行刑から見れば過渡期の問題なので、かやうな見解の下に今後の行刑法が立案されようものなら、その行刑法はむしろ改悪のそしりを免れぬのである。故に、今後の行刑法はどうしたら離隔を完全にし得るかといふ點を根本とするにあらずして、如何にすれば正しき個性を發見し得て、それに相應する改善を爲し得るやを基點とすべきことに付て最早異論のなかるべきことだといはねばならない。

- (一) 牧野博士「刑法における法治國思想の展開」(昭和六年)第四八〇頁。
- (二) 小野教授前掲第六頁。
- (三) 之は大正十年に「性兇惡にして普通的手段を以て制禦し難き者」を集禁されて以來昭和五年四月一日まで續いた。
- (四) 吉益學士「不良兇惡囚の調査」(刑政第四三卷第八號以下)。
- (五) 拙著「行刑の變遷をたづねて」第一九八頁以下。
- (六) Hans Klare, Das kriminalbiologische Gutachten im Strafprozess, 1930, S. 9ff.
- (七) Frank L. Reector, Health and Medical Service in American Prison and Reformatories, 1929, p. 156 et. seq.
- (八) 吉野徳一氏「改正監獄法要義」(明治四十一年)第三六頁、小河博士「監獄法講義」第一二〇頁。
- (九) 拙著「監獄法概論」第四五頁以下。
- (一〇) 拙著前掲はしがき第二・三頁。
- (一一) 刑政第四四卷第六號掲載。
- (一二) 小野教授前掲第六頁。

四、受刑者生活の法律化

今日の監獄法の下に於ては受刑者の生活は義務のみの生活である。僅かに、彼等は情願といふぬゑのやうな一つの権利によつて監獄の不當の處置に對抗することが出来るのみである。しかし、その権利に對してすら司法大臣や巡閱官吏は情願解決の義務を負担しては居ないのである。

既にたつた一つの権利である情願ですらさうなのだから、現行監獄法に於て囚人の権利を云謂することは全く困難なことである。しかしそこに監獄法の缺陷があるのではなからうか。惟ふに、監獄法は自由刑の執行に關する法律である、拘置監及び勞役場に關する部分を除いて、故に、その剝奪さるべき自由以外の點に關して監獄法が制限を加へ又は剝奪する規定を設けて居れば過去百數十年來培はれた罪刑法定主義は監獄法によつて破壊されることになるのである。

又監獄法の目的は囚人を改善することである。囚人の改善とは囚人をして合法的に社會生活に伍し得る人間にまで改造することである。さて、合法的なる社會生活とは何か。それは、人類が法律の規律するところに従つて権利と義務との生活を爲すことである。さやうな生活に導くべき刑務所に於て主張し得べき権利を抑壓し、義務なき義務を強要すれば、その導きは到底囚人によつて理解さるべきものではない。

受刑者の権利なき今日の生活と合法的生活に導かうとする刑罰目的との間に大きな矛盾があることは何人も是認せらるるところであると思ふが然もそれが當然の如く考へられて居る今日の状態は、なんと所謂道義的責任の根強きかに驚かざるを得ないのである。

わたくしはこんな話を知つて居る。或る道義的責任論者がその父兄の一人を刑務所に奪はれた。ところが面會に行つて見るとひどくやつれて居たのでその理由を聞くと榮養不足だといふ。差入を願つたが許されない。おまけに彼の敬愛する父兄の一人は赤い着物を着せられ日頃齒牙にもかけなかつた看守には下等の呼びかけをされて居るのである。彼は慢然として自由刑制度を呪ひ出した。曰く自由刑は同時に身體刑であり名譽刑ではないかと。更に彼は社會の嘲笑をも受けたお前の爺父は前科者だぞといつて。

わたくしは今日の自由刑の不純性と不當なる權利侵害に付ては、その身邊の一人を刑務所に送ることによつて始めて痛感される人々が多いだらうと思ふ。

自由刑はさやうな状態に置くべきではない。これは學者の一致して叫んで居るところである。彼等は今日の自由刑は同時に死刑として作用する場合があり前例の如く身體刑名譽刑家族刑乃至財産刑として作用する場合があるが、かかる危険に置かる自由刑は眞の自由刑ではないといふのである。

差當り監獄法第十五條に於て刑務所長が若し心身の状況に因り不適當なるものと認めたにも拘らず猶獨居拘禁に付した場合、受刑者は之に對してどんな權利を以て對し得るか、第三十二條による一定の衣類臥具が暖寒を考慮せずして作られ又第三十四條によつて與へらるる糧食飲料が健康や作業に相應するところなくして給與される場合受刑者は如何なる對抗權を持つて居るか。第四十條により病監に收容すべき者をその措置に出でなかつた場合受刑者はどうしたらよいか。第五十九條によりて不當に紀律違反と認定され懲罰に處せられたとき受刑者

は如何にすればよいか。それらの何れもが受刑者生活に重大なる關係があるに拘はらず之を不可解な情願のみによつて對抗せしめようとする現行法は、囚人生活を義務それ自體として了つて居るのであつて囚人の性格はかやうな立法によつて既にスホイルされつつあるといつてさうなのである。

かやうな點から觀察すれば新たに生るべき行刑法は先づ第一に囚人生活の根柢を定めてかからねばならぬのである。即ち囚人も亦人類であること、人類であるが故にその法律上剝奪され得べき權利自由の外にはいかなる權利をも有することを明かにせねばならぬのである。

その意味に於てわたくしはソヴィエトの行刑法に人道主義的原則が規定され、ドイツ行刑法案に人道的處遇の一條を設けたことを學ばねばならぬと思ふのである。

フロイデンタールは行刑法を囚人のマグナ、カルタたらしむべしといつたが、それは受刑者生活の權利義務の明確にさるべきを要望したのであつて、ソヴィエト及びドイツの人道原則規定は廣く自然權の確保を意味するのである。この二者を合せて受刑者生活を法律化することは近代行刑立法のすう勢であることを知らねばならぬのである。

(一) 拙著「行刑上の諸問題」第一〇頁以下。

(二) フロイデンタール、アンドレ、エヤコビチ、ヌルヘル、フェンニンガー等ドイツ及びスウイス學者は特に此の點を強調して居る。

(三) Freundthal, Die staatsrechtliche Stellung des Gefangenen (Rektorswechsel an der Akademie für Sozial- und Handelswissenschaft zu Frankfurt a. M. am 3. 10. 1909. S. 28.

刑罰の本質より観たる不起訴處分 と執行猶豫 (二・完)

尾後貫 莊太郎

- 一 刑罰の本質より観たる不起訴處分(以上前號既載)
- 二 刑罰の本質より観たる執行猶豫(以下本號所載)

二 刑罰の本質より観たる執行猶豫

執行猶豫と云ふ制度の歴史をたどつて、その起原をたづねるならば、それはイギリスの宣告猶豫にあるのである。即ちイギリスの條件附釋放(conditional release)又は條件附放免(conditional discharge)と稱せらるる制度がこれである。さうして、これがアメリカに渡つて保護觀察(probation)と云ふ形式を採つて發達し(一)、更に之れがヨーロッパ大陸に移し植えらるるに及んで其の法律的構成に幾分かの修正が施された結果、茲に執行猶豫と云ふ制度が生れたのであつた。ヨーロッパに於て此の執行猶豫制度を先づ採用したものは、ベルギーとフランスとであつた。

さうして、此の制度は今や世界の多くの國々に於て刑事司法上の缺くべからざる政策として一般に好意を以て遇せられてゐるのである。唯、ドイツに於ては條件附特赦(Bedingte Begnadigung)の制度を採用して居つて、その法律的構成は全く相異つては居るけれども、その制度の精神に於ては之を異別視することは出来ぬものであり、しかも今日までに表はれたるその刑法改正諸草案を見れば、一貫して條件附有罪判決(Bedingte Verurteilung)又は條件附刑の免除(Bedingter Straferlass)即ち執行猶豫制を採つてゐるのである。何れにしても、制度の具體的形式に相違こそあれ、刑事司法に於ける便宜主義(Opportunitätsprinzip)は、起訴後の段階に於ても既に普く認められつつあるのである。

(一) わが少年法第六條に「少年ニシテ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケ又ハ假出獄ヲ許サレタル者ハ猶豫又ハ假出獄ノ期間内少年保護司ノ觀察ニ付ス」との規定あり、又わが國の刑法改正豫備草案第七十七條に「懲治又ハ禁錮ニ付刑ノ執行猶豫ヲ言渡ス場合ニ於テ合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ其ノ猶豫期間内本人ヲ保護觀察ニ付シ云々」と規定し、更に第八十九條に「不定期刑ニ處セラレタル者ニ對シ假釋放ヲ許ス場合ニ於テハ保護監督ヲ命スヘシ」と規定し、尙第百十五條乃至第百十八條に保護觀察及び保護監督に關する規定をおいてゐるのであるが、わが國少年法の「觀察」並に刑法改正豫備草案の「保護觀察」又は「保護監督」と云ふが如く、保護司(probation officer)の觀察(supervision)と云ふ制度とイギリスに於ける宣告猶豫制度との結び付けられたものをアメリカに於て保護觀察制(probation system)と謂ふのである。

執行猶豫と云ふ制度の歴史的起原が、イギリスの宣告猶豫にあつたとしても、その宣告猶豫が主觀主義的刑法理論から生れた特別豫防的觀點から創められたものではないことは明かなこ

とである。然らばイギリスに於てむしろ傳統的な刑罰思想の下に於て何故に宣告猶豫制が發達したのであるか。しかし、今茲にそれを論究する必要はあるまい。われわれは宣告猶豫乃至執行猶豫と云ふ制度がわれわれの主觀主義的刑法理論に合致することを經驗的に知るのである。或る制度が歴史的發達の過程に於て經驗的にその存在價值を明かにしてゆく事實を否むことは出来ぬ。實證主義的方法論の業績は、常にこの事實をもちし所なく把握してゆく點にあることを知らねばならないと考へるのである。

わたくしは、しばらく事を執行猶豫制に限局して論じてみよう。執行猶豫制を採用すべき理由として従來主張せられてきた所は、短期自由刑の弊害の回避と云ふことであつたのである(II)。自由刑、殊に短期自由刑が犯人の性情に却つて悪影響を及ぼし、犯人の社會的復歸力を阻害する結果をもたらすことは、經驗的にわれわれの是認する所であり、このことは特にヨーロッパ大陸の學者によつて強く指摘されてゐる所でもある。わが國に於ても、執行猶豫制採用の理由として多くの學者が此の點を力説してゐるのである(III)。

(II) v. Liszt, Vergleichende Darstellung des deutschen und ausländischen Strafrechts, allgemeiner Teil, Bd III, (1903) S. 5

(III) 例へば泉二博士の『刑ノ執行猶豫』(刑事學研究)藤本博士の『刑ノ執行猶豫ニ關スル法律ニ就テ』(刑法の理論及び政策)。

しかしながら、わたくしは考へる。自由刑が犯人の性情に悪影響を及ぼすと云ふ弊害は、行刑施設の不完全な状態に於てのみ現はるる事象である。現在の行刑施設が理想的であり完備し

たものであるとは謂はぬ。否々、應報思想におほはれてゐる幾多の制度や施設が今尙取り去られずに残つてゐる事實は到底否定することは出来ないことではある。成る程、執行猶豫制は自由刑、殊に短期自由刑の弊害と云ふ點に對する考慮から發達したものであらうけれども、今日のわれわれの主張する執行猶豫制はわれわれの刑罰本質から當然に出てくる制度であり政策であるのである。われわれは、行刑施設如何の問題をはなれて刑罰の本質上執行猶豫を論じ、且之を支持せねばならぬのである。翻つて、多くの學者の論ずるが如く、短期自由刑の弊害を回避せんとして犯人に與へたる執行猶豫が、一と度び、取消の運命に遭つてその犯人に對してその短期自由刑の執行を爲す場合に想到せよ。執行猶豫と云ふことは、結局その制度の目的を達することが出来なくなるではないか。「短期自由刑と云ふことが應報思想に立脚する定期刑主義の産物であり、更に、刑罰の應報思想が刑罰の執行、即ち行刑と云ふ點に何等の思慮を拂はなかつた結果、偶々行刑が犯人の改善を基本とすると云ふ思想によつて方針づけらるるに至つた近代の傾向に刺戟された識者の叫びが凝つて執行猶豫制の獲得となつたがために、現在の執行猶豫制は尙かくの如き矛盾を藏してゐるのではあるまいか。わたくしは、刑罰は本質上不定期たるべきものだと思つてゐる。それ故にわたくしにとつては短期刑と云ふ觀念や、又同じく長期刑と云ふ觀念も、ひとしくインディファレントである。無用である。わたくしは、短期自由刑の弊害を回避せんがための執行猶豫制には首肯することの出来ない不合理を藏してゐると考へるのである。

然らば執行猶豫制は如何なる存在價值をもつか。それは、先きに論じたる不起訴處分と同じく、犯人の特別豫防と云ふ一點に歸する外はない。犯人の中には、刑務所へ入れてはならない者のあることは既に學者の指摘する所である。刑務所へ入れて強制教育を施すよりは、刑の執行を猶豫することによつて、犯人を謹慎せしめ、善良なる行狀を保持すれば刑の執行を終局的に免れ得ると云ふ希望によつて、犯人自身の内心より湧き起る自發的向上心に事を托すると云ふ方法による刑罰の目的を達すること、却つて效果的なる場合があることを容易に想像し得らるるのである。それが即ち「人たるに値する犯人の處置方法である場合であることを、われわれは認めなければならぬのである。執行猶豫制は、實に、この積極的目的の意識の上に立つべきものである（四）。

(四) アメリカの宣告猶豫制が主としてこの考から創められたものであることは一般に認められてゐる。ヨーロッパ大陸に於ても執行猶豫制の本來の目的がここに在ると唱へられて居り、又わが國の法制審議會の刑法改正に關する決議綱領第九に「刑の執行猶豫の範圍を擴張し罰金科料公權喪失及停止にも及ぼすべき規定を設くること」とあるのは明かに短期自由刑の弊害と云ふ點からのみ執行猶豫を見ず、むしろ、執行猶豫に積極的目的のあることを承認したものである。

茲に於て、わたくしはわが刑法の執行猶豫に關する規定について一瞥を與へておきたいと思ふ。わが國に於ける執行猶豫制度は明治三十八年法律第七十號によつて始めて認められ、次いで明治四十年に制定せられたる現行刑法の中に殆どそのまま採り入れられたのであるが、その法律上の構成に付いては新舊稍趣きを異にするものがあるのである。それを茲に論ずるのは問

題外に屬する（五）。

(五) この點に關する論評は小野教授「刑の執行猶豫と宣告猶豫」法學協會雜誌第四九卷第三號第三八頁以下に詳しい。

現行刑法第二十五條の規定によれば情狀ニ因リ刑の執行を猶豫することを得るのである。「情狀」とは如何。酌量減輕に關する第六十六條の犯罪ノ情狀と相異なるものがあるか。第二十五條の「情狀」と云ひ又第六十六條の「犯罪ノ情狀」と云ふも、何等具體的内容をうかがふべき準減を示しては居らないが、その情狀の判斷がただ「犯罪行為」そのもののみ限局して爲さるべきものではなく、それは先きに示したる起訴便宜主義の規定である所の刑事訴訟法第二百七十九條に列記する犯人の性格、年齢、境遇、犯罪の情狀、犯罪後の情況にまで互つて考慮せらるべきものである點に於ては彼此差異あるべき筈はないことであらうと考へる。ドイツ一九二七年刑法草案第六十九條に謂ふ所の「刑ノ量定ニ當リテハ裁判所ハ主トシテ行為カ如何ニ行為者ノ非難スヘキ心情 (verwerfliche Gesinnung) 又ハ意向 (Willensrichtung) ニ基クカ、及ビ如何ニ行為ニ對シテ非難ヲ爲スヘカラサル原因ニ基クカヲ考慮スヘキモノトス」を考へるとき「情狀」と云ふものが「もはや文字の示すような犯罪の情狀ではなく、犯罪行為とそれに前行する犯人の素行と、それに續く事後の行動とを包括したる犯人の人格又は危険性そのものであらねばならないことに思ひ至るのである（六）。

(六) 牧野博士「現代法制の發達に於ける刑法改正の意義」刑法に於ける重點の變遷、第一八九頁

執行猶豫制が人格主義に根據を有するものである限り、その此の寛恕を與ふべき場合が、犯人の人格如何によつてのみ定まる問題であることは今更喋々を要すまい。わが刑法が一前ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナキ者。二前ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトアルモ其執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ノ免除ヲ得タル日ヨリモ七年以内ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナキ者たることを要するとして、初犯者若しくは之れに準すべき者に限局してゐる點は大に批判を受けねばならぬ所であらうと考へる(七)。更に又、執行猶豫の言渡を以て二年以下の懲役又は禁錮の場合にのみ親しむべきこととしてゐる制限も、わたくしの主張からすれば當然に非難に値する點であるのである。この二つの、現行執行猶豫制に對する不満は、わたくしの經驗から生じたものであつた。この後者の制限の點を實際上に適用してみても、別の方面からも、多くの實務家が不便を感じてゐることは、われわれが屢々見聞する所である。例へば、之を放火罪について考へてみるならば、放火罪の刑は第百八條の場合に於ては短期は五年である。現在大審院が放火罪に於て獨立燃燒説を固執する以上、その既遂の場合に於ては、第六十八條に依つて酌量減輕を施しても、尙且、執行猶豫の寛典に浴せしむる要件を充足しないと云ふ不便不満に甘んじなければならぬのである。かくの如くにして果してよく具體的正義を期し得らるるであらうか(八)。「二年以下」と云ふ制限は撤廢せらるべきか、乃至は現行制度の下に於ては此の「二年を更に高めらるべきではあるまいかと考へるのである(九)。

(七) 小野教授も此の點を同様に主張して居る。同教授前掲論文中の「刑法及び刑

事訴訟法改正私案の項に刑法第二十五條については前科の點を撤去してゐるのである。

(八) かくの如き場合に執行猶豫を與へんがためには獨立燃燒説を捨てるか、もし捨てざるとすれば、おのづから事實の認定を枉げなければならぬ。刑事裁判と云ふものがボリテイタであり、具體的正義に則した特別豫防的思想をあらはさねばならぬものである以上、それは當然に許されていいことであらう。

(九) 小野教授の前掲改正私案によれば「五年以下の懲役若しくは禁錮」と云ふことになつてゐる。

執行猶豫が刑罰の特別豫防的作用の發揮にその主目的をおくものである以上、それは必ずしも自由刑に限るべきではない。わが法制審議會が「刑の執行猶豫の範圍を擴張し、罰金、科料、公權喪失及び停止にも及ぼすべき規定を設けること」としてゐるのは、此の意味に於て妥當であると信ずる。立法例としてもイギリスの略式裁判手続法 [Summary Jurisdiction Act] に於ては、被告人ノ性格、經歷、年齢、健康若クハ精神状態ニ鑑ミ、又ハ犯罪ノ輕微若クハ酌量スヘキ情狀ニ鑑ミ、刑罰又ハ名義上刑罰ニアラサル他ノ處分ヲ科スルコトヲ適當ナラスト思料シ、又ハ被告人ヲ保護觀察ニシテ釋放スルコトヲ適當ナリト思料ストキハ裁判所ハ有罪ノ確定ヲ爲スコトナク、その被告人に對する告訴又は公訴を免じ (to dismiss the information or charge) 或は條件附にて放免する (to discharge conditionally) ことが出来ることになつてゐるし、又フランスに於ても輕懲役又は罰金の刑を宣告する場合に於てその刑の執行を猶豫する (sursis à l'exécution de la peine) ことが出来ることになつてゐるのである。之を實際に徴してみても、罰金刑や科料刑に該る多くの取

締法規違反罪について覆へてみるならば、そこには特別豫防的見地から實刑を科すべき程の情状を認むることの出来ない事實が多くあるのである。取締法規違反罪に於ては、その法規の一般豫防的目的精神に鑑みて、僅に名義のみにすぎない軽い刑罰でも科さねばならないと云ふ議論は、先きにわたくしが指摘しておいた如く、全く意味を爲さぬ窮窟な見解であると考へるのである(10)。

(10) 拙稿前號第二三頁

われわれが執行猶豫を與へる場合に、被告人をして被害者に對する損害の賠償に努力せしめんがため、又は既に損害の賠償を完了したるがため、この寛典に浴せしむると云ふことが屢々あるのである(11)。刑事裁判に於て、被害者に對する犯人の損害賠償の問題に考慮を拂ふことは是非については議論のあることであらうと考へらるるが、犯人が損害賠償に努力したりや否や、努力する意向ありや否やは、又犯人の人格を知る上に於て、見逃すべからざる事柄であると、わたくしは考へるのである。イタリヤ一九二一年草案が、執行猶豫については損害賠償を以て常に條件となしス、スイス一九一八年草案、オーストリア一九二二年草案等が又損害賠償の問題を考慮に入れてゐることは、その意味に於て然るべき所であらう。わが刑事訴訟法第二百七十九條謂ふ所の「犯罪後の状況」の中にも亦損害賠償の點を包含してゐるものと考ふべきである。刑法豫備草案に於ける假釋放の規定中にも此の點を等閑に附して居らないことは併せて考へねばならないことである(12)。

(11) 被害者に對する損害賠償の問題に關する最近の述作としては常盤敏本氏「犯

罪の被害者に對する損害賠償問題(法學志林第三三卷第三號以下)。

(12) 小野教授は刑事裁判に於て損害賠償問題を原則的に執行猶豫の條件とするのは資産の有無によつて刑事處分に重大なる差異を生ぜしむるものであつて根本的に刑事的正義に反するが、被告人が誠意を以て損害賠償の努力をなしたりや否は情狀として之を參酌すべき理由があるとして居られる(同教授前掲論文、法協第四九卷第四號第一〇一頁)。わたくしと同説であると解して差支へないであらう。

わたくしは、執行猶豫を以て犯人の特別豫防的見地からのみ理解せらるべきものであり、刑の執行を猶豫することによつて犯人自身の自發的改善の機會を犯人に與へようとするものであると云つた。しかしながら、犯人自身の自發的改善と云つても、犯人の従來の生活環境に於て従來の生活様式に還るのであるから、その期待に困難を感じる場合のあることを想像しなければならぬ。その、かくの如き場合に適當にその犯人を指導し監督しなければ再び犯罪の魔境に陥る危険が隨伴することであらう。アメリカに於ける保護觀察制は、實に、この點の危惧に具へた制度である。豫防的效果の確實を期する意味に於て執行猶豫に或る種の條件を附するか、一定の監督指導に服せしむるか、は蓋し適當なる方策たるに疑ひない。アメリカに於ける保護觀察制が佳良なる成果を收めつつある事實を考慮に入れなければならぬと考へる(13)。わが國に於ても、泉二博士、勝本博士並に小野教授等は何れも同様の勸告を提供してゐるのである(14)。

(13) 參照 A Study of the Indeterminate Sentence and Parole in the State of Illinois, (Journal of Criminal Law and Criminology, May, 1928)

(14) 泉二博士前掲、勝本博士前掲、小野教授前掲。

以上、わたくしは刑罰の本質から觀たる執行猶豫制を説き、併せて該制度の技術的方面に互つて若干の論及を試みたのであつた。次にわたくしは、該制度の精神の擴張としての宣告猶豫制並に赦免制について數言を費やしておきたいと思ふ。宣告猶豫制は執行猶豫制の母體であることは先きにも述べた。刑罰の應報による一般豫防的職能に重きをおいて、威力的國家觀念に立脚する刑法理論家は、執行猶豫制に反對したと共に、更により強き理由を以て宣告猶豫制を否認せんとするのである。しかし、それはあまりに刑罰の應報的作用を素朴的に絶對化しようとする猪突的態度であつて、刑罰の社會統制手段として包有すべき具體的正義の實現と云ふことを顧みざる謬論であると、斷すべきであらう。執行猶豫は、ともかくも刑の宣告を行ふのである。刑を宣告すること自體が既に一般社會に與ふる警告であると論ずることは、論者の任意に委ねるのであるが、特別豫防の見地からしても、刑の宣告を爲したる後、その刑の執行を猶豫することが具體的正義を實現する所以である場合もあり、刑の宣告そのものをも猶豫することが却つて合目的的措置に外ならないと云ふ場合があるのである。宣告猶豫制と云ふものは此の後の場合に應ずる適當なる政策であらねばならない。宣告猶豫制の發祥地たるイギリスの植民地並にアメリカに於ける趨勢が漸次に宣告猶豫制から執行猶豫制に移りつつある事實、並にドイツが執行猶豫制を採用せんとする事實があるとしても、宣告猶豫制は執行猶豫制と並んで、之れと共に、刑罰の特別豫防的職能を發揮する所の、又一つの手段として十分にその存在的理由を主張すべきである。わたくしが先きに指摘した如く(二六)、刑罰の特別豫防的職能を發揮する個別主

義のあらはれとして、刑罰そのものの廢止乃至は拋棄の方法は刑罰制度の各段階に於て多種多様に認められなければ、その完璧を期し得られないのであるから、起訴に於ける便宜主義的方法執行猶豫、さうして宣告猶豫の外に、われわれの考へてゐる所の、裁判上の赦免 (pardon) と云ふ制度は、亦、以上の諸制度と共に、ひとしき是認に値するものに外ならないのである。裁判上の赦免と云ふことは、既にイタリヤの一九二一年並に一九二七年の兩草案に於て認められてゐる所であり、又わが法制審議會の決議綱領第十八にも、酌量減免の規定を設けること、と謂ひ、従つて刑法改正豫備草案第八十一條に、六月ノ懲役又ハ禁錮以下ノ刑ヲ言渡スヘキ場合ニ於テ刑ノ執行猶豫ノ要件具備シ情狀特ニ憫諒スヘキモノト認ムルトキハ罪トナルヘキ事實ヲ認定シテ刑ノ宣告ヲ猶豫シ又ハ罪ヲ免除スルコトヲ得云々と規定して、宣告猶豫と之れを同列においてゐるのである。現行制度の下に於て、われわれは、一旦起訴せられたる事件については、その犯罪の證明ありと認むる限りは、情狀の如何を問はず必ず有罪の判決をなさなければならぬのである。かの一厘事件が判決自體に於て苦しいデレンマに陥つて居り乍らも、尙且、後世に於て自由法論者から多大の賛辭を寄せられてゐる事實は、裁判上の赦免と云ふ制度が如何に必要であるかを雄辯に物語る好個の資料たるを失はないのである(二七)。

(二七) 拙稿前號第十七頁

(二六) 牧野博士は「現代法制の發達に於ける刑法改正の意義」(刑法に於ける重點の變遷第二〇二頁以下)に於て謂はれてゐる。曰く「實際において諸國の立法例は執行猶豫制を採るか又は宣告猶豫制を採るかであるが、しかしこの兩者を併せ採ることは

實にこの制度を完成するゆえんであらう。又「刑の執行猶豫に關聯して考へられねばならぬのは刑の宥免 Pardon の制度である。一方において起訴に關する便宜主義が認められるに於いては他方に於て裁判上の宥免の言渡を爲し形式上犯罪の構成要件を充足してゐる場合においても、これを宥罪としない旨の判決を爲し得ることが適當であると考へられる」と。尙、小野教授も宣告猶豫並に赦免の兩制度について牧野博士と同趣旨のことを説かれてゐる（同教授前掲論文参照）。

わが國に於ては宣告猶豫並に赦免の兩制度を刑事訴訟法に於ける法定主義より便宜主義への推移と同一の精神に基き、その採用を適當とすることに對する異論が未だないようである。これは、わが國の刑罰制度の將來に多幸なる展開を期望し得らるる證左であらねばならない。

むすび

刑法に於ける主觀主義的理論は、艱難なる歩みをつづけてきた。今後と雖も更に更にそれをつづけることであらう。しかしながら既にきづき上げた地歩は堅く又高い。執行猶豫制度と起訴に於ける便宜主義とをたたかひとつた主觀主義は、更に又宣告猶豫制と裁判上の赦免制度とをたたかひとらんとしてゐる。その凱歌を聲高くあぐるの日は蓋し遠い將來ではあるまい。われわれ實務に携さはる者はその日の到來を待ちあぐんでゐるのである。理論より政策へ、犯罪より犯人への要求はわれわれ實際家の夢寐にだに忘れることの出来ない切實のスローガンであることを、今更ながら最後に銘記しておきたいと思ふのである。（昭和六年六月十九日）

再び行刑と體育運動の施行に就て

石清水 一雄

前號の約をうけて、わたくしは行刑體育の具體的要領に就て、なほ重要な二三の記述を續けねばならない。既にわたくし共は、前稿の方法論に入つて、働く人の一般的な疲労恢復體操と、機能増進の體操とを會得した筈だが、われわれは更に夫々の業務に應じて創案された職業適應體操を併せ行ふ必要がある。行刑體育の主要眼目の一つに、行刑作業から受ける健康上の障除を除去することを數へ擧げたのもそれが爲である。故に本稿では、何はさて先づ職業適應體操から手をつけてかゝらうと思ふ。

職業適應體操の緊要性

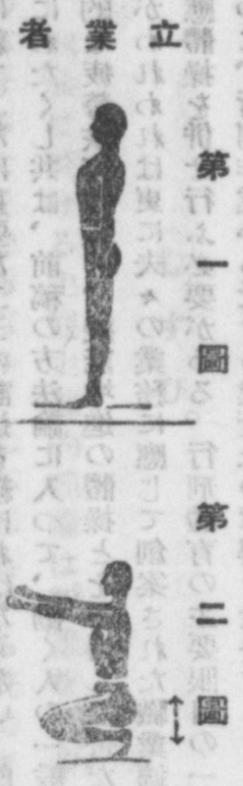
前稿に於ても述べたやうに、或る定まつた職業の有害なる影響が、長期間作用した終局の結果として、謂ゆる職業病なるものが現はれる。従つて、それは専ら一定の職業の關係者に限つて生起するもので、それ自身非常な努力を要する勞働、或ひはあまりに長きに亙る勞働時間

に因る過度の要求、不自然な職業的姿勢及運動、ある體部、臟器又は臟器の一部分のみに對する偏頗な要求、激烈な音響の耳、強烈な光線の眼に對する作用等々からくる病的狀態である。而して工場労働者の大部分はこの健康障的的影響から逃れることは出来ない。行刑作業に従事する大多數の受刑者も亦一般工場労働者と同じ道行きをやむなくせしめられるであらう。加ふるに、拘禁生活から受ける身心兩面の障害があるのだから堪つたものではない。せめてもの確實な職業適應體操の實施によつて、些かでもこの障害から逃れたいと祈念する所以である。では理論よりも體育は實行第一のモットーの下に、以下「職業適應體操」に就て、簡単な解説を試みて置かう。

「職業適應體操」の人の爲の體操

一、立業者の爲めの體操
終日立ち續けて居る人々は、この膝を深く屈ぐる體操

を行へば、脚部の疲勞を恢復する。工場で立つて働く人運轉手、車掌、給仕人、商店立業者等に多く見る下肢靜脈瘤の如きも、こうした體操の連續實施によつて、完全に豫防することが出来亦治癒することも出来る。終日立つて監房や工場で看守される方々に對しても是非この體操をおすゝめして置きたい。この體操は慣れない間は平均が取り難く、正確に行ふことが困難であるから、最初の内は柱、壁、腰掛等につかまつて平均をとりつゝ行へばよい。



運動の説明

用意 直立のまま、
運動 (一) 踵をあげ、體を下に落す様にして元氣よくドンと膝を深く下げ、臀部を踵につける。同時に手を軽く握つて前方にあげ平均をとる。(第二圖参照)
(二) そのまゝの姿勢で、臀部を少しあげ、更にドンと落し膝を深く屈ぐ。
(三) 元氣よく起ちあがつて手をおろす。(第一圖参照)
(四) 直立の姿勢で休む。

効果 脚の疲勞を恢復します。
標準回数 八回

二、座業又は腰掛けて働く人の爲の體操

終日座り又は腰掛けて働く人の爲には、膝を伸ばす運動を行ひ、脚部の血液循環をよくして疲勞を恢復する必要がある。獨居收容者の是非行はねばならぬ體操である。之も前と同様、柱や壁や腰掛などにつかまつて姿勢を正し平均を取りつゝ練習すればよい。運動の要領は左の通りである。



用意 手腰直立のまま、
運動 (一) 元氣よく左膝を屈げて前方に高くあげ。(第一圖参照)
(二) 元氣よく左膝を高く後方にウンと伸ばす。其際は特に頸を引き胸を張り出して平均をとる。(第二圖参照)
(三) 元氣よく左膝を前方に屈げて高くあげ。
(四) 軽く足先より地面におろす。
(五) (六) (七) (八) は全く同様にして右足で行ふ。

効果 脚の疲勞を恢復します。
標準回数 四回

三、立業者と座業者の爲めに

立つて働く人と、座り又は腰掛けて働く人の爲に、下肢全體の血液の循環をよくし何とも云へないよい氣持にする體操。なほその上に胃腸に極めてよき影響を與へる。前述の下肢靜脈瘤の如きも之で完全に豫防出来る筈だ。夜寢床に就く前に實施させて差支へないものであらう。



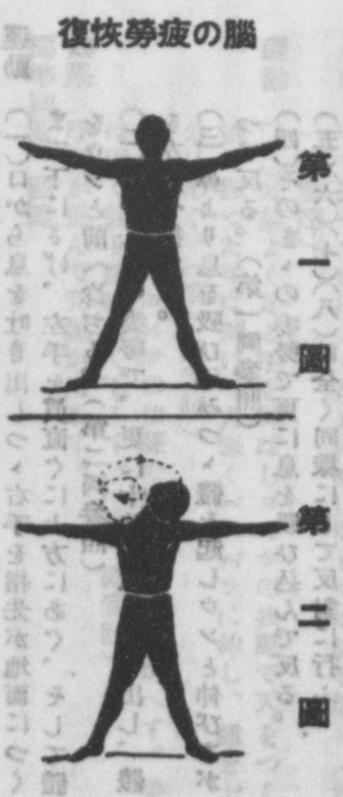
運動の説明

用意 寢床の上か畳の上に正しく仰臥し、足を眞直に上に伸ばし腰を上に押しあげ兩手で腰を支へる。(第一圖参照)
運動 (一) そのまゝの姿勢で、膝をウンと前に屈ぐ。(第二圖點線参照)
(二) 膝を元氣よくウンと上に眞直に伸ばす。自轉車乗りの様に交互に脚をグルグル廻はしてもよい。
効果 脚の疲勞を根本から恢復します。
標準回数 八回

四、頭腦勞動者の爲めの體操

特に頭腦勞動者の爲めに次の三種の體操が考察されてゐる。受刑者中にも頭腦を使ふことの多い作業に従事する者がゐる。特にこれは終日氣苦勞の多い行刑事務に携はる人々に對して、其の實行をお進めしたい。

A 頭腦の疲勞恢復體操。要領は「頭腦の疲勞恢復體操」に於て述べられてゐる。過度に頭腦を疲れさせる人にはこの體操が極めて有効である。頭痛などは全くなくなり、頭がハツキリして來る。なほ咽喉の悪い人には特別によい効果を擧げる。はじめとした監房の隅に立ち続けた後、この體操を試みれば、どんなに肩の荷がおりることであらうか。要領は左の通りである。



復た疲勞の腦

運動の説明

用意 手を左右に開き足を左右に開く。

運動 (一)頭を左方に屈げ、左肩に觸れるまで十分に屈ぐ、
 (二)頭を後方に屈げ、頭を立つるやうに高くあげ、
 頸の前方をウソと伸ばす。
 (三)頭を右方に屈げ、右肩に觸れるまで十分に右方に屈ぐ。
 (四)頭を前方に屈げ、出来る丈け頭を前方に屈げ、頸の後方をウソと伸ばす。
 (一)(二)(三)では息を十分に吸ひ込み(四)で息を十分に吐き出す。かくしてグルグル左より四回屈はし次に右よりグルグル四回屈はす。
 効果 脳の疲勞を恢復します。
 標準回数 左より四回、右より四回

B、内臓の疲勞恢復體操

頭腦勞働者は自然血液が腦に集る。故にこの體操は血液を内臓に輸送してその疲勞を恢復し、調和ある健康を促進しやうとするのである。胃腸障碍の如きも自ら除かれて行くと思ふ程氣持のよい體操である。



内臓の疲勞恢復體操

運動說明

用意 手を左右に開き足を左右に開く
 運動 (一)口から息を吐き出しつゝ、右手を指先が地面につくまで下にさげ、左手を眞直ぐに上方にあぐ、そして體をウソと前へ捻ぢる。(第二圖参照)
 (二)そのまゝの姿勢で、更に十分に息を吐き出し、體を左方へ捻ぢる。
 (三)鼻より息を吸ひ込みつゝ、體を起しウソと伸びあがつて反る。(第一圖参照)
 (四)そのまゝの姿勢で更に息を吸ひ込んで反る。
 (五)(六)(七)(八)は全く同様にして反對に行ふ。
 効果 内臓の疲勞を恢復します。
 標準回数 四回

C、内臓の機能増進體操

多くの頭腦を使ふ人々は大抵運動不足である。故に之を補充する爲めに跳ぶ體操を行ふのである。愉快な跳躍體操によつて、内臓の機能増進と共に、生々した爽やかな氣分を味はうといふのである。要領は少し面倒であるが、馴れると、ダンスの様に調子を合せて行ふことが出来る。面白くて本當によい運動になる。

運動說明

用意 直立のまま、
 運動 (一)左足を右上方に蹴あげ、手を左方に振りあげ、右足で軽く其場で跳躍す。(第一圖参照)
 (二)右足を左上方に蹴あげ、手を右方に振りあげ、左足で軽く其場で跳躍す。(第二圖参照)
 (四)足と手をおろして直立にかへる。
 効果 内臓の機能を増進します。
 標準回数 八回

内臓の機能増進體操



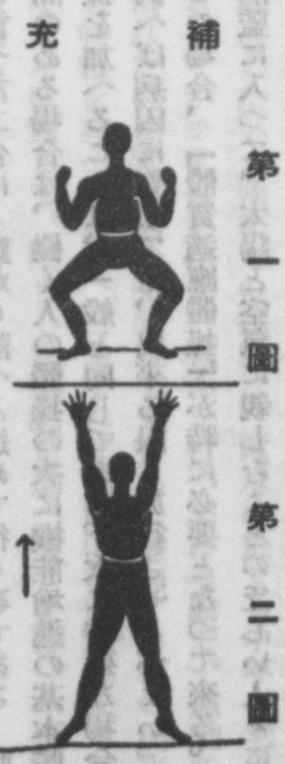
第一圖 第二圖

五、短時間に行ふ時の補充體操

天つき體操——これは前稿に於ても述べて置いた。短時間に行ふ時には、疲勞恢復體操の終りに之を行ひ、なほ最後に深呼吸を行ふことが必要である。

一定の仕事を繼續して行ふ人は、その爲に其の關節に障碍を來し屈曲性攣縮を起すことがある。手工業者、書記、彈奏者等に多く指攣縮症、筆寫攣縮等が起り、疊職人等に多く膝の關節症が起るが如きはこれが爲である。これ等を完全に豫防し治療するには、體操が何よりである。

る。特に天つき體操の際指の開閉を加へて行へば、完全に其の目的を達成することが出来る。元氣のよいヨイサの掛聲もよき役割を果すに違ひない。終日黙々と働いてゐる人々は、自然に、高らかに聲を出したくて堪らないものである。



第一圖 第二圖

運動說明

用意 手を握つて肩にとり足を左右に開き半ば膝を屈ぐ。(第一圖参照)
 運動 (一)元氣よく足と手を伸ばしヨイサの掛聲で天をつく固く握つた手は擴げて力強くバラバラに伸し、踵を十分にあげ。(第二圖参照)
 (二)元氣よくヨイサの掛聲で用意の姿勢にかへす。手は固く握り踵は軽く下ろす。(第一圖参照)
 効果 呼吸が進んで元氣が出ます。
 標準回数 四回

各種體操の實施要領 以上簡單ながら職業適應體操の解説を終つた。勿論部

分的特殊に幾分づつ考察を變へて、よりその職業に適切なるやうにしてよいのである。が、大體以上でも充分盡されてゐる筈だ。其處で、既に述べた各種體操の實施順序を左に述べて置く。

一、普通時間に餘裕のある場合は、先づ右の職業適應體操から夫々自分の業種に應じた必要な運動だけをを選んで行ひ、次に「働く人の運動」を全部實施し、その次に「機能増進の國民體操」又はラヂオ體操を行ふことが最もよいのである。

二、短時間に簡單に「職業適應體操」と「働く人の體操」のみを行ふ際は、必ず最後に補充天つき體操と深呼吸を行ふことにするのである。

三、なほもつと簡單に、隨時隨處で簡單な一つ一つの體操を行つて、活動の用意、疲勞の恢復、心氣の轉換、健康の増進、熟睡の用意等々に實用化すればよいのである。

勿論これは大體の標準を示したもので、夫々機宜に適した應用を爲すべきだが、概ね斯うした順序と組合はせで施行すれば良からうと思ふ。が、更に刑務所の實際に當嵌めて書いて見やう。

普通工場等で作業に従事する一般受刑者に對しては既

かゝる前、話の途中、終等に、或は動に或は靜にとその場合々々に適した體操を加へることの效果的な事實は、わたくし共の體験が指示して呉れる。さて特に言ひたいことは、始終受刑者と共々なる生活をして環境の影響を多分に受けてゐる刑務所職員の方々に對しても、特に體育運動の實行をお勧めしたい事である。今更必要論を並べるまでもなく、行刑事務に携はる者の氣持なり健康状態なりが之を裏書して余りあることと思ふ。

最後にわたくしは、行刑體育には何うしても集團的な運動遊戲を加へて、受刑者の訓練に資したいと考へるものである。勿論、之に對しては可成の反對論も出るであらうが、差當り行刑の立場から必要な制限を加へられるとしても、わたくしは極力之を加へて行きたい、殊に休日、日曜日祭日等教誨日など午前中は普通體操、午後は團體的な運動遊戲等をやれば非常によいと考へる。休業日には是非少し強度な運動をやる必要がある。止むなくば優良者や満期近い者に對する團體的訓練のために、青少年受刑者のために、等々必要な場合が多く考へられることであらう。(序でながら青少年受刑者に對する體育運動に就ては別の機會に論じたいと考へる)

さて之も方法に入つて、團體競技の一つとして、受刑

に屢々述べたやうに「工場體操を工場勞務者に行はせる要領で」其處の作業に適應したものを選んで實施させることが肝要である。勿論刑務所に於ける戒護規律其の他を考慮に入れて「起床後、始業前、休憩時、適當な業間、終業後、就寝時等許される限り實施させて貰ひたい。効果は必ず體育の施行程度に正比例して顯はれる事であらう。

獨居者で終日座つて居るものに對しては、言ふ迄もなく「座業者の體操」が必要である。その次に「働く人の體操」加ふるに天つき體操、深呼吸、それから靜座を爲すと言つた工合に、動から靜へと進めて行く事である。時間のある場合は、働く人の體操の次に機能増進の基本體操を加へることは、一般と同じである。次に特殊な場合例へば病囚に對しても、出来る限り施行させるがよい。この場合、「體質適應體操」が特に必要となつて来る。病監に入つて、太陽と空氣に親しむことの乏しい人々に對して、戶外で自由に適度な體操時間を與へることが、どんなに効果の多いことであらうか、工場で働く受刑者に對しても、都合の許す限り綠化された日射の明るい庭に出て體操を行はせる必要がある。

なほ教誨教育の時間などでも、差支へのない限り話に

者に實施させて相應はしいと思ふ「フットベースボール」を解説して置きたいと思ふ。勿論、團體的な遊戲運動は數へ切れぬ程あるが、近頃一般に非常な熱を持たれて來て居り、近き將來には相當確實な大衆運動としての地歩を占めるであらうと期待されるフットベースボールをお勧めしたい、殊にこの運動は、歐米に於ても中年、老年者までがチームを作り、喜んで行つてゐる點で、運動に慣れない相當年齢の受刑者でも容易に参加する事の出来る特徴を持つてゐる。ともすれば團體的な訓練に缺ける人々に對して、斯うした運動を加へることは、本當に意義ふかい事である。

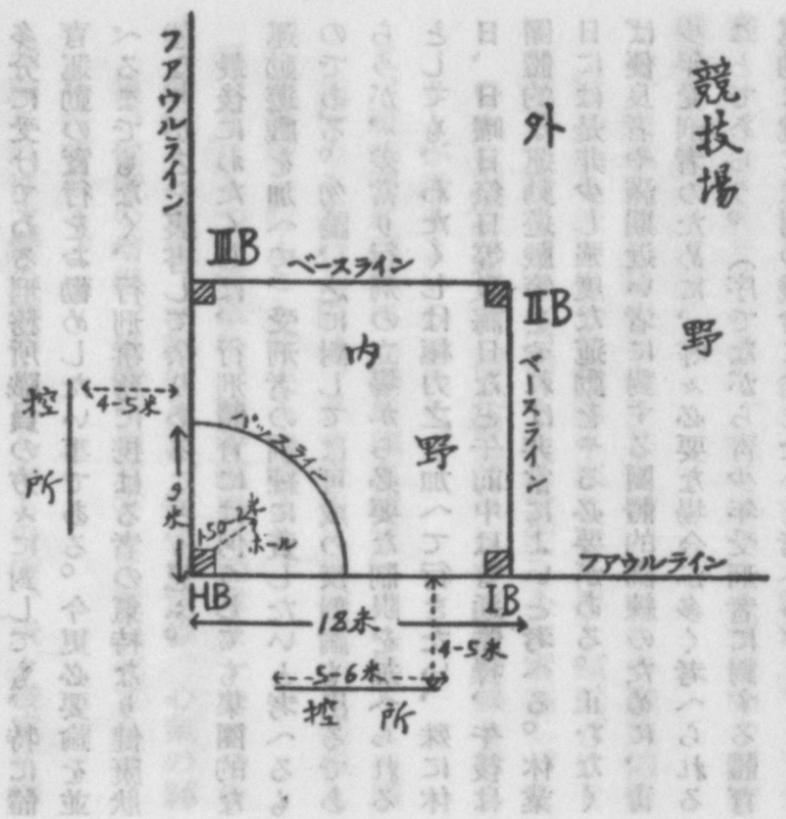
すでに前稿に於ても、わたくしは行刑體育の眼目と特色との處で、それは是非とも個人的にも團體的にも實施し得て訓練による教化の實績を期待しうるものでなければならぬと主張して置いた。かうした意圖を以て、體操を實施し、加ふるに團體的な遊戲運動を以てすれば、わたくし共の懸念する受刑者の團體的社會的訓練が期せずして効を顯はすに違ひない。以下解説に移らう。

◇フットベースボール(競技解説)

一、用具
フットボール一個、ベース四個、棒(帽子又は手拭)

一組分(一組十五人位)
二、設備 圖解参照

競技場 野



- 三、競技
- 1、守備側の配置
- イ、ホームキーパー一人(IBを守る)
 - ロ、ベースメン(壘手)三人(各ベースを守る)
 - ハ、ショートストップ(遊撃手)二人(IBとIBとの間及

- ニ、インフィールド(内野手)三人(内野を守る)
 - ホ、アウトフィールド(外野手)六人(外野を守る)
- 2、競技開始
- 審判のブレイボールの合圖に依り競技が開始される。

- 3、フェアボール
- (左記の場合之をフェアボールと云ひ賦者及び壘にあるものはアウトにされない限り壘をとることが出来る)
- イ、賦者によつて蹴られたボールが地上で轉がつてベースラインを越した時。
 - ロ、空中でベースラインを越して地上に觸れる時。
 - ハ、フライボール(空中に上つたボール)がIB及びIBを越した後ファウルライン外に出た時。
- 4、ファウルボール
- (左記の場合之れファウルボールと稱し賦者及び壘にあるものは壘を奪ふことが出来ない)
- イ、蹴られたボールがベースラインを越えないうちにファウルライン外に出た時。
 - ロ、フライボールがIB及びIBに達しない内にファウルライン外に出た時。
 - ハ、蹴られたボールがベースライン内に止まる時。
 - ニ、賦者がベースラインをボールより先に越した時。
- 5、ランナー(走者)のスタート。
- 壘から壘に向つて走るランナーは、蹴られたボールがベースラインを越した時に壘を離れてよい。而してボ

- ールがベースライン内にあるホームキーパーの手に這入れれば壘から離れることが出来ない。
- ボールがベースライン外にある間はランナーは何處迄も走つてよい。
- 6、アウトになる場合。
- イ、フライボールを捕られた時。
 - ロ、ベースにつく前にボールを所持した守組の者がベースに着いた時。
 - ハ、蹴られたボールが走者及び賦者に中つた時。
 - ニ、壘にあらざる走者が守組のものにボールを中てられた時。
 - ホ、ボールがベースラインを越さない中に壘をはなれた時。

- ヘ、一つの壘に二人が同時についた時先走者がアウトになる。
 - ト、フライボールを捕へられた時は元居たベースへ戻らなければならぬが、戻らない中に走者の體又はベースボールをつけられた時。
 - チ、ファウルを三回した時。
 - リ、蹴る順序(攻撃側の順序)を誤つた時抜かれたものがアウトになる。
 - ヌ、壘から壘へ向つて走るベースラインの兩側一米以上上離れた時。但しIBからIBに行く時は例外とする。
- 7、攻守交代及びゲームの回数。
- イ、三人アウトになると攻守交代する。
 - ロ、ゲームは九回を原則とするもキャプテンの會議で七回としてもよい。

- 8、勝敗
- 一定の回数中生還者の多い方を勝者とする。ゲーム中一方の組が廿點勝越した時はゲームは終るものとす。
- 註 生還とは攻撃者がフェアボールによつてIB、IB、IBを順次踏んでIBに還るを云ひ、生還した時一點を算す。
- 四、注意
- 一、ボールは餘り堅い皮で作られたものではない方がよい。
 - 二、攻守交代は駈足を以て速にすべくその習慣を養成すること。
 - 三、攻撃側の控所を決定し喧騒に互らざる様注意すること。
 - 四、共同的に活動する様特に馴れしむること。
 - 五、審判の宣告を遵奉すること。
 - 六、相手方チームを尊敬する習慣を養ふこと。

- 五、注意
- 實施に當つては次の事項に意を用ふること。
- 一、投球捕球の練習。
 - 二、走りつゝボールの投渡の練習。
 - 三、コーナースローの練習。
 - 四、ゴールキーパーの練習。
 - 五、ドリブルの練習。
 - 六、前衛だけの練習。
 - 七、前衛と中衛、中衛と後衛との連絡等の練習。

八、必しも正規のゴールやグラウンドでなくとも行
ひ得る。

結 論

以上極めて概括的にはあるが、兎に角一應私の謂ゆる行刑體育について説述を終り得たことを悦ぶ。然しながら、われらの問題はなほ今後に残されてゐる。之を機縁として、わたくしはより強く受刑者の健康増進に就て關心を持ち、この道の爲の精進を誓約せずにはゐられない。

すべての受刑者をして、心から、健康なる者はより健康への道行きを體驗せしめたい。社會大衆の把持する「健康時代だ、まつたき健康を獲得しろ」を、受刑者の力強き保健杖として握らせたい。そして、わたくし自身は更により深き研究から體育實踐への道にいそしもうとする。

一九三一、六、二〇日稿

現代人の種々相

蠻 伽 羅

四大の外の第五大と云ふもの、如く、五欲の悲み、八苦の嘆げき、わけて現代人の種々相 憐れみと云ふも愚かなり生。死の境にあつて主君を忘れず。千代萩の千松のやうな、七歳の童兒をさるも尙ほ且つ憤死せしめた昔の武士氣質は時代の推移と人生觀の變遷に促されて七尺男の反減運動となり、今の世の役人氣質とや謂ふべきものが曝露された。

不能羽化厨中蛆。溺没黄金醜有餘。
隣雙偶來驚午夢。嘲云滅俸案何如。

是れは余の憐雙に送つた偶感である。人々は寤覺めの悪いことせう。維摩の方丈に現はれた須彌燈王の師子座三萬二千とは似て非なる空中戰術と地中戰術、余に一詩がある。

天關地軸叫相呼。何語名奔利走叙。
請見村園摘茶景。情然和睦婦兼姑。

饜食懷惠、羅利も畜ならざる婦と姑とすら大自然の感化は情然として和睦せしめて居るのに反して天の一方、地の一角に妙な顯現がある。不可思議の極、解脫も出來ぬ、苦樂榮枯は衰て待てと云ふ未伽梨主義に安住し得ない我々も何んとか美しい道を求めて見たい。

Professionalizing the Job of Guards
J. O. Stutsman

刑務官の職をして専門的ならしめよ

米國ニューヨーク市
合衆國政府刑務官練習所長

ヂェー・オー・スタツツマン

「コンコルド(地名)の哲人」と呼ばれたアメリカの文豪エマーソン(1803-1882)は、「或る一つの制度は單に一箇の人物の影の長められたものによきなし」(An institution is but the lengthened shadow of a man.)と云つたことがあるが、全く其通りで、肝心な重きをなすものは、施設制度其者でなく、之を管理經營する人に在るのである。其人次第で、善い施設も悪くなるのである。この事は病院や學校について言はれ得ると同じく、いなむしろそれ以上にプリズンについては動かすべからざる眞理であるといはなければならぬ。

刑罰執行の目的が受刑者の改善に在り、而して、プリズンはこの目的を達成せんがための手段としての、獨逸人の訓ふ所のエルチーウングスアンスタルト(感化施設)たるべしとの大原則が、已にこれまで幾回かの國際刑務會議で唱へられて來た今日、このモダソン・ビーノロジに基く

プリズン・リホームのプログラムの中に、プリズン・パートナー(職員)の改造といふ一項目が一と際目に立つて重要な地位を占むるに至つたのは、極めて自然な事と言はなければならぬ。刑務官たるものが其人を得ないで、受刑者の改善を要求するが如きは、全く冠履顛倒で、彼等の一笑を買ふに過ぎないのである。アメリカはプリズン・リホームの運動では久しい間先驅者の榮譽を荷つて來たが、刑務官を練習養成して、其職をプロフェツショナルライズ(専門化)しようとする努力については、アメリカはヨーロッパに一等を譲るの親があるのである。一例を挙げると、ポランド共和国では、已に一九二四年以來、首府ワルシャワの司法省内に刑務官のための中央練習所を設けて、有能の刑務官の養成に努めてゐるのである(昭和四年四月「刑政」参照)。

ドイツに於ても、刑務職員の改造の氣運は盛んで、プロ

イゼン聯邦をはじめ、ザクセン、バイエルン、テュウリンゲン、ビュルテンブルヒ等の各聯邦競ふて刑務官の訓練養成に力を致してゐるのである。殊にドイツのブリズン・リホームに目立つのは、ブリズンをツシアライズ(社會化)せんとする努力で、受刑者のレハビリテーション(社會的復活)を目的とする刑罰執行の効果を益々深からしめんがためにブリズンに専門のソーシアル・サービス(社會事業)を取り入れたことである。即ち、ダフエングニスフルゾルガー(Gefängnisverwalter)なる職を刑務所に設けたのである。これは日本の保護司に似たもので、刑務所に在りて受刑者の友人となり、相談役となり、拘禁中は固より釋放後、その社會事業の専門的智識と方法で受刑者の社會的復活に指導援助を與へる役なのである。このダフエングニスフルゾルガーなる職を刑務所に始めて設けたのはザクセン聯邦で、一九二三年に初めて大學出のものを此職に用ひ一九二九年の二月の司法省令で、刑務所に於けるこのソーレアル・ワーカー(社會事業家)の選擇、訓練、並びに試験について慎重の規定を設けたのである。この規定によると、志願者は少くも四年間大學で學んだもので、ドクトルの稱號あるものが、又はこれに相應する文官試験に合格したるものに限るのである。この規定には志願者の修得すべき智識の大綱が擧げてあるが、それは刑務所に於ける社會事業に必要な各方面の智識で、特に、刑法、刑事訴訟法、行刑學及びその補助科學たるべき刑事政策、犯罪心理學、刑事精神病理學、刑事教育學等で、且つ、社會事業の原則成人教育、經濟學大意及び家族後見に關する立法の本旨の如きを含むしてゐるのである。志願者にして採用された

のは、二年間或る刑務所で専門の社會事業家の監督の下に實際の訓練を受けるのである。この見習期間中は、監督の任にあるソーシアル・ワーカーは、性格才能及び受刑者を取扱ふ手腕といふ點から、其者の適不適を慎重に検討しなければならぬのである。二年の見習期間が首尾好く終れば、候補者は司法省より任命せられる特別委員の前で最後の試験を受けることができるのである。試験は口頭及び筆記の二つである。ザクセン聯邦政府の意向は終にはこのブリズン・ソーシアル・ワーカーを以て現在の教諭師に代らしめんとするに在るのである。

英國に於ても、已に數年前より、ウエークフィールド・ブリズン(Wakefield Prison)に刑務官練習所が設けられてゐて、殊に實務の訓練に重きを置かれてゐる。ギリシヤでも、一九二三年に司法省令で同様の練習所が首府アゼンズに設けられて、看守たらんとするものの教習に備へられてゐるのである。ブリズン・ワーカー(刑務所の仕事)をプロフェツシヨナライズ(専門化)するといふ點では、ヨーロッパは遙かにアメリカよりも進んでゐるのであつて、歐洲に於て刑務職員の間には職業上の専門の團體が組織せられてゐて、機關雜誌を發行し、時々會合を催ふして、ブリズン・ワーカーに關して研究を怠らないのを見ても、この事は明かに認めらるのである。例へば「刑罰執行」(Der Strafvollzug)なる月刊の機關誌を有してゐるドイツの Verband der Deutschen Gefängnis- und Strafanstalts-Oberbeamten und Beamtenen (ドイツ男女上級刑務職員組合)の如きは其最も著明なるものである。

次に掲ぐる一篇は、去る一月八日米國ペンシルベニア州首府フィラデルフィヤに開催せられたるペンシルベニア・ブリズン・ソサイエティーの第四百四十四回の年次會同の席上に於ける講話である。

近代の醫學の智識に照して見て、我々の祖先が加持祈禱や、放血法や、吸ひ出しや、吐き藥で病氣を癒さうとしたことを考へると身慄ひがするのである。自分の祖父が昔烈しい疼痛を訴へたことがあつたが、其時祖母はウイスキーをカッブに入れて火をつけて、カッブがすつかり熱くなるのを待つてそのカッブを、痛み處の皮膚の上にし、つかりとかぶせて、その箇處の肉がベースポールのボールの大きさほどにふくれ上るまで其儘にしてをいたのを知つてゐる。この壯烈な治療法はむしろ病氣よりも悪いのである。其當時、家族の一人が重體になると、頼まれた醫師は病氣にはかまわず幾合かの血液を血管からとつたものである。總じて人間の肉に關する病氣にはキニンと甘柔に植物の根からとつた苦味藥を交ぜたものを與へてゐたのである。しかし又この時分、一方では、パス、テニウルヤ、ペーリンダヤ、メチニコフヤブルースヤ、ロフスヤ、エールリツヒヤ、其他の有名な生物學者や醫

師達が孜孜として醫學上の智識に寄與してゐたのである。その結果、近代に至りては豫防、診斷、治療、手術よりX光線、電氣治療、病院の設備、看護術に至るまで、急速の發達を遂げて、互に相待つて人類の死亡率をいちぢるしく減せしめ得たのである。自分の祖父の時代に比べれば、人間の壽命は二十年も延びてゐるのである。これといふのも、其主たる理由の一つは醫學に志す青年が自分の生涯の計を立てるために、大學や病院で多年孜孜として倦まずに其道の研究を重ねなければならなかつたに由るのである。彼等の仕事はすつかり専門的になつたのである。看護婦の職業すら今では専門である。適當な準備のないものに人の生死に關する事柄を委せるわけにはいかなからである。

クリミナルの改善といふ仕事も、實に亦た、往々にして人の生死に關する事柄である。人間の性格を作り直すといふやうな大切な仕事を體の乏しい未熟の初心者に委かせてはならないのである。で、あらゆる階級のブリズン・オフィサー(刑務官)を訓練するといふことは我々の肩にかかつてゐる極めて重大な逃がるることのできない責任なのである。これからはブリズン・オフィサーの職は今までのやうに好い加減な人間を持て來てを

つけてをいてはならないのであつて、是非共一つのフロ
ラエツシヨンの(専門の職業)たらしむべきものである。
我々ブリズン・ワイク(行刑の仕事)に當るものが今ま
でのままでちつとしてゐて、何等の進歩をも希はず、他
のサイエンス(科學)の世界が我々を後にして急速の進
歩を遂げてゐるのを傍觀するに甘んじてゐるならいざ知
らず、若し他の進歩に後れまいとするならば、我々はこ
の大きな責務を避けることはできないのである。

最近に至つて、心理學並びに精神病學のすばらしい
發達を遂げるに及んで、人間の精神の不思議な組立と思
索のプロセス(過程)とが追々分明かつて來て、精神病
の或るものは治療可能のものとなつたのである。我
々は今日已に狂人を悪魔に憑かれてゐるものとは思はな
い。奇異な行動をする婆さんを魔女として罰しはしない
のである。人智の進んだ今日、我々は昔時のやうに發狂
者を死刑に處しはしないのである。今日は、精神病者は
社會の人から耻辱だとは思はれないで、親切に看護され
て、うまく行けば立派に癒してもらへるのである。人間
の精神の世界は物質の世界よりも一層捕捉しがたく理解
しがたいものであるから、精神病學は其發達は醫學上

の科學より後れてはゐるが、最近の進歩は特に見るべき
ものがある。

クリミノロジー(犯罪學)の部面は普通の醫學や精神
病理學よりも研究が極めて複雑なものであることが分明
かつたのである。それは此等のサイエンスの研究の最も
難しとせられてゐる幾多のプロブレム(研究問題)を包
括してゐるばかりでなく、同時に廣く生物學上の遺傳と
か、更らに進んでは經濟學並びに社會學の範圍にまでも
喰ひ込んでゐるのである。かるが故に、犯罪の問題は四
重の問題を形成するのである。犯人の何人たるを問はず
一々のケースをサイエンティファイカリー(科學的)に斷
定しようとするならば、病原論上の要素が考慮せられな
ければならないのである。我々の行刑上の大失態といふ
のは矯正改善の仕事を常に法律に照して判斷すること
であつたのである。法律で規定された規則が我々の事業の
成績を量る寒溫計であつたのである。刑罰とかブリズン
とかいふものは我々の血清であつて、一切の患者に一樣
にきく萬能藥と想像されてゐたのである。而して、其方
法は傳統的に定められて來た刑罰の標準に従つて凡ての
患者に吸角を當てたり、又は放血したりすることであつ

たのである。此等のスタンダード(標準)は報復と威嚇
といふ二つの卑しむべき動機によつて定められてゐたの
であつて、古來、人間の案出し得たあらゆる残忍暴戻な
刑罰は實に此の二の誤つた觀念から生じたのである。

しかし、かかる不利な立場にはあつたが、ベツカリヤ
(伊)、ハワード(英)、エリザベス・フライ(英)、マコノ
キー(蘇)、クローホード(米)、ワインズ(米)、プロック
ウエー(英)の日以来、ピーノロジー(行刑思想)は非常
な進歩をしたのである。其の思想上の變化の主たる現れ
とも看るべきは、犯罪者に關する社會一般の感情の進化
と犯人に對する矯正手段の改善とである。犯罪に關する
社會の輿論は十九世紀に於て非常な變化を見たのであ
る。この社會の犯罪に對する感情の變化を示す二つの場
景を憶ひ起して見たい。其一つは、百五十年前のそれで
フランス革命當時の一つのシーンであるが、彼の當時に
は殆んど毎日のやうに巴里の廣場で死刑——といふより
はむしろ虐殺だが行はれて、革命政府の人達はギ
ロティン(斬首臺)で貴族の首をちよん切つたのである
が、巴りの女達は辨當持參で此の廣場へ集つて來て、編
物をしながらこの首切りを毎日の楽しみとしたものであ
る。

さて、これと全く異つたシーンが此週の初めにニュー
ヨークに起つたのである。其日或る婦人クラブの會長で
ある社交界に時めく或る夫人が電話で私を呼び出して、
自分は已に受刑者に對する處遇の科學的にして、同時に
人道的なる方法について刑務職員を訓練せんとする合衆
國司法省の新制度については承知してゐるが、今度この
夫人の會長たるクラブで、或る著名の精神病學者を招い
て、精神病學が受刑者の社會的復活に向つて貢獻しつ
つある幾多の研究について講演をしてもらふことになつ
てゐるから、私にも私の長たる練習所の學生を引きつれ
て其會合に列席して欲しい、と言つて招待してくれたの
である。教養のある婦人達が社會惡の改善に同情のある
興味を抱いて、犯罪の科學的の實相を研究しようとする
のは、誠に意義の深い事實で、百五十年前の巴りの婦人
達の態度に比べて、何といふ相違であらう。

わがアメリカの諸大學でも、毎年、受刑者の改善の可
能性と犯罪防止の諸の豫防方法の價值との科學的攻究に
訓練された社會的關心の深い幾面の青年を世の中に送り
出してゐるのである。

受刑者の處遇改善と云ふ思想を普及せしめるために起

つた、アメリカ合衆國に於ける最初の大きな團體たるこのペンシルバニア・プリズン・ソサイエティー (Pennsylvania Prison Society) (一七八七年創立) [註] 茲處で一寸斷つてをくが、近頃所謂プリズン・ソサイエティーを「刑務協會」と譯してゐる人があるが、これは誤解を招く處がある。英米に於けるプリズン・ソサイエティーと呼ばれるものは、民間有志の人々が「かんでく改良」の目的で組織した純然たるソサイエティー(仲間)の寄合といふ義)であつて、準官廳の觀ある日本の「刑務協會」とは全く其性質活動を異にしてゐるものである)が、自由と獨立との大義のために奮ひ起つたアメリカ合衆國 (The United States of North America) と S. G. グレイド・ネーション (大國民) の誕生と時を同じふして生れ出たといふことは、極めて意味の深い出來事といはなければならぬ。

爾來、春風秋雨百五十年、このソサイエティーは常に受刑者の改善のために大きなサーピス(努力)を致して來たが、今日よりもより高き理想、より明かなる思想、より大なる勢力を有つてゐたことは未だ嘗つてなかつたのである。自分は今日、わが大なる共和國の大原則の初めて宣言せられた聖地たるワイラデルフィアのフレンツ・ミ

ーディング・ハウス (Friends Meeting House) に立つて、ペンシルバニア・プリズン・ソサイエティーの前にソサイエティーの保持する主義の一について講演をなす特權を與へられたのは、自分の生涯の最も大なるモメントとして記念したいと思ふのである。諸君の協會の高く掲げてゐる目的の一つに、「我々のヂエール(小)並びにプリズン(大)をして淫蕩と惡習とを傳播せしむる學校たらしめずして、社會的復活のための施設たらしむるがため、其人の性格教養の受刑者に健全なる感化を及ぼすに最も適したるワトデン(所長)其他の職員を撰擇することを主張し、且つ、精神上並びに道德上の訓練、普通教育、職業教習、監督ある娛樂遊技及び職業の訓練となるべき作業を包括する充分な處遇上のプログラムを各刑務所に樹立することを主張する」といふ項目がある。

成程、嘗つては、才能もない性格さへ怪しい無經驗の人が、報復の念に燃へた社會の要求通りに受刑者を看守するといふ義務を履行してゐた時代もあつたのである。官服を着て銃を執つて高い壁の上に立つてゐる何もわかない新參者が、受刑者に意味のない威壓を加へておればすんでゐた時代もあつたのである。其時代には受刑者

を威嚇して規則に服従さしてをけば、それで澤山だと思はれてゐたのである。刑務官の大部分のものには、彼等の職はつまらない手間仕事も同然のものであつたのである。彼等は身體が大きくて力があつて、其上に政黨の尻押しがあつたために就職ができたのである。それで、豫めプリズンの構内をひとわり見て歩いて、二三の注意を受けてから、直ぐと勤務するのである。しかも二三週間もたつと、一つはしのビノロチストになつたつもりで受刑者の性格の缺點とか、どうしたら受刑者を押へつけて行けるとか、刑務所の管理方法だとかを萬事心得頭に論じたりするのである。かういふ職員から大切な勤務の遂行を得ようと期待するのは、恰も心臓の漏口を塞ぐために鉛管工を頼んだり、挫けた骨を整骨するために鍛冶屋を呼んで來るやうなもので、全く見當違ひの甚しいものである。成程、受刑者が彼等に戒護されてゐる間は社會は防衛されてゐるといへるかもしれないが、かういふ職員は、凡ての受刑者が再び社會に放れて歸る時の來るといふことは、毫も念頭にをいてはゐないのである。若し、プリズン・ワークについて何事をも理解してゐない彼等輩をして誤つた處遇により受刑者の心をねじけた兇猛なものとしてしまつたならば、釋放といふ大切な時機

が來た時に、誰れが社會を防衛し得るといふのであらう。ガードの職は決して一時のいい加減なチヨブ(手間仕事)であつてはならないのである。是非共、プリズンワークについて専門の智識を有つてゐるものでなければならぬのである。で、刑務官の職をプロフェツシヨナライズ(専門化)するために、其職の性質の何物たるかを知らしめるといふ或る訓練が與へられなければならないのである。

サンホード・ベーツ氏 (Sanford Bates) — 去年八月のブラーグの國際刑務會議に米國政府の派遣せる委員の長たりし人が、一九二九年六月合衆國政府司法省の行刑局長 (Superintendent of Federal Prisons in the Department of Justice) に任命せらるるや、氏は直ちに合衆國政府の刑務官吏のために二つのスクール(練習所)を創設するの案を立てたのである。で、八月になつてから、先づこの練習所組織のプランを作るために、ニューヨークのラツセル・セージ財團 (Russell Sage Foundation) — アメリカに於ける有名な社會事業研究所) のハート博士 (Dr. Hastings H. Hart) の援助を求めたのである。ハート博士は直ちに其請ひを容れて、英國

のウェイクフィールド刑務所内に在る刑務官練習所 (School for prison officers) について記述した文献や、
 ら其處で採用されてゐる講習科目の綱領を載せたパンフレットを蒐集したり、ニューヨーク市の留置場 (Jail) の職員のために設けられてゐる市立の練習所の調査をしたりしたのである。博士はアメリカの各所のプリズンのライデンや著名のビーノロヂストに問ひ合せたり相談したりした後で、この練習所の教程たるべき主要科目についての案を立てて建議したのである。これで練習所の基礎も定まつたので、一九二九年の十一月に、自分はニューヨーク市に於ける合衆國政府の拘留刑務所 (Federal Detention Headquarters) の所長に任命せられ、同時に其處に開設せられた練習所の長 (Director) を兼ねたのである。

二百の受刑者を收容せるニューヨークに於ける合衆國政府の拘留刑務所が、この練習所を設くる最適の場所として撰まれた理由は、この刑務所が犯人の性格の診断と刑務所の管理の研究と實習とを併せ行ふ研究所として役立つことができるため、且つ、ニューヨークの市内並びにその近傍には色々な行刑施設や教育施設やらが多く、行刑について權威ある學者が手近にゐるのも、場所の選擇の理由だつたのである。現在は色々な機關の設備

やら職員やらを利用する必要に逼まれてゐるのであつて、生徒に銃器の取扱ひ方及び體操についての講習を與へるためにはニューヨーク市のポリス・デパートメント (警視廳) と申合せて講師の派遣を乞ひ、この目的のために必要な武器はニューヨーク市の北部海岸警備隊の了解を得て借用できるやうになつたのである。尙ほ、國民行刑事情調査會 (National Society of Penal Information) は進んで講堂を提供し、且つ同會の各部の權威ある學者達は名ばかりのわづかな報酬で講義をしてくれることになつたのである。

一九三〇年一月二日から、政府の文官試験委員 (Civil Service Commission) によつて採擇せられた二十八人の新たに補充せらるべき職員の一と組で練習所は開かれたのである。講習を受けてゐる期間中、練習生 (student officers) は合衆國の刑務所のガード (看守) の俸給を支給せられ、別に給養手當 (living allowance) が加へらるのであつて、報酬は一年總額一千八百六十ダラとなる筈である。四ヶ月の學期を終了した後、練習所所定の標準に合格する時は、彼等は合衆國の刑務所の一つにガードとして任命さるる資格を得るのである。而して、卒業後も尙ほ八ヶ月間は、見習の格 (probationary status) であつて、右期間中指定せられた刑務所で

更らに亦訓練を受けるのである。前の四ヶ月と後の八ヶ月と合せて一ケ年の全試験期間を立派にパスするまでは練習所の卒業證書は留保され得ることとなつてゐる。

この練習所の一般目的とする所は、刑務官をして其職務の人間の性格に關する建設的な意義の重大なることを覺らしめ、彼等に委ねらるべき受刑者といふ題材を理解するを得せしめ、近代的行刑制度の發達の跡を尋ねて其の歴史的並びに社會學的の背景を知らしめ、刑務官たる職務に關する實際上の問題の解釋を誤らざらしめんとことを期するのである。體操、應急手當の心得、銃器の使用法等の教育は危急に際してまごつかないためである。講習の全體を通じて、趣旨の存する所は、暴力によらずして、人に長たるの才と徳とを以て受刑者を統御して行く其方法を究明するに在るのである。正規の學期は四ヶ月で、一週五回の講義又は復習があり、且つ其間には幾度かの口述並びに筆記の試験が行はるのである。學期中各練習生は講義の中に出て來た凡ての題目に關して命ぜられただけの参考書を閱讀する義務があり、且つ、プリズン又は其他の矯正施設の管理に關する一問題を選んで論文を書かなければならないのである。教授せらるる學科の主なるものは次のやうなものである。

一、刑罰の歴史
 報復の念に出でた古代の殘忍な刑罰の記述で、之に由て彼等は殘忍な手段によるも犯罪は鎮壓せらるるものでなく、却て増加するものであるといふ事實を知るのである。

二、犯罪の原因論
 犯人の生成につき明かなる理解を與ふるために、遺傳並びに環境の影響に關する智識が授けらるのであつて、是れに由て、彼等は犯罪の原因の社會に存するものなるを知り、爾後矯正の責任を負ふべき受刑者の性格を判斷するによく科學的なるを得るのである。

三、犯罪人類學
 これは箇人の類型、人種別、性質、能力、教育の有無指導矯正の有無、性格の異常變態等に關して犯人の本質を論ずるものである。

四、精神病理學
 この講義では、精神病的な習慣舉動の問題が論ぜらるのであつて、受刑者の心的背景を明かにするに努むるのである。彼等は刑務所に於ける精神病理學者の仕事について學ぶ所多いのである。尙ほ、懲罰と變態心理の關係及び受刑者の分類の方法も併せて論ぜらるのである。

五、アメリカ及び諸外國に於ける行刑施設並びに矯正施設の現状

各施設の性質及善悪が仔細に論究せらるるのである。

六、アメリカ及び諸外國に於ける感化思想發達史

七、行刑實務一般

刑務所の事務の各部に互り所内の管理に關する一切を教へ込まれるのである。醫務に關する諸問題、傳染病の取扱等にも通曉せしめられ、學務、教務兩部の職務看讀用書籍の受刑者に對する價值をも了解するのである。

八、假釋放制度——監試制度——裁判所——警察——社會事業施設

此等の制度施設に關する講義で、其の職能と運用を學び、刑務所と相交渉する所以を知るのである。一週中七時間半乃至十時間、拳闘、角力、柔術、銃器の操從等の身體の鍛鍊のための演習が行はれる。

以上の講義及び演習にたづさはらない日は、土曜日たと日曜日たとを問はず、始終練習生は實地の經驗で刑務所の職務に習ふために、この拘留刑務所で實際の勤務に服する義務があるのである。練習所に在る期間の最後の六週間に於て、一週一回二十四時間を限つて、この施

設を管理する全責任が練習生のクラスの上に置かれるのである。これは、特殊の偶發事變を研究するためで、練習生は平時に於ける日々勤務中に生ずる實際の事態に基いて臨機應變の處置を取るべき實際問題を解決しなければならぬのである。尙ほ、この六週間中には、裁判所並びに他の行刑施設への見學が行はれ、その美點缺點を課題として討論が試みらるのである。

學期中、練習生は、性格、才能、學才、機智、勤勉、受刑者に對する態度其他あらゆる角度から人物の優劣が定めらるのである。此等の諸點に關する報告書は、學期終了の後練習生のそれ／＼勤務を命ぜらるべき刑務所の所長へ廻付せらるのである。尙ほ、現在就職後の職員のために少くも二三ヶ月の繼續講習と、此の練習所の開所せられざりし以前に就職したる職員のために補習科の設けらるる企てがある。

近代的な行刑思潮に指導せらるべき刑務所の職員に如是の訓練を施す必要の極めて重大な意義のあることは等しく諸君の認めらるる所なるべく、夙にプリズン・ソサイエティーの科學的精神を喜ばす所多いものと信するのである。(一)

Prison Journal, January, 1931

The Community that
Osborne built
Frank Tannenbaum

オスボーンの建設した

プリズン・コミュニティ (續)

(シン・ソンの巻)

フランク・タンネンバウム

(六)

トーマス・モット・オスボーンがシン・シン・プリズンのワーデンとなつた年のクリスマス週間の出来事は前回に述べた通りで、極めて和氣あい／＼たるものであつたが、この感情の融和は年を越へても失はれずに續いてゐたのである。シン・シン・プリズンは次第にプリズンの風は消え去つて、一つのまとまつた集團生活たる町村の如きコミュニティ(社會)とか學校とかいふ風のものになつて來たのである。受刑者達もプリズンだとは思はずに、「人間を作り直す學校」(The College of the remaking of men)だといつて話し合ふやうになつ

たのである。前に述べたやうに、シン・シンで監督の最も困難とせられてゐた編物工場から先づガード(看守)を撤廢したのであつたが、續いて他のショップ(工場)もこの例にならつてガードを廢してしまつたのである。或るショップの如きは、ガードは制服をぬいでしまつて、官吏ならざる普通のホアマン(職長)となつた處もありまた或るショップでは、受刑者が副職長を命ぜられた處もあるのである。かくして、漸次工場内の規律は受刑者によつて選ばれた委員の手に委ねられるやうになつて、其結果は受刑者の氣風の上に極めて好影響を與へたのである。或る職長の如きは、たとへガードが再び置かれるやうになつ

たとしても、彼等はきつと御免を蒙むることになるだらう、と曰つたものもあつたさうである。工場の監視の義務を解かれたガードは普通のポリスマンとなつてプリズンの中を巡視することとなつたのである。工場の高い座席から断へず目の下に受刑者を監視するいかめしい制服のガードのゐたために、いつも張りつめてゐた受刑者の苦しい氣持は、かくして全く放散されてしまつたのである。氣圍氣の全く變化してしまつたことは、プリズンに於ける或る祝日に、受刑者側でガードをもてなした際によく現はれたのである。オスポーンは此時の感じを或る場合に述べてゐるが、「プリズンに於けるガード其他の職員が同時に友人として受刑者の團體からもてなしに招かれるといふことは、かんごくの歴史あつて以來、未だ嘗つてなかつたことである。新しいシステムは受刑者を自由にしたばかりでなく、同時にまたガードをも自由にしたのである。ガードはもはや忌みきはれる古いシステムの「スクリュウ」(牢番)ではなく、受刑者を助けてやる友人である」と曰つてゐる。

一九一五年の一月には、新しい思ひがけない活動がシン・シンの中に初まつたのである。ポーランド救濟團のシエリング夫人の盡力で、シン・シンの中に百五十人の受

刑者より成る編物會ができて、作業時間後何もすることのない受刑者達が夜間に一緒に集まつて、戦争のために苦しんでゐるポーランドの人達のために、靴下やショールや手袋や帽子やセーターを編んでやつたのである。毛糸材料と針とはシエリング夫人の寄附によつたのである。

もう一つのめづらしい試みは、合唱團の組織で、組織の廣告が張り出されると、直ぐと二百五十人の志願者が出來て、毎木曜日の夜チャペル(禮拜堂)に集ることになつたのである。立派な音楽家であつたオスポーンは、自ら進んで合唱團の訓練の任に當つたのである。金庫破りや、鞠兒や、鍛冶屋や、書記や、強盜や、銀行家や、殺人犯や雑多な人達が自分達のワーデン(所長)の指揮の下に、一緒にやつて皆の唱へるやうな歌を唱ふのである。かういふ訓練を受けたことのない連中の聲に幾分でも共通なハーモニー(諧調)を與へようとするのは決して容易な業ではなく、誰れはテナー、あれはバリトーン此れはバス、と大勢のものを分類するのは、それだけでも極めて困難な仕事なのである。しかし、かうすれば彼等をセル(居房)の中でぼんやり考へさせてをかかないで彼等の胸の中の苦しい思ひを歌に託してまぎらす好い機會を與へてやるので出来るのである。受刑者にとつて

これより以上の楽しい満足な機會は、プリズンの中では何處にも見出されないものである。しかも、其上に、この合唱といふことは、凡ての創造的な協同の仕事から來る興味と、更らに加ふるに、整つた規律とを彼等に與へたのである。

プリズンの中に起つた此等の變化と共に、恰も時を同じふして、お互に勉強しようといふ、國家の費用で文盲者のために設けられてゐる形式的なスクールとは全く性質を異にした、自發的な教育上のムーブメント(運動)が現はれて來たのである。これは、特に皆なが感じてゐた必要からでもあるが、一つは變つたプリズンの環境がかういふ運動を可能ならしめたのである。この運動の音頭取りとなつたものは、皆ながら「マイヤー博士」(「Doc. Maier」と呼ばれてゐる男で、「共福學院」(「Mutual Welfare Institute」)をこしらへる許可をオスポーンに願ひ出でたのである。シン・シンの受刑者の凡てに何か有益な面白いことを學ばせたいといふのが彼の一節の願ひで、また是れを實行に移す精力にも技倆にも缺けてはゐなかつたのである。教師達も受刑者の中から彼が選み出して、課業は作業の終つた後にすることにしたのである。彼は自分の學校に凡ての受刑者を引き入れることに

は成功しなかつたが、受刑者の七割から八割までは入學させることができたのである。プリズンの普通の教室はこの學院の凡てのクラスを容るる程多くはなかつたので作業時間の終つた後で、生徒は皆してヤード(庭)に特別の建物を作つたのである。多くの受刑者が作業後の時間に、紙やペンシルを持つて集つて來る有様は、全くプリズンが大きな學校になつたやうな觀があつたのである。しかも、この事業は、州に一文も餘計な費用はかけずに受刑者の發案に出で、彼等の資力で仕遂げられたのである。

(七)

シン・シンに起りつつあつた變化は、以上述べた幾多の活動に明かに示されてゐるが、畢竟するに、プリズンの中に計畫されてゐた大きなプランの一部分にすぎないのである。プリズンには數多きコムミツテイ(委員)が設けられてゐたのである。或る時には凡ての受刑者は悉く何かしらの委員となつてコムミュニティーとしてのプリズンのために働いてゐるやうに見えたのである。プリズンに於ける受刑者の生活は無意味ではなく、或る目的ができたのである。受刑者はプリズンと共に處に生起するプロブレム(問題)に關して利害關係を有つやうに

なつたのである。ニューヨーク州^{ステイト}への受刑者としてのきまりきつた義務の外に、彼等はシン・シン・プリズンの中のコムミューニテイ（共同社会）への義務をも有つやうになつたのである。この義務たるや、單に宛てがはれた仕事をするといふ簡単な義務ではなく、時間と精力と頭腦とを要する義務で、プリズンに於ける政策や實行方法に關する意見の相違から烈しい議論を闘はさなければならぬ場合もあるのである。プリズンには、衛生、運動競技、炊事、財務、勤行（宗教上の）娯樂等についてそれぞれ委員が設けられてゐたのである。接客委員（*visitors' committee*）といふのがあつて、これは受刑者がプリズンを參觀するものために案内役となるといふ極めて新しい試みで、プリズンの中を連れて歩いて、色々な仕事を説明してやる重要なサービス（役）で交代でやることになつてゐる。或る日、プリズンを訪ねたニューヨーク市のブロンクス區の判事ギツプスは、案内役に當つた受刑者から深い感銘を與へられたのである。それは、「プリズンを去る時に、判事が『お前の刑期は幾年だね』と尋ねると、『判事、貴方はよく知つてゐる筈です、二十五年の刑期を私に與へたのは貴方でしたから』とそのガイド（案内役）は答へたのである。」

また、釋放された受刑者に職業をみつめてやるために受刑者自身の寄附で作つた基金で出来上つたエムプロイメント・コムミツテイ（就職世話係）がある。この委員は或る一人の男を或る位地に推舉してやつても差支あるまいかといふことを議するのであつて、いつでも問題となるのは、その男の將來が信用できるかどうかといふことで、若し餘り多く失敗者が出れば、このコムミツテイの盡力の價値も終には破壊されてしまふからである。これは、推せん状を與へるには慎重な注意が必要であるのは勿論であるが、そればかりではなく、釋放される受刑者に直接の責任即ち彼等の後に残つてゐる友人に對する責任を有たせる手段としても必要なのである。作業賃金の引換の仕組を立て、と同時に、受刑者各自の責任の念を深め、且つは、貯蓄を奨励するために、オスボーンは代用貨幣のシステムを採用したのである。各受刑者は一週九弗を賃金として受取つてゐたのだが、此の中から寢代と食料と被服費とを支拂ふことになつたのである。かうなると、一切自分達の使用するものの代價を支拂はなければならなくなるので、急に儉約しはじめた腹が減らなければ食堂にも入らないやうになつたのである。朝飯とランチは各十五仙で、夕食は二十五仙なのである。

である。代用貨幣が流通し初めるやいなや、自分の手許へ銀行をこしらへたいから許可をしてくれといふ請願書が二通もやつて來たのである。銀行が開かれてから七月後、その銀行の出したステートメントには、預金者が一千三十人で、預金の總額が三萬一千四百二十四弗四十一仙で、一人當り平均三十弗五十仙といふ數字が掲げられたのである」とは、當時オスボーンの言つた所である。

(八)

シン・シン・プリズンはニューヨーク州の死刑執行場である。其處には、プリズンの上には、エロクトロキノウション（電殺）による死の影が常に覆ひかぶさつてゐたのである。オスボーンがシン・シンのワイドンとなつて來た時には、デッス・ハウス（プリズンの中に在る死刑を執行する獨立家屋）には、十九人のものが死を待ちつつ拘禁されてゐたのである。オスボーンはワイドンとして職掌柄此等のものの死刑執行日を定めなければならぬのである。彼は法律上裁判所の下した死刑の宣告を執行する義務があるのである。感じ易い、人情に厚い彼にとつては、此の任務は實にたまらなかつたのである。

しかも、彼は、感情からばかりではなく、刑は決して人の言ふやうに殺人といふ犯罪を防止するものではないといふ理論上の根據から死刑に反對してゐたのである。かういふわけで、職務上他の人間の運命を決定しなければならぬ度毎に、彼は非常な不安と緊張とから苦しむたのである。或る時などは、三人一度に刑を執行しなければならぬ場合に逼つて、とうとう寛典を請ふために州のガヴァーナ（知事）のホイットマンに訴へたことがあつた位である。

シン・シンに於て、オスボーンのやつて來た努力事業は、漸く諸新聞紙に述べ立てられるやうになり、社會に於ても、オスボーンの爲す所に賛同するものが急に加つて來たのである。彼は、チャーチヤ、MILCOY（基蘇教青年會）や公民團體やら、婦人クラブやら、大學やら到處の公會に招かれて、講演を乞はれたのである。これは、全精力を傾注して、プリズン・リホームに盡粹してゐる彼にとつては大きな負擔ではあつたが、彼は、必要な改宗はプリズンの外にある社會の改宗であると信じてゐたので、毫も勞苦を厭ふ所なく、請るるままに何處へでも行つて、自分の主張を開陳したのである。プリズンの中の受刑者は已に彼の味方であつたのである。二箇の

コムミュニテイたるプリズンの可能性を知らしむる必要のあるのは古い傳統と僻見に拘はれてゐる社會公衆であつたのである。彼はかう信じてゐたのである。オスポーンは社會一般の人に自由なプリズンの中を見せしめて更らに其上に、受刑者を案内役たらしめて、一々内部の真相を説明せしめたのである。其結果、人づてでなく親しく自分の眼でプリズンの様子を見ようとする參觀者の來ない日とはなかつたのである。或日の如きは、ニューヨークのブルックリン區のシテイ・クラブの會員總て二百五十人がわざ／＼シン・シンまでやつて來たこともあつたのである。あらゆる種類の人がやつて來たのである。故人となつたサミュール・ゴンバース（前アメリカ労働聯盟の會長）も來た。ヘンリー・ホードも來た。新聞記者ではトーマス・スリバンも來た。皆な知名の士である。而して、來たものは悉くシン・シン・プリズンの變化した状態に驚歎の眼を見張つたのである。茲處に、プリズンに起つた變化の最も興味ある副産物ともいふべきものの一のは、釋放された受刑者の態度であつた。これまでは、釋放された受刑者が自分のゐたプリズンを忌み嫌ふのは、きまつて習慣となつてゐたといつても可かつたのである。然るに、今や、このシン・シン

ンに在つては、釋放者は自分達のゐたこのインステイテユウシヨン（施設）にプライド（誇り）を持つやうになつたのである。彼等は元世話になつたワードンや友人を訪ふためにプリズンにやつて來る。中には、自分達の會員であつたシン・シンの自治會たる共福會（Mutual Welfare League）の支部を外でこしらへたものもある。彼等は、大學の卒業生がフラタニテイ（各科にある學生の團體）のネクタイピンを挿すやうに、プリズンの團體たる共福會の徽章たる腕ボタンを一種の誇りを以て着けてゐたのである。彼等は自分達の新しい生活について報告をするために、一年に一度か二度オスポーンを公のダイナー（晩餐會）に招待することにしてゐたのである。已にして、オスポーンのシン・シン來任以來、一年の日月が経つたので、受刑者はオスポーンの來任一周年の祝賀會を舉行する決議をしたのである。次に掲げる新聞紙の簡單なレポート（報道）は、この一年がシン・シンに於ける受刑者に意味した處のものを證據立つるに十分であらう。

「トーマス・モット・オスポーンがワードンとしてシン・シン・プリズンに來た最初のアニヴァーサリー（一周

年記念日）なるトム・ブラウンデーの祝賀會は今日（一九一五年十一月十九日）舉行されたのである。式場では受刑者達は十二分間も彼を喝采しつづけて、繰返し／＼「グッド・オールド・トム・ブラウン」（すてきなトム）の叫びが揚げられたのである。各種のスポーツは夕食の時刻までつづき、其外豚狩り、滑り棒上り、三脚競争、五十ヤードの短距離競走等多くの催しがあつた。

と、以て彼等のよろこびを知るべきである。

以上述べたやうな活動努力の結果を測定するのは困難ではあるが、外部に現はれた二つの特殊な事實は、たしかに受刑者各自並びにプリズン全體に及ぼした影響を物語つてゐるのである。それは、鬭争の件數と發狂率とで兩つながら非常に減じたのである。鬭争の結果入院治療を要するほどの傷害は、前年に比して六十パーセントの減少を見たのである。發狂のためデンネモラの州立病院へ送らるる受刑者の數は半分になつたのである。僅か二年前當時のワードンたりしフランク・マーシャル・ホワイトが「眞箇の事をいへば、ハドソン河岸のオシニングのプリズンは何處からどこまでも此の地上の地獄ともいふべきものである……昨年の如きは、シン・シンに於け

る受刑者は九十五人に一人の割合で發狂したのである」と書いてゐたのは、實に同じこのプリズンであつたのである。逃走も非常に減じてオスポーンの支配に移つた初めの十三ヶ月に、逃走は三件あつたのみである。之に反して其以前には少くも十件を下らなかつたのである。

Survey, December 1930

(つづく)

行刑小話 (三)

玖波文 一郎

義勇囚 二

(一)

M氏の義勇囚癖がまた起つた。氏はその翌年の屠蘇の香り豊かな松のうち、K刑務所に出頭した。こん度こそオスボン式の義勇囚なので彼が若き検事であることは一瞬にして全監にゆきわたる。

只彼のオスボンと異るところは相棒たるべきジャック・マーフィーといふ奴のないことだ。彼はどうして日本のジャック・マーフィーをつくり出さうかと腐心した。それを作り出さねば彼の義勇囚からは何にもつくり出せない。囚人自治制どころか囚

人の眞の生活状態すらも見出せないのだ。彼にとつての先決問題はマーフィーを見出すことだ。

だが、この奴等はみんな十年以上の囚人ばかりだ。右を見ても左を見ても殺人か放火か乃至は強盗だ。流石のMもあまり氣味よくはなささうだ。

Mの爲めにつくられた急造の部屋にMはいつも朝寝坊をして居た。その第一夜をあかした早朝の出来ごとであつた。彼の枕頭に誰れかが居るではないか。スワこそ彼は布團の中で強い決心をした。さうして、神に運命を托した。どうにでもなれと彼は思つた。

「なんだか兇悪さうに見える奴が枕頭を片付けて居る。しかも黙々として。氣のせいかな知れんが奴の眼玉はいやにギョロギョロして居る。机の上のナイフが氣になつてMは特にそれに注意の全部を拂つた。」

「その間の十分はMにとつては實に人生のすべてのやうな氣がした。奴が出る直に飛び起きて彼は戒護室に飛び込んだ。」

「Aさん今僕のところに来た奴は刑期はどの位ですか」

「ア、あれは無期ですよ」

「何をした奴ですか」

「強盜殺人未遂なんです」

「氣味の悪い奴ですね」

「イ、ヤ、あれはなかなかたちがいいので獨歩を許して居るんですか」

「いらいたづらはしませんよ」

いはれて見ると稍氣を落ち付ける

ことは出来たが、そんな奴が彼の度膽をぬくので彼は少なからず弱つた。しかし、元來朝寝坊の彼だ。その翌朝からは奴等の片付けを知らず高いびきをかくことが出来た。彼は性來の朝寝坊といふ生理作用と囚人に對する恐怖心を捨てたことによつてかくは高いびきをかき得るに至つたのである。

Mはある刑務所である所長が工場

の戸口だけを巡回してなかに這入ることの出来ない臆病者だといふことを聞いた。その所長はなかなか強さうな男だが案外臆病者ださうだ。ところがどうだその所長の臆病は本人こそ御存じないが看守のなかでも囚人のなかでも大評判であつた。Mもその刑務所でその話を聞いて腹を抱へたものだが、今度といふ今度はMも一本参つたらしい。しかし、

やせ我慢の強いMはとにかく平氣をよそほつた。身體は小さくてもピリツとから味のある淺草の觀音様でなければ、囚人を心服さすことの出来ぬことを彼Mは充分に知りぬいて居たからである。

彼の入監時は膽力養成の努力であつた。生の執着をすてることは將來の名典獄たるの素地をつくる基だといふ彼は確信しきつて居た。

とにかく、マーフィーを見出さねばならぬ。戀の相手をさがすのもうと面倒だが、こいつもやつかいなものだ。しかし戀は平等なる権利者のあゆみよりだが、マーフィーは無權力で彼は権力者の手代だ。あゆみよることとはなかなかむづかしい。

(二)

彼はきつと丑みつ時になると鍵をもつて監房の方へこつそり出て行つ

た。さなきだに静寂な監房は凄味を帯びた静かさである。

彼は老人から下げて貰つたゴボゴボの風通といふ昔の黒羽織に袴をつけて居たが、その羽織がいやに高鳴りをする。これでも刑務所の深夜にはめづらしいきぬづれの音だ。その音で眼をさます奴もあつたらしい。彼は何の目的だかそのたもとに乾菓子をかくして出かけるのが常であつた。

「君！」
彼の聲は小さいが、呼びかけられた男は未ださめぬらしい。
「君！」
もう一度呼んだ。
「ハア」

中央看守所の臺にもたれて居た看守はいびきをやめて立ち上つてキョロキョロ彼を見直してからやつと舉

手の禮をやつた。

「夜勤はねむいでしようね」

「いいえ只今一寸無意識に……いい

つものはそんなでもないのですが」

「火がなくてもねむれませんか」

「歩きながらでもねむることは出来

「腹がへるでしよう」

「實は腹がへりますとねむくなる

「では薬をあげようか」

「ハイ、ハツカを眼につけて見た

「これを」

彼は小さな包みを看守臺にのせて

第二舎の房翼に進んでいつた。

「あなたは検事殿ですか」

彼は微笑しながら振りむきもしな

いでそろつと視察口をつぎつぎにの

ぞき込んで居た。よくもああなたね

んにのぞかれるものだと思ふほど彼

は一つ一つをのぞいて居る。

それもその筈だ。獨房の中で正規

に寝てる奴などは一人もない。足を

くくつて居る奴。壁の方によつてい

もりの出来そこないのやうに寝て居

る奴。柏餅の中にもぐりこんで居る

奴種々雑多だ。流石に一人正規な寝

方をしてる奴が居た。それこそ所内

唯一の學者囚人Y君なのである。

「なるほど教育といふやつはこん

なところでもあらはれるもんだ」

と彼はひどく感心したが、しかし

同時に彼はこの雑多の寝相の中に自

然の理法をつかんだ。此の嚴寒にス

チームのない洋式刑務所には自然の

探暖法が營まれて居るのである。わ

れわれはその探暖法に反することに

對し懲罰を以つて對抗し得るであら

うか。

雜居の中にきつと毎夜のやうに一

人の囚人がかま首をもたげてそれを

下げる奴が居た。一時に廻つた時で

も二時に廻つた時でも必ずそやつは

かまくびをもたげて居る。Mにはそ

れが何んの爲めか少しもわからな

い。見憶えもない男だ。しかし、そ

れは悪意の爲めでないといふことは

かま首を下げることでよくわかる。

一時間ばかり廻ると彼はきつと戒

護室にたちよつて駄法螺をふくくせ

があつた。しかし、この看守長は

どれもこれも濃厚な君子人ばかり

だ。殊に、囚人から秋刀魚といふニ

ツクネームを頂戴して居るわが親愛

なる戒護主任Aさんは閻魔殿の大將

には不似合な紳士だ。丈もながいが

氣もながさうだ。さりとしてAさんは

ぼんくらではない。彼がいつ襲撃し

ても居睡りどころか机の上で筆を動

かして居らぬことはない。

MにはAさんがとても氣に入つた

らしい。

(三)

「Mさんあなたに會ひ度いといふ

者が澤山居りますがどうなさいませ

か」

「會ひますともみんなに會ひませ

「感傷的なコスモポリタンO教務主

任はMと囚人との仲介者になつて自

分の室をMに貸し與へた。Mは一人

一人の囚人に長いあいだ話した。怠

惰な囚人はその時間の長いだけ作業

を免れて喜んだかも知れない。

「あなたは検事殿ですか」

額の角張つた囚人にはめづらしい

ニキビのある奴がMにかうたづね

た。奴は右肩を心持ち土にあげて大

股に歩くので如何にも生意氣さう

に、それが囚人であるだけに兇悪さ

うに見へる奴だ。彼は未だ若さうだ。

「さうです」

「僕は強盜殺人未遂で十二年喰は

されたのですが一體僕は何もとつ

ては居らんし、人の命を隕しても

居らないのに十二年なんてひどい

ぢやありませんか」

「しかしね君。例へ人の物はとらな

くてもとらうと思つてしよつちう

ねらつて居たり、双物三昧をやる

奴は危険だから重くやられても仕

方がないですな」

「検事はいつもさう考へるから癪

にさわる。十萬圓も百萬圓もとつ

た奴がたつた二年か三年で僕のや

うに何にもとらん者が十二年とは

あんまりひどい。」

「しかし、君のやうに何にもしない

人を暴力で殺さうなどとする者は

重いのがあたりまへだ。被害者が

もし君だつたらどう思ふね」

「検事殿よくわかりました」

「君は随分懲罰を受けてますね」

「ハイ」

「幾度受けました」

「もう十二度目です」

「なぜそんなに犯則をするんです」

「一度やると看守がにらむもので

すからやぶれかぶれです」

「どうです君！僕と約束しません

か、これから一年懲罰を受けんと

いふことを」

「だけど、そんな約束をしたつてな

んにもならんぢやありませんか」

「いや若し君が約束を守つて呉れ

れば僕が君の釋放後の面倒を見て

もいいんです」

「先生！それは本當ですか」

「僕はうそと坊主の頭をいふこと

は出来ません。」「破約したら僕にも考へがありま

「すよ」

此の外交は幣原とカラハンのルーブル問題よりもMの命には危険が多いが、しかし結極は早く生れた。Mはその始末をAさんに話して特に彼を注意して呉れるやうに頼んだ。

諸君。Mは此の會見で何を得たか彼こそここに日夜苦慮して居た日本のジャック・マーフィたるKを見出したのである。Mはマーフィを善良囚に見出さなくて兇悪囚の中に見出したのだ。兇悪囚こそ彼が発見しようとする獄中生活の眞を語り呉れる唯一の資格者なのである。殊にMが喜んだのはKが犯則常習者であることだ。彼は男色でも罰を受けた。反抗でも、傷害でも窃食でもありとあ

らゆる犯則の経験者だ。こんな奴でなければ本當の助手にはなれない。爾來和製マアフィは忠實にMのスパイを働き、Mに裏面の知識を授けた。彼はMにAとBとの男色関係を密告し、Cがアンコ又はお嬢さんと呼ぶるる貞操のない刑務所の淫賣婦であることを教へた。

役人の評判、看守との妥協法、看病夫の役得等々を巨細に傳授した和製マアフィは、Mをしてゐるづれのした行刑家に仕立てていつた。しかし、Mはそれによつて囚人の裏面を戒護室に告げる愚だけはしなかつた。只Mは往々にして、机上の空論だといつて嘲ける役人達に一體お前たちはその司る刑務所にどんなことが起つて居るのか知つて居るかいと腹の底で笑つて居た。裏面を洞察しない刑務官の経験位あてにならぬも

のではないとMはいつも典獄顔をし、経験家振る人々に皮肉な微笑を送つて居るのみであつた。

(四)

この刑務所に罽丸を没收された囚人が居た。びつこで半せむしで恰度Mにはその男がチロ・チロニデスのやうに思へた。

「検事殿わたくしは三重の刑務所で罽丸を領置されましたが、移送のときにそれを返還して呉れませぬ。きつと役人がとつたのだからお慈悲で取もどして下さい」彼の眼からは涙がさんさんと流れて居る。Mも罽丸事件は三十年の生涯に始めて出あつたので面喰つた。

「君、役人がまさか君の罽丸をとりはすまいぢやないか」

「いいえたしかにとつたのです検事殿」

「罽丸をとつたつて何か利益になるのかね。僕は信じないよ」

「検事殿確かにとられたのですからどうか取戻して下さい」

「一體どうしたといふんだね」

「實はその罽丸さへあればわたくしの冤罪たる事が證明出来るのです」

「まさか」

「いいえそれがその、わたくしの村に放火があつたときわたくしは少しも憶えがないのに巡查がわたくしをつれて行つて了つたのです。それから検事殿にはせめられ、豫審判事殿にはせめられるので、わたくしは死んでやらうと思ひましてとうとう剃刀で罽丸を切つたのですが、その罽丸さへあればわたくしは再審すればきつと無罪になります」

「それでは無罪の證據にはならぬではないか」

「いいえ、身におぼえがないから切つた罽丸なのですから無罪の證據になります」

「さうかね。ところでその罽丸がどうなつたのかね。」

「三重ではそれを領置したらしいのです。だのにわたくしがこちらに来るときにそれを渡して呉れないから、三重の刑務所はきつと裁判所とぐるになつてその罽丸を横取りしたのにながひありません」

「そんなものを横取りしたつて、仕方がないぢやないか」

「きつとわたくしをいぢめる積りなのです」

「さうかわかつたからもう監房に歸つたらよからう」

彼罽丸紛失者はしきりに泣いて居た。泣きながらMと別れた。その後幾度か罽丸の件でMに會見を申し込んだがMは會はなかつた。

諸君、うそのやうな話だが、これはMの経験した實話談である。しかも、Mは之を少しも忘れようとはしないのだ。なぜならこれも亦囚人殊に長期刑囚のかり易い無罪病の一種だからである。

長期囚はどれも早く娑婆に出たがるものだ。出たい出たいが一心でなんだが、も少し裁判所でうまい陳述をやり防禦方法を講じたらきつと無罪だつたかも知れんなどと考へるものである。その考へは竟に妄想を産むのだ。巡閱官に、巡視の判檢事に會へばきつとその妄想をまことしやかに語る。さうしてそれが二度、三度、五度と繰返されると竟に彼はそ

の妾想に確信を持つのである。

哀れなるこのチロ・チロニデス第二世も亦無罪病のその定石を打つたに過ぎない。Mは笑ふよりも同情した。かくまでも娑婆にあこがれる自由刑のとりこは、たしかに死人である。ドストエフスキーは刑務所を死人の家といつたが、彼は中々頭がい

「擧丸を横取りされた奴が居ますね」
MはO教誨師にその話をした。

「あれはわたしにもよくさういふのですが、事實は擧丸炎かなにかで手術したのださうです」
「さうでしようね」
「擧丸がなくなつて身體をよほど悪くしてこのごろはどうも少し氣が變になつてるのだらうと思ひます」。

そのほかにMは數人の無罪病者に

なやまされた。無罪病者の主張はとかく逆が眞でないところの三段論法的の主張が多い。堅石非石白馬非馬式の奴が多いから耳をかたむける要はないが、それを作り出すことは反面に於て自由刑の缺陷暴露である。Mはそこにまた一つの行刑改良點を見出した。哀れなる者よ。汝の名は擧丸紛失者なり。

(五)

さて、Mはその後毎日印刷工場に通つた。恰も、雀が小枝から小枝に互り飛ぶごとく今文選工共の邪魔をして居るかと思ふと直ぐに刷り工のところに行く。截斷へ、製本へ、校正へと廻り歩く。わが親愛なる和製マーフィは刷り工として一心不亂に仕事にいそしむ

で居る。彼の玆數日は宛らの模範囚である。

校正に行くところには學者のY君が居る。鶴のやうな瘠軀に鐵縁眼鏡をかけて居るので確かに學生あがりだといふことがわかる。

「先生いつかお會ひ下さるわけにはゆきますまいか」
「え、いつでもよござんすよ」
「有り難う御座います」
「印刷工場は火があるからいいですね」

「ですが文選は氣の毒で御座います。なにしろ鉛を指でさがすのですから、こんなに温い工場でも文選だけは、大抵凍傷にかかります」。
「ではこの工場では何が一番いいでしょう」
「やつぱり、校正が一番面白いと

思ひますが」

「あのベケツに手をつつこんでるのはあれはなんですか」
「凍傷患者が鹽湯であたためてるのです」

「Kはこのごろどうですか」

「この二三日非常に愉快さうにやつて居ます。なにしろK君はあれで實にセンチメンタルなところがあるのですよ」

「あれでですかね」

Y君も一ばしMのマーフィの役をつとめて居る。刑務所は交談禁止だ。しかし、今のMが交談を禁止されては屁にもならんで、こうして禁を犯して居るのだ。Mと交談をするのは叱かられないと知ると工場の連中はMを歓迎した。彼の行くところ囚人たちは先生先生といつて話しかけた。

この工場が一番もの知りはなんと

いつてもYとKだ。その二人が彼のマーフィだからMが印刷工のことに明るくなるのが日に日に目立つた。看守はあつけにとられて居る。

その夕方彼はYを呼んで話した。

「君、刑務所ではいつが一番改悛の動機を與へますか」
「やはり、未決のときですね。既決では一年位は改悛したいといふ氣持が残つて居ます」

「今の君はどうです」

「もちろん、二度とわるいことをしようとは思ひませんが一年が二年と続き、三年経つうちに囚人生活になれるので恐ろしい氣が致します」

「ほかの者が馬鹿には見えませんか」

「始めは實に馬鹿に見えました。しかし、だんだんそれが普通に見

えて来て今では自分と他の囚人が

全く同じ價値に考へられて來ました」。
「さうすると早く假出獄をするほうが安全ですね」

「わたくしは確信を持つて假出獄は刑期三分の一よりも五分の一、それよげも十分の一の方が合目的だと思ひます」

「生理的の苦惱はありませんか」

「ありますとも、殊にその苦惱はいそがしい工場に於てよりも物靜かな教誨堂に於て起ることが多いようです。雜居よりも獨居に於ける方がより苦しくなります」。

Mは此のインテリ囚人から實證的行刑改良點の幾多を示教された。裏面を教へる和製マーフィと正面から指導するインテリ囚人とはMの著想にどれほど豊かな材料を與へたかここでは數えきれぬ。

紐育州刑務所々内規則

受刑者規則及び規律補遺

一九二六年・シン・シン刑務所

受刑者に告ぐ
 諸子は當所に拘禁され、法律の拘束を受くるの身に於て、本刑務所當局は當所に諸子を拘禁するの義務を負へり。この責めを遅滞なく果さむため、また所内の状態を及ぶ限り、道徳上及び身体保健上、健全ならしめんためには一定の規則及び規律を要す。されど茲に諸子に留意を乞ひ度きは、かかる規則に依つて何らかの卑屈の感を負はしめ、無益の苦痛を生ぜしめ、若しくは自尊の念を失はしむるが如きは當局の毫も望むところには非ざることなり。寧ろそは、所内の状態を及ぶ限り常態に置き、自尊の念の發揚を助長すべくあらゆる途を講ぜんとする當局の目的に出づるに他ならず。人直からむと欲する時、先づ直き考へ方、謹直なる生き方に習熟することより初めざるべからず。然し

て此の基礎は自尊の念を知るにあり。人にして自尊の念を知ることなからむか、また他人の尊敬を得ることなかるべし。
 一定の規則及び規律なくしては千二百人の人々が一つの刑務所中に生活するを得ざるは識者の認めるところなるべし。此等の規則は必須にして、此れに對する服従は不可欠なり。個人の特權及び個人の行爲は多數人の利益のためには制限されざるべからず。本書の目的はかかる規則の如何なるものなるかを諸子に述ぶるにあり。誤つて此れを知らざりしとか、此れを解せざりしとか言ふとも、此れを犯せるの辨護とは認むべからざればなり。
 更に余は、諸子の移送は、藥餌常用、肺結核、人員配置上、懲罰及び服役良好なるために由るなることを

強調せんとす。移送を決定する唯一の大なる個人的要素は諸子の——諸子自身の——行爲なり。吏員、看守、受刑者中の役員 inmate officer 若しくは受刑者はみな、各部署間に於ても他刑務所間に於ても、移送を決定するに力を及ぼし影響を與ふるものには非ざることなり。

吏員より共和國の特權と義務とに就き教示さるべし。

典獄 レウイス・イ・ローウエス

通信

收容團體 Reception Company
 新に入所せる者は皆、收容團體に配屬せらる。此れはそれのみを以て隔離され、此れに屬するものは教師、團體長、醫師、學務主任に面接し、正吏員 the Proper League official より教示を受くるまでは正規の刑務所内規に與るを得ず。此れに屬する者は性病、服藥に關する決定の與へらるるまでは隔離さるべきなり。

一、書信に二種あり。合主事の受刑者對しては、『日曜書信』此の種の書簡の郵税は州に於てこれを支拂ふ。これは受刑者に對して土曜日に發信せしむるものにして、火曜日の午前八時までに投函さるるを要す。『特別書信』此の種の書簡の郵税は受刑者の支拂ふところなり。此れは水、木、金、各曜に投函さるべし。

本團體に屬する受刑者は、圖書室出入及び筆記の特權は附與さるるも、賣店 Commissary に入出若しくは訪問の特權は許されず。彼等は此の團體より別るるまでは共和國 the mutual Welfare League の會員たるを得ず。各受刑者は正團

二、第一級受刑者は、各自郵税の許す限り、上述規則の下に、隨時書信を發することを得。
 第二級受刑者は特別書信を發することを得ず。第二級受刑者は各月第一及び第三日曜に日曜書信を許さるべし。此の書信は友人若しくは親族に宛てらるべし。他に附加的の日曜書信は第二級受刑者に對して第二、第三、第四、第五(該月に於て第五日曜あるとき)日曜に公布さる。これは受刑者の家族、即ち妻子、父母、兄弟姊妹にのみ宛てらるべし。
 第三級受刑者は特別書信を發するを許されず。第三級受刑者には各日曜毎に日曜書信を許さるるものにしてこれは受刑者の家族、即ち妻子、父母、兄弟姊妹にの

み宛てらるべきものとす。

此れ等以外に宛つる書信は許されず。

三、すべて書信は通信課公布の書箋及び封筒に記載さるべし。但し典獄の承諾ある場合は此の限りに非ず。控紙の空欄には残りなく記入さるべく、然らざる時は書信は発信者に返送さるべし。書簡の末尾には受刑者の氏名及び連続番號を自署せざるべからず。

四、書信はすべて一般配達所に送られざるべし。他の刑務所に關係を有する受刑者との間に於ける發信及び受信の他は、他刑務所内の受刑者間と通信することを許さず。

五、本所内宛の書信にはすべて、受信者たる受刑者の全氏名及び番號は明瞭に認めらるべし。

六、すべて新聞、雜誌、定期刊行物等は出版者より直送さるべし。受け取りたる新聞、雜誌、若しくは定期刊行物にして此の規則に反するものは廢棄さるるか若しくは受刑者自辨にて返送さるべし。

七、受刑者に差し入れらるる書籍は、検査の上教誨師の承認を経たる後許さるべし。

八、切手は經理部を経て買はれ且つ送らるるか、若しくは書簡によつて受刑者に送らるべし。

訪問及び訪問者

一、A級受刑者は毎月、一週四回の訪問を受け且日曜又は祝祭日に一回訪問を受けることを許さる。B級の受刑者は二週間に一回の訪問を受けるを許さるべく、その中一回は各月に於ける日曜日若しくは祝祭日たるべし。A級及びB級に屬する受刑者は、典獄の承諾を得て、其訪問簿に友人の氏名を記し、該友人の訪問を受けるを得べし。然らざる場合は、訪問者は直接の親族、即ち妻子、父母、兄妹に限らる。C級受刑者は特に典獄の許可ある場合の他は如何なる訪問をも許されず。訪問時間は一時間以内たるべし。訪問時刻は午前九時より午後四時に至る間とす。

二、日曜日若しくは祝祭日の訪問に對しては、その目的のために設けられたる形式によつて、記入に際して特別の許可を必要とす。此の許可申請書の整備には、受刑者の署名を要し、少くとも所期の訪問の五日以前に看守長事務所内の組合主事の受信函に投函すべし。該申請書の承認を受けて返附されし時、これは訪問者に郵送さるべく、訪問者は其の訪問に際してこれを持参すべきなり。

三、前科者は行刑局長の許可あるにあらざれば受刑者を訪問することを許されず。但し受刑者の父、息子、兄弟の場合は例外にして、斯かる場合に於ては正規の訪問を許さるるものとす。

四、訪問室にては晝食すべからず。すべて清涼飲料の類もまたこれを用ふることを禁ず。

包装物

一、受刑者の親族及び友人より食料品を受くるを得るは次の場合に限らる。感謝祭、基督降誕祭、復活祭、米國獨立祭當日、若しくは正規の訪問の際、若しくは正規の訪問の代りとして。

二、食料品の他に包装品として受刑者の受くるを許されるもの次の如し。

- 鼠色肌襦袢
- ハンケチ(手巾)
- 肌 着
- 黒色紐類
- 半靴下
- 齒磨楊枝
- 櫛及び齒子
- ゴム
- 黒靴
- 小型毛布
- 枕掛け
- 敷布
- 毛布
- タオル(手拭)

剃用刷子

- 安全剃刀はジレット型たるべし。
- カラー付き鼠若しくは白シャツ。

三、次の品は受けとるを許されず。

- 砂糖菓子
- 乾葡萄
- 石 鹼
- 煉齒磨
- 齒磨粉
- 化粧品
- 硝子壺入りの果物、但し著名なる配給者より直接舶載され來れる際は其の模範的品質のものはこれを許す。
- クリーム若しくは其の他のものを挾める二枚のビスケットにて作れる麵餅、但し原容器のまま、受けとれるものはこれを許す。
- すべての罐詰類。
- 大口のマカロニー
- 大口のスバゲツチ(細マカロニー)

四、受刑者宛午前中に送られたる包装品は正午十二時後までは届けられざるべし。午後に於て受けとりたる荷物は午後四時以後までは届けられざるべし。

五、受刑者は自個の樂器を受けとるを得。但し該樂器の刑務所内にある期間これを組合の所有に委ねることを條件とす。樂器は包装品取扱所の手を経て受けとるべく、受刑者は樂器受領の許可を受ける前に看守長より下附されたる看守長自筆の證明書を、擔任の吏員に提出すべし。該受刑者釋放さるるの際は、樂器の所有權は組合によつて當人に還附さるべく、該樂器は同様に包装品取扱所を経て送附さるべし。

受刑者積立金

一、金錢は受刑者の訪問者により該受刑者の信用預入れをなすを得べく、若しくは郵便局或ひは至急爲替に依り或ひは小切手によつて郵送するを得。現金は郵送するを得ず。受刑者の爲めに預金されたる小切手の處置については、登簿される受刑者に對しては、該小切手が銀行を通過して回收さるるまでは、これを振り出すを得ず。従つて、郵便局若しくは至急爲替を利用するためには發送者を通告するを可とす。

二、受刑者は如何なる際にも一切金錢を所持するを許されず。これは常に其の身体に於てのみならず、其の監房に於て、寢所に於て、戸棚若しくは机に於ても同様

なり。洗濯、室内掃除、水漕運搬、料理等の如き私人的助力の爲め一受刑者が他の受刑者に對して積立金を讓渡することを禁ず。如何なる事情ありと雖もかかる要求は許可さるることなかるべし。

四、受刑者は其の増殖せる所得の配當を受くるを得。但し其の成果と認めらるるもの二分ノ一を越ゆるを得ず。此れを受けんとする申請書は自筆にて典獄宛提出すべし。

何が彼女をさうさせたか？

妖妻貞女さまぐ

飯島三安

七月八月ギラ／＼と太陽が頭の眞上から白熱の陽を直射する頃になると、今迄私共の世界から遠い疎ましい存在であつた海や山が、急に、實に何とも言へない媚と魅力とを以て迫つて来る——海の誘惑山の誘惑——確かにそれは無言の誘惑である。若人は其魔力に陥つて尊い犠牲を山の靈、海の神に捧げつゝ、峻しい山に登り激しき浪と闘ふ。

無心の自然物ですら夏にはそれ程の魅力を持つて居る。況んや薄物を透かしてふくよかな曲線美が露はに發揮され、異性の肌の匂ひがなやましく強烈に發散される夏の日、殊に夏の夜、エオスの神の戯れに身を忘れる者が尠くないのは、強ち不思議なことではない。圓タクガール、

ステツキガール、ストリートガール、ETO……最近では構すガール、キツスガールなどと言ふ尖端ガールが現はれたといふので、銀座ボーイの話題を賑はして居る。併しここで物語らうとするのは二年前の話、即ち一昨年の今頃矢張銀座を背景とした事件である。

不敵の少女黒はらのお蝶

その頃盛に銀座のカフェー・バー・喫茶店等に入出し、女給などから金品を捲上げて、善良な婦女子を不良化する不敵の少女があつた。少女とは當時十七歳の花恥かしい謂はば未だ「おぼこ娘」であるべきだが、小娘だてらに十數名の面かも年上の乾兒を指揮し、懐るには常にドスを呑み、銀座を根城とする硬派の不良

少年と對抗して、界限を荒し廻はつて居たので、遂に檢舉ささるるに至つたのである。

取調べて見ると本名木村花子といふのであるが、驚いたことには「黒ばらお蝶」と自ら號し、硬派の不良少女團長として銀座に京橋八丁堀に築地明石町、月島に縦横に發展して居たのである。當時飛ぶ鳥を落す程の勢を持つて居た、月島不良團の首魁Nですら、斷然頭が擡らなかつたと言はれて居た程、彼女の腕が凄かつた。では一體何が彼女をさうさせたか？彼女の母親は酷いヒステリーであつた。彼女は母性としての愛ではあつたが時とすると事毎に娘のすること言ふことに干渉し、叱言も言つた。この事が娘を益々剛情にし、愈々反抗的に行つた。今メソメソ泣いて居たかと思ふと忽ちゲラ／＼笑ひ出す、氣性にムラのあるのがヒステリー患者の常である。彼女の母もひどく叱言を言ひ事毎に干渉するかと思ふと、時としては全然反對の放任主義甘やかし主義を採つた。

斯うした放任主義が禍して蝶子が女學校に入學してから、偶々母校である小學校で體て開かれる同窓會の餘興畫劇に出演するため、毎日學校の歸途を夜六時までも舞臺稽古に費し、若い男學生と混つて夜遊びする習性を知らず識らずの内に養つたこと、これが體て昂じて日曜日などには親戚に行くと稱して夜まで出歩く内、小學校時代の友達が當時カフェーの女給をして居たので其店を訪れる中、何時しか不良學生と懇ろになり、學校の歸りには喫茶店にカフェーに出入し——自ら異性を求めてこれと交り、遂には新開地を渡り歩く不良職工とすらも交り結び、彼女の周圍に集まつて来る男女を巧みに操縦することに興味を持ち、自ら「黒ばら團」を組織して天晴れ團長とおさまり返るに至つたのである。

そして最後は凄く笑ひを浮べながら脚を組んで、細巻のシガレットとか何かを燻ゆらし赤い酒青い酒をあほり、いざとなれば七首を抜いては男と渡り合つて「さあ切るなら切れ」とばかり赤い嗔呵を

切るまでになつた。そして警視廳に拘引されて係の者から「流石に名うての女だ未曾有の不良少女だ」と珍らしがられるまでになつたのである。

街で三ひかける洋装の少女

不良少年にしる、不良少女にしる又不良中年にしる、不良と名のつくものでカフェーやバー、喫茶店に出入しない者は先づ殆んどないと言つてよい。次に語らうとする不良少女安木梅子の活躍するバックもまた、銀座であり、カフェーであり、バーであり、喫茶店である。

帝都の中心銀座街頭を派手なバラツルに陽を避けながら、又はなまめかしい夜のヘアブメントをシツクな青年と並んで颯爽として歩む洋装の美人、殊に彼女が仄暗い横街に折れた時など、その華奢な頭が輪廓の正しい横顔がたまらなく魅惑的に男の胸を打つ。

しかし彼女が如何なる手段を弄して男を誘惑したか、男から男へ如何にして巧みに渡り歩いたか、そんなことは茲では

省略して唯彼女が毎年夏に恒例によつて行はれる、銀座の不良狩りに引かかつて檢舉された獲物であることだけを申上げて置いて、如何にして不良少女になつたかの経路を述べやう。

彼女の母は義母で世に言ふ生さぬ仲の母であつた。繼母の手に育つた子供は不良化する傾向の多いものであるが、彼女が不良になつたのはこの爲ではない。否彼女の義母は彼女が生れて間もなく自分の手鹽にかけた關係もあつたのか、實際の母にも劣らず心から彼女を愛育したのである。従て彼女も檢舉される。三日前この母から事實を打ち明けて意見されるまで其事實を知らなかつた位であつた。

彼女が九段の或高女の二年生の時、父は何故か母を東京に置いたまゝ、大阪に轉住し、父と娘とそれに従姉を加へて三人大阪で暮らすことになつた。よくあることです彼女の父は妻と別居して居る淋しさから、性的欲求に堪へかねてか同居して居る従姉と通じたのである。男女の仲ほど鋭敏に人の目に立つものはない。

忽ちこの事は近所近邊に放送されて噂の種となつた。面白くない世間の噂と、この事から来る家庭のいざこざ、彼女は無断で而かも單身家出して東上した。そして當然母の家に行くべきであるのに、母の許に行かず知合の高木といふ家に寄寓したのである。

この高木京子なる女が曲者で、不良老中年を相手に醜業を行ひ、果ては寄寓した梅子に男を周旋しやうとさへした。大阪に赴く前近所に居た軍人の娘で石井百合子といふ不良少女と交つて居た彼女、大阪に行つて従姉と父との間に繰り返される痴態を見せつけられた彼女、東上して身を寄せた家の主婦の醜い行ひを見た彼女、多情多感な若い乙女が如何なる経路を辿つて不良化したかは略推察が出来やう。上京して再び入學した某高女から退學を命ぜられたのも當然といふべきである。

それからの彼女は、常に不良友達の石井百合子と連れ立つて、新助へダンスホールへカフェーへ喫茶店へピヤホールへ

享樂を追つて、酒と煙草と男の世界へ凄く程美しい瞳に嬌笑を浮べて、イットを振り撒く豐滿な肢體を、ワンピースの薄い洋装に包んで、ハイヒールの夜會靴に絹のストッキングをはいて——銀座の夜に出没して盛に男を釣つたのであつた。而かも容易に春を賣らず、柳に風と巧みに翻弄して居たのである。そして彼女の年齢は其時たつた十八歳であつたには驚かざるを得なかつたのである。

花賣じつ、苦學する女學生

同じく夏の銀座の不良狩りに引掛つて舉げられた女に橋文子(十九)といふのがあつた。文子のもと丸ビルB會社のオフイスガールとして勤めて居る中、それによくある手であるが重役に貞操を蹂躪されてから、自暴自棄となり一轉して男性を呪ふ惡魔となつて、銀座街頭、男を誘惑して居たものである。そしてこの不良少女文子の参考人として同人の女學生時代の友達山下春子を呼喚して取調べたことがあつた。

私は今まで多數の色々な女性を取扱つて來た。勿論それ等は大抵罪の女であつたが、この山下春子ほど感動させられた女はなかつた。

彼女は神奈川縣下のある尋常小學を卒へてから、十六歳の時家を出て某製絲工場の女工に雇はれ、朝五時から夜八時まで休みなく労働に従つた。向上心に燃える彼女は朝は三時に起きて女學校の教科書を獨習し、夜は無断電燈を點けることを禁じられて居るので、便所の中で私かに五燭の光を便りに勉強したが遂に見咎められて断念するの止むなきに至つた。

後工場を出て集鴨のある醫院の薬局兼女中看護婦といつたやうな雜務を月八圓の給料で辛抱し夜は牛込の某高女に通つて勉強を怠らなかつた。八圓の月給で五圓五十錢の月謝僅かな殘額が彼女の生活費であつた。勿論足袋もはかず白粉もつけず一里の道を往復するのは、雨が降つても雪が降つても變りなかつた。斯うして勉強して専檢を受ける筈であつたが、院長の奥さんの無理難題な待遇のため、二

年の後そこを暇とり今度は新宿、渋谷と午後五時から十一時まで花を賣つて生活を支へ晝は女學校に通つて苦學し、遂に女學校を卒業して婦人記者となつたのである。

そして輝かしい運命が彼女の上にほゞ笑みかけやうとした。けれども四十五圓の記者生活も間もなく會社の解散のため退社の止むなきに至り、又しても街頭に花賣として立つことになり、醫專に入學すべく勉強して居たのである。

以上述べたところ同じ三人の少女である。酒と煙草と色電氣とジャズレコードと——酔つて唄つて男を誘惑する夜の花も女なら、慎しやかな服装に身を包んで道行く人に一束の花を賣つて向學の資とする街の花賣も同じく女である。

——完——

ハルターゼのお奨め

ハルターゼは盛岡少年刑務所牧場生産の新鮮純良な牛乳及鶏卵、蜂蜜、葡萄糖、其他を原料としてまして細心の注意と

とを以つて加工精製致しましたもので馥郁たる芳香と絶大の美味とを持つて居り其榮養價値は他の類似品の追従を許さぬ。

健康長壽の素
滋養強壯飲料
御使用法は寒暑に應じて夫々五六倍の清水、氷水、炭酸水、ラムネ、コーヒ、紅茶、熱湯等に御入れ下さいますと大變おいしく召上られます。

瓶詰一本 金三十錢
十打以上御注文の方々は荷造費と運賃は元拂

製造發賣元 盛岡市 下厨川 共榮社

全國刑務所長會同

全國刑務所長會同は、六月三日より六日に至る四日間在記のプログラムにより開催された。

【三日】午前八時半より司法大臣訓示、次官注意、局長指示終て午後は會議があり、午後五時半から工業俱樂部に於て司法大臣招待會。

【四日】午前八時半より會議、午後四時より淺草本願寺に於て刑務官並收容者ノ追弔會、五時半より上野精養軒にて本願寺の所長招待、又司法次官の隨行員招待。

【五日】八時より會議、午後二時總理大臣官邸に於て若槻首相の訓示、五時半より東京劇場に輔成會の所長招待、刑務協會は、赤阪幸樂に隨行員を招待。

【六日】午前八時半より會議、十一時より豊多摩刑務所落成式、午後二時より刑務所作業品々評會、五時半より刑務協會の所長招待、芝公園紅葉館。

概況

司法大臣の訓示は、巻頭に登載した。小原次官の注意、鹽野

若槻總理大臣挨拶

(六月五日刑務所長招待席上に於ける)

本日刑務所長各位會同に際し御來臨を得て茶話會を開くことを得ましたのは私の仕合とするところであります。事務上の事に付ては司法省にて御打合が有つたこととありませうし又司法大臣より御訓示の有つたこと、存じますが、方今社會現象の複雑なるに伴ひ經濟不況にして犯罪者の増加することは洵に遺憾とするところでありませう。此の間に立ちて諸君の任務は最も重大であります。何卒方正廉直に其職務を執行し刑辟に調れたるものを心から改心し善人に移るやう努力せられんことを切望する次第であります。

本日は誠に何の取説もありませんが閑談の機を作る意味に他ならぬのであります。何卒茶を召上りつゝ御閑談あらむことを希望致します。

小原司法次官注意事項

(六月三日刑務所長
會同席上に於ける)

一、受刑者の改過遷善は行刑の制度施設の整備充實に依ること
は勿論であります。刑務官に適當なる人格者を得ることが
殊に必要であることは大臣より訓示せられたる通りでありま
す。然るに刑務官の中には時に或は物質的慾望に捉はれて不
正の行爲をなし、或は酒食に耽溺して内外の批難を受け、又
は收容者と狎れて内外通謀の媒介を爲すが如き者のあります
ことは、行刑に對する社會の信用を失ひ職員の氣風を弛緩せ
しむるのみならず、延ひては受刑者の教化に甚大なる障害を
來すことになり得ます。諸君は今後一層部下職員を董督して
清廉嚴肅の氣風を發揚し格勸精勵して收容者の儀表と爲り以
て教化の實を擧げらるゝことを切望する次第であります。

一、近時逃走及自殺事故が増加し就中逃走の方法は極めて計畫
的なるものが多く、而もその大多數は既遂の状態に立ち至つ
て居りますが、是れ畢竟所内に於ける規律の弛緩職員の不緊
張戒護上に於ける用意の不周到に基因するものと思はるゝの
でありますから、諸君は一層部下を督勵し自殺事故に對する
策としては戒具の妥當なる使用法諸設備の搜檢等に注意せら
れ、逃走事故に對しては各種の搜檢出入口の閉閉に留意する
は勿論であります。結局規律を嚴肅にすると共に職員の緊

張を持続せしめ常に心の眼と心の鏡とを最上の戒護方法とす
るの要諦を會得せしむることが必要と思ふのであります。

一、最近經濟界の不況は刑務作業に影響するところ多大であり
ますが、受刑者に對する作業訓練は一時も忽にするには出
來ないのであります。諸君は成るべく民間手工業を壓迫侵
害することのなき様に屢々通牒したる官用主義の趣旨に
從ひ各官廳に註文を仰ぎ是に依つて受刑者の作業訓練を持続
することに努力せられたいのであります。しかし刑務作業は
動もすればその技能及完成期日に付て批難を受けることが少
くないのでありますから、受刑者の作業課程を改良してその
能率を増進し技能の修熟に意を用ひ且労働趣味を助長して一
面には註文者の満足を得他面には是に依つて解放後の自活の
方便を得しむることに特に注意を拂はれむことを切望いたし
ます。

一、受刑者の改善には教誨が極めて必要であると同時に又極め
て困難なる事業であることは申上ぐるまでもないことであり
ますが、教誨が徒らに高遠なる理想に流れ各人の日常生活に
即したる思想感情に直接に透徹するものでなければ到底教化
の目的を達することが出來ないのであります。是の故に諸君
は特に教誨師を督勵し集團的教誨も勿論にしてはなりませ
ぬが成るべく日常受刑者に接せしめて個人的教誨によつて
其の心情を善化せしめらるゝ必要があるのであります。

一、受刑者の改換に付きましては殊にその家庭との連絡が必要

であります。當局は茲に鑑みて今回監獄法施行規則中接見及
書信に關する部分を改正して特に受刑者と親族との接見の回
數を増加し接見方法を寛大に、且受信度數の制限を撤廢する
ことに致しました。併し之は決して自由刑の強制力を寛大に
しやうとするのではなく收容者をして家庭及故舊等との接渉
によつて心情融和の機會を多からしめ以て教化に資せむとす
るのでありますから、諸君は克く改正の趣旨を諒解せられ部
下をしてその處置を誤らしめぬやうに取計はれむことを希望
致します。

一、最近各所に於て傳染病殊に腸チフスが頻發致しまして基し
きは一刑務所に於て多數の吏員及收容者に傳播致しましたこ
とは遺憾に存する次第であります。御承知の如く刑務所は集
團生活でありますから一度傳染病が発生するとその傳播力は
極めて恐るべきものがあるのであります。諸君は日常吏員及
收容者全員の健康に注意して各自に衛生上の責任觀念を意識
せしめ且保健の職員をして豫防に努力せしめられんことを切
望いたします。

一、今回訓令を以て假釋放審査規程が制定せられました。之
は假釋放の適否に關する審査を便にし從來動々もすれば遲疑
逡巡の状態にあつた假釋放具申の運用を圓滑ならしめむとす
るに外ならないのであります。最近の實例に依つて見ます
に昭和六年に於て未だ一人の假釋放者をも出さない所があり
ます。又相當長期の受刑者に對して僅々一月未滿の期間

を存して上申するが如きものもあるのであります。勿論斯様
なことは所長の主觀的立場に依るのであります。尤も行刑の
治績はむしろ假釋放の妥當なる運用にあるといつても過言で
はないのであります。故に今後はこの審査規程に基いて徒ら
に主觀を墨守することなく假釋放による改換促進の實を擧げ
られむことを期待して止まないものであります。

一、少年及準少年にして不定期刑に處せられたる者に對する假
釋放の適用は相當困難なる問題であります。之は本來ならば
刑務委員會を組織してそれによつて妥當に行ふべきでありま
して目下刑法改正委員會に於て攻究中でありますが、差當り
その過渡的方法として今回の司法官會同に於て毎月少くも一
回判事及檢事の少年刑務所巡視の方法を利用し共助を受くる
ことに決定しましたから少年刑務所はそれに對する方法を攻究
せられ判事及檢事と協議の上假釋放の適正を期せらるゝ様御
努力を願ひます。

一、各刑務所に於ける看守以下の吏員に對する懲戒は極めて區
々になつて居るやうであります。例へば遅刻者に對して或所
では叱責に處し或所では減俸に處するといふやうにその寛嚴
の差が甚しきものがあります。かくては吏員懲戒上に公平を
缺き懲戒の効果を減殺するの嫌がありますから諸君は互に連
絡を取り比較研究の上妥當なる懲戒手續を取られんことを望
む次第であります。

鹽野行刑局長指示事項

六月三日刑務所長(會同席上に於ける)

私が昨年九月行刑局長に任命せられて以來茲に八ヶ月を經過して居りますが、今日此處に始めて諸君と會して行刑上の諸望の指示を爲し得る機會を得ましたことは私の光榮とするところでありませぬ。

只今重要な事項に付て大臣より御訓示があり又次官より御注意がありましたから私は成るべく重複を避けて數箇の事項に付申述べます。

一、刑務所は謂ふまでもなく社會の縮圖であります。従つて刑務所の事務は社會の如く多岐多様で繁雜を極めて居りますので、その完璧を期することは洵に困難なことでありませぬ。又諸種の事務の中で何れを先にし何を後にするといふものはないのであります。しかし私が行刑の根本に付て考へますにその目的が受刑上の改過遷善にあることは到底否定することが出来ないのであります。同時に行刑上最も注意せねばならぬことは先づ改過遷善の衝に膺る刑務官の人格の點であると思ひます。これに付ては既に大臣より訓示せられ又次官より注意せられた所でありませぬ。私は重ねて述べませぬ。唯一言申せば刑務官は人格第一主義で行かねばならぬ日常の行狀も亦大切であると信じますから諸君は此の點に

付特に御注意あらむことを切望致します。

一、最近刑務官中業務上横領の罪を犯し刑罰に處せられたものが一二に止まらないのであります。犯罪を防壓する職にある者にして反て罪を犯すが如きは行刑の信用を失墜するの甚しきものでありまして洵に痛恨の次第であります。然し行刑上殊に作業及び經理の事務に従事する者は常に金錢の出納、物品の購入を取扱ふのであります。動もすれば誘惑に陥ることなきを保し難いのであります。故に諸君は常に詳密なる監督と検査とを怠ることなく部下をして過ちなからしむる状態に置かるべしや御注意あらんことを希望致します。

一、次に聞かるところによりませぬと刑務所職員間に於ては下級官吏が上官に對し中元歳暮等に際して過分の贈物を爲し甚しきはそれによつて上官の推挽を獲得せむとするの風があるといふのであります。若しも斯様な風習が存在するとすれば清廉を旨として進むべき行刑の爲めに甚だ遺憾のことでありませぬ。諸君は特にかゝる陋習の是正に努力せられ同時に中央より出張する官吏に對し長途の送迎適當なる歡待等は之を廢止せられ以て刑務官の質實端正なる態度を示されんことを切望する次第であります。

一、本年度豫算に於て特に緊縮を要するものがありました爲めに三池刑務所を廢止し大分、福島及び山形の三刑務所を縮少致しましたことは諸君の御承知の通りであります。その結果比較的多數の退職者を出し又多數の轉任者を見まして一時刑

務所職員を不安ならしめたことに付きましては私の特に遺憾に感じたとあります。然し退職者の大部分は高齢にして既に功成りたる者であり後進に路を開くとも申すべきものであります。又轉任者は何れも適材適所主義によつたのであります。故に今後は安んじてその部署に付き行刑の爲めに萬全の努力を拂ふやう諸君より部下職員を督勵されんことを希望致します。

一、各種豫算は本年度に入つて更に縮少されましたので諸君がその費途に付充分なる考慮を拂はるべきことは申すまでもないことであります。過去の事跡に照して見ますと例へば物價漸く下落したる昨年度に於て刑務費がそれに伴つて緊縮せられざりしが如き、又各所の特殊事情を參酌して配賦したる事務費をその配賦額以上に使用して素りに増額を要求せられたるが如きは現下の緊縮精神にも反することでありませぬ。諸君は豫め充分なる考査研究を遂げられ以て豫算上過誤のないやうに部下を督勵される必要があるであります。

一、戒護事務は近年著しく進歩しまして刑務所の紀律が往昔の比に非ざることは洵に同慶に堪へぬところでありませぬ。然るに昨年來逃走事故が再び増加致しまして甚しきは受刑者數名相謀り一ヶ月前より著々逃走計畫を進め竟に成功するに至りました如き、又看守の被服を竊取して安々と之に化けて逃走したるが如き殆んど總てが刑務官の懈怠に基かざるものでなかつたことを甚だ遺憾に堪へぬ次第であります。此の故に先

刻大臣より又次官より詳細なる御訓示や御注意があつた次第でありますから、諸君は部下を督勵して搜檢巡迴等に於て細大もらずとところなく不斷の注意を拂ふ様特に注意せられたいのであります。

一、最近經濟界の不況はわが刑務所作業にも著しく影響を來しまして時にその經營持續に困難を感ぜらるゝ所もあるやうであります。かくては作業の目的たる訓練が不可能になるのみならず法律上必然科すべき定役すらも與へ得ざることになりますので各所互に相扶け有無相通するの精神に出でられねばならぬのであります。聞かるところによると刑務所間に於て註文の争奪は今猶續いて居るやうであります。かくては註文者の笑ひを受けるのみならず、延ひては行刑一體の精神を害することになりますから若も註文者を見出すことが出来ないか或は過多の註文を受けて居られるところがあれば近接刑務所と交渉するか又は本省に報告してその處理に關する指示を仰がれるやうに御注意を願ひます。

一、作業經營上特に注意すべきは就業費の濫費であります。御承知の如く就業費は今日決して潤澤だといふことが出来ませぬのでその使用法は就業費が常に活用せらるゝことに注意を拂はねばならぬのであります。昨年年度繰越の作業材料は各所を通じて七十五萬圓の多額に上り就業費の約三分の一が固定されたのであります。勿論木工材料の好き乾燥の必要あるものに付ては多少止むを得ない事情もあるものであります。が何れ

にしても全額の三分の一を固定させ甚しきに至つては賣却の見込なき多数の製品を作製して之を死蔵するが如きは經營上甚だ遺憾の事でありませうから特に御注意を願つて置き度いのであります。

一、就業費中の旅費は屢々通牒致しましたやうに作業用務のみに限り使用さるべき性質のものでありましてその性質から見て作業現業員の使用すべきものたることは申すまでもないのであります。が今御事務出張に之を流用し作業現業に直接関係なき者が作業用務に名を藉りて使用される向があるやうであります。本費は補充科目に属するものでありますからその費途に付特に慎重の注意を拂ひ苟も非難を受くることのないやうに留意せられたいのであります。

一、教誨に付ては個人教誨の特に重要な効果を發揮することあるは諸君の既に御承知の通りであります。が動もすれば教誨を一般教誨のみに委ね個人教誨を怠るの風あることは甚だ遺憾であります。人の信仰思想の變化はその各人の立場に従つて働きかけねば期待し難いものであります。その意味に於て釋放教誨、宿前教誨、遭喪教誨その他の個人教誨を怠ることは結局行刑教誨の破滅を來すものといつてもいゝのであります。から諸君は教誨の職員を督勵して獨房の訪問を頻繁に爲し個人教誨の利用に付て特に努力を拂はれんとを希望致します。一、教誨と共に看護書籍の利用も亦充分に爲すべきであります。が時には之を怠り例へば圖書の整理が不備なるために書籍の

循環貸與の圓滑を缺き受刑者の不満を買ふことがあるのであります。又豫算不足の爲めに看護書籍の種類僅少なるところに於ては必然的に受刑者の不平を惹起することがあるのであります。が、かかる場合には交渉して有無相通じ保管轉換によつてその充實を計られる様致したいのであります。

一、最近當局は官本主義を緩和して私本講讀の範圍を廣めることに致しましたが之は一面收容者の讀書慾の増進せると他面官本の未だ完備せざる結果でありまして畢竟收容者の教化を有効に導くがためであります。故に諸君は決して私本講讀の煩はしさに藉口することなく能ふ限りの努力と誠意とを以て收容者に讀書の満足と與へられ教化指導の一助たらしむる様注意せられんことを希望致します。

一、思想犯罪による收容者の處遇に付ては特に困難を感じて居られることと思ひますが彼等と雖決して改善不能だと斷言することは出来ませんので諸君の努力によつて既に改善した實例をさへ見るのであります。諸君は常に彼等の思想行動の微細なる點にまで注意せられ必要ある場合には所長自ら彼等を改悛せしむるの衝に當るの意氣を以つて行刑せられんことを切望致します。彼等の中には時に行刑規律を紊す目的を以つて或はハンガーストライキを爲し或は放歌高吟を爲す場合すらあるのであります。が、かかる場合に於ては法律の定むるところに従つて之を制壓せられよく恩威併行の處置に出で

らるべきであります。又特に注意すべきは彼等の潜行的行動でありまして最近の實例によりますと信書貼用の切手の裏に通信文を書いて外部と呼應し又は雜役を使用して他の收容者に悪思想の傳播を計つたことすらあるのであります。此等の行動に對する防歴は各員の微細なる注意によつて始めて期待出来るのであります。から向後一層の御注意を希望致します。

一、最後に要するに行刑の目的を達する根本の手段は職員は勿論收容者各個の緊張と注意と清潔と各自の修養とであります。その意味に於て當局は週間制度を定め之を修養週間、緊張週間、安全週間及衛生週間の四つとしたのであります。既に實施した安全週間は相當効果を擧げ得たのであります。しかしなかには形式に流れお祭り騒ぎに了るものなきにあらずであります。から諸君は今後一層部下を指導し收容者を上げまし各自の心より改善の途につくやう圖られんことを切望する次第であります。

鹽野行刑局長注意事項

(六月三日刑務所長會同席上に於ける)

一、考績調書設備の趣旨は申す迄もなく人材拔擢適材配置の考

庶務

一、考績調書の履歴追加として典獄、典獄補、奏任待遇者、判任官等の官等陞等、叙位叙勳、進級等を報告せらるゝも本省發令若は官報に登載せらるゝ、辭令事項に付ては當局に於て既に判明せるを以て報告に及ばざることには了知せられたし。

一、保健技手、教誨師、教師、作業技手等判任待遇職員の採用に付ては内職せられ其の回答を得らるれば其の儘となし現實採用報告を遺漏せらるゝ向多し採用せらるゝに相違なかるべきも報告なきに於ては其の月日不明なり。又右職員の新進或は退職の報告遺漏も少からず共に整理不能に付遲滞なく報告せられたし。

一、甲刑務所囑託教誨師を乙刑務所教誨師に採用したる時乙刑務所に於て新に考績調書作成提出せらるゝを怠ることありて常に教誨師の調書完備せず異動計畫上支障あるに付注意せられたし。

期の分に於て之を訂正増補せらるゝ様取計はれたし。

一、判任官候補者の報告は大正十二年五月行秘甲第一六六號に依て表紙を附せざる考績書を添附(第三項ホ)せられ居り候補者にして看守長に新任の上は其の勤務の刑務所に於ては更めて表紙及調書を提出せざるべからざるに拘はらず其儘となし其の後の定期には考績調書のみ提出せらるゝ向多く新任看守長の分は表紙なき考績調書となり支障多きを以て爾今判任官候補者報告には表紙を附したる考績調書を添附せらるゝことに取計はれたし。

一、考績調書用紙は大正十二年六月行甲第八〇四號通牒に依り四月中に所要見込数を申出でらるべき管の處理延の向少からず調書提出期日の關係あり全部を纏めずして製作する状況にして支障少からざるに付運くも四月二十日迄當局に到着の見込を以て所要数の有無共に申出らるゝ様取計はれたし。

一、判任官懲戒事件審査上該事件に依り看守に爲されたる懲戒處分は参考すべきものあるに付ては爾今懲戒上申書末尾若は上申書添附書類中看守手續書寫上部欄外餘白に其の處分を附記相成たし。

二 統計

一、統計事務處理方に付ては機會ある毎に注意を促し來りたるも今尙遺憾の點尠からざるに付重ねて左の諸點に付注意を望む。

む。

(一) 統計に關する諸報告にして進達期日を遅延する向あり絶対に嚴守せられたし

(二) 進達の際は文書主任に於て必ず全部に涉り調査を爲し遺漏なきことを確めたる上發送すること

(三) 月表に就て

(イ) 刑事被告人、被疑者及勞役場留置者の現員欄に於ける人員と滞獄日數及留置期間人員欄と符合せざるものあり

(ロ) 第一表附表未成年者の入出監欄には年齢の異動者は朱書別掲すべきものなるに往々再掲せらるゝ向あり

(ハ) 第一表受刑者中(拘留刑を除く)十八歳未満者と附表の十八歳未満者とは必ず符合すべきものなり

(ニ) 禁錮刑及拘留刑は累犯加重の原因とならざるもの故に犯數欄の記載を要せず

(ホ) 越員と前月分の現員と一致せざるものあり

(四) 小票に就て

(イ) 不動文字に依り區分を指示したる箇所に圈點を押捺の際往々文字の上部又は側部に押捺せるものあり其の區分を誤る虞あり必ず文字の直下に押捺すること

(ロ) 他所より移送を受たる新受刑者にして發送刑務所に於て之が作成を爲すべきに拘らず漫然之を怠るものあり

特に注意を要す

(ハ) 種族欄中朝鮮人、臺灣人、北海道舊土人に就ては其の旨記入すべき旨大正八年典獄會議の際注意しあるも今以て單に平民と記入するものあり

(ニ) 併合罪の場合に於ては處斷罪名のみを記入すること

(ホ) 家族欄の記載方に付ては記載例を無視するもの多し

(ヘ) 刑名刑期は減刑せられしもの又は未決勾留日數を控除したるものを記入する向あるも右は凡て判決言渡の刑名刑期を記入すること

(ト) 體重並在監期間欄は懲役受刑者のみ記入すべきものなるに禁錮刑、拘留刑者に付ても記入せるものあり

(チ) 勞役場入場小票中罰金額及留置期間は一部納付の殘金額及殘留置期間を記入する向あるも右は凡て判決言渡の罰金額及留置期間を記入すること

(リ) 病者小票中疾病分類に依らざる向多し

三 指紋

一、指紋擔任者に對して少くとも指紋取扱規程及之に關する訓令通牒等を通讀せしめ平素の取扱上誤りなき様せしめられたし。

一、指紋に關する報告を規定の期日に著しく遅延する向あり處理上支障不尠に付期日は確實に勵行することにせられたし。

一、昭和二年十月所長會議指示事項中にもある如く短期受刑者

の指紋原紙は入所後速に作成し押捺洩れなく其の都度發送すべき筈なるに之を遅延し甚しきは釋放後原紙の到着することありて指紋運用上遺憾なりとす。自今規定を確實に勵行せられたし。

一、隆線の磨滅又は疾病其の他の事故の爲押捺未済の儘釋放し制規の原紙を提出せざる向あり隆線の磨滅は例令分類は不能なりと雖押捺不能にあらざるを以て斯る場合は必ず押捺なし得る程度に作製し疾病の場合は恢復を待つて又其の他の事故の場合は之が止むを待つて押捺し原紙を作製洩れなき様せられたし。

一、指紋擔任者の不注意より甲なる者の指紋を乙なる者の指紋として原紙を作製しあることを發見したる事實あり。斯の如きは指紋の効果を滅却するのみならず延いては重大なる過誤を醸する原因となるを以て取扱上特に慎重に注意せられたし。

一、指紋押捺者再入したる場合負傷其の他の事由に依り指紋に異動を生じ居るに拘らず受刑追加小票を以て報告する向あり右は其の都度原本と現在とを對照して必ず原紙を作製し尙同原紙の備考欄には其の事由を朱書せられたし。

一、高齢者なるが爲新原紙を作製し又は原紙作製の場合前科の受刑事項全部記載すべき筈なるに往々數箇の最近前科のみの記載に止め他を省略せる向あり右は必ず全部の前科を記載せられたし。

一、新原紙又は受刑追加小票に受刑事項、未決勾留日数の通算
 出生地或は生年月日等記載洩れのものあり發送の際検査を十
 分にし記載の脱落等なき様せられたし。

一、指紋押捺の際原紙は本省用のものと内務省用のものとを混
 同せられざる様厳重區別せられたし。

一、指紋押捺上に付てはインキ、其の他器具を清潔に整備し、
 且被押捺者の手先は十分に洗滌せしめ完全なる印象の寫出に
 留意せしめられたし。

一、指紋分類番號は本省より訂正通知を受けたる場合洩れなく
 身分帳簿に於ける原本に訂正を加ふべき管なるに之を怠る向
 あり再入の際に於ける取扱上支障不尠に付確實に訂正を加ふ
 ることにせられたし。

一、指紋押捺者の死亡報告は受刑中と否とを問はず死亡の事實
 を確知したる場合に之を爲すべきものなるに死刑の執行を受
 けたるものに付ては之を閉却する向あり注意せられたし。

一、最近一箇年間に於ける新原紙の分類検査の結果別表の通に
 付特に擔任者をして注意せしめられたし。

四 經 理

一、刑務費豫算は近年數度の節減を受け本年度更に巨額の削減
 を受けたるを以て之が施行に際しては又異常の緊縮を要する
 に拘らず是迄の経過に徴するに其の跡洵に乏しきが如き憾あ
 り。就ては之が節約を期する上に於て一般物價下落に伴ふ減

少は當然の義なるを以て更に別途節約の主旨貫徹の方法を講
 ずることに努められたし。

一、事務費豫算配賦額は各所毎に夫々の特種事情を參酌し相當
 の標準に基き分賦せるものに付諸事其の範圍内に於て其の途
 行を期せらるべきに拘らず往々之が増額を稟請せらるゝ向あ
 り又其の事項中には當然配賦豫算を以て支辨すべき性質に屬
 するもの多々あり案りに増額を期待するが如きこと無之様留
 意せられたし。

一、歳出豫算施行方に關しては毎年度當初詳細通牒あるに尙之
 に悖り若は其の手續を誤る向あり其の都度充分精査せられた
 し。

一、管轄費豫算は極めて僅少にして實際難關工事にすら不足す
 る狀況に付之が配賦方稟請に當りては充分緩急を考査の上眞
 に餘儀なきものに止むる様留意せられたし。

一、當該年度に於て施行を要する管轄工事に關しては豫め前年
 度に於て精査の上定期報告可相成處之が豫報を怠り其期に至
 り急遽申請せらるゝ向あり豫算處理上支障尠からざるを以て
 注意せられたし。

一、物品の購入に際し指名競争に付し又は隨意契約に依る場合
 刑務所會計事務章程第十一條の規定を誤解し會計規則第一百
 四條の所定事項に付認可を稟請せらるゝ向あり右は同條の所
 定事項以外更に一般の競争に付するを不利益と認むる場合の
 規定に付留意せられたし。

一、建造物は其の大破するに及びて之が改善修理を爲すとせば
 多額の經費を要する結果豫算上容易に施行し能はざる事情あ
 るを以て常に慎重なる注意を用ひ朽損の都度補修を加へ尙一
 時的事情の下に頻々模様替を爲すが如きを戒め全般的に一定
 の計劃を立て其の緩急に應じ順次補修の途を講ずる様留意せ
 られたし。

一、内國旅費豫算増額上申書に添付の旅行日記中水路距離及陸
 路里數欄に「一杆」を記入の向あり本欄は従前の通り水路は裡
 數、陸路は里數を記入せられたし。

一、收容費は補充科目に屬するを以て従來動もすれば不足の場
 合には増額を請求し得べしとの觀念を有し比較的處理上の注
 意を缺く嫌なきにあらず。然れども豫備金又は追加豫算の補
 給は收容者又は留置人の増加或は米麥其の他の物價著しく騰
 貴したる等豫期せざりし特殊の事情なき限り之を受くる能は
 ざるを以て毎年豫算の分賦を受けたるときは先ず其の當初に
 於て豫め年度内の處辨方法を講究し適確なる計畫を樹て其の
 處理を誤らざる様注意せられたし。

一、收容費下半年過不足見込額調に於て往々後日他の費目へ流
 用を見越し特に或る費目を過大に見積り又は削減を豫想して
 各費目を豫め多額に見積り計上する向あり。如此は本省に於
 て徒に審査に手数と時日を要し爲に豫算要求の時期を遷延せ
 しむる虞あるに付將來各目共經費節約の趣旨に鑑み實際の
 所要額を精密に調査し正當なる理由、適確なる計算基礎の下

に正確を期せられたし。

一、昨年度に於て購入せる米麥價格は各所に於て相當の高低あ
 り右は品質其の他運搬等の關係にも基因すべきも主として購
 入時期に因るものと認めらるゝに付米麥の如き主要物品は勿
 論其の他の物品と雖も常に價格の變動を諸方面に付研究し附
 近各所の購入價格等をも參酌し購入時期を誤らざる様尙一段
 の努力を拂ひ極力經費の節減を計はれたし。

一、消耗品の費目に付ては各所の構造設備等特殊の事情に因り
 多少の相違は免れざるべきも其の高低特に甚だしきものある
 に徴すれば注意の深粗に因るものと認めざるを得ず。薪炭油
 類の如き物品の交付は須く既往の實績に徴し各季節に應じ一
 定の標準を定めて制限を付する等適當の方法を講じ又電燈の
 如きも常に巡視點檢して機宜の措置を講じ尙一般職員及收容
 者に對しては諸事濫費不經濟に涉ることなき様時々訓授を爲
 す等極力節約の途を講ぜられたし。

五 刑 務

一、假釋放制度の運用は刑事政策上重要の事項にして其の取
 扱極めて慎重なるべきに今猶左の如き遺憾の點あり今後充分
 の注意を拂はれたし。

(一) 假釋放適格者に對し上申の時機を失するものあり。
 (二) 假釋放上申者中偶時機尙早又は不許可等の事例を引用
 して一般の上申に逸巡する傾きあり。

(三) 假釋放上申書中釋放後の保護並生活方法の記事不徹底のものあり

(四) 被害者及其他との關係事項又は累犯者の改悔するに至りたる動機等の明確を缺くものあり

(五) 佳辰慶祝日其他特定の時機に於て假釋放の意見あるものの上申を其の指定すべき期日切迫して提出する向あり

参看

大正十三年四月行甲第四九一號訓令
同十五年二月同第二三三號通牒

一、刑務の事故は行刑上最も戒心すべきこととして一面當局の威信を失墜するものあるを以て職責上之が豫防警戒には常に深甚の注意を拂はれ居ること、思料するも尙其の實績の現れざるものあり

安全週間制度の活用と共に事故の防遏に努められたし

一、日常使用又は参考記録とする簿冊諸表類にして法令通牒に據らざるものを多様に設置する向あり右は成るべく減廢して事務の簡捷と經費の節約に努められたし

一、本省に提出する諸報告書類中規定の官職印にあらざる非公式の印章を使用する向あり右は今後廢止せられたし

一、訓令、通牒、指示事項等は職員に周知せしむべきことは屢注意したるところなれども尙尙徹底せず甚だしきは分掌すべき當該主任の知得せざるものあり今後一層注意せられたし

一、定期又は臨時の諸報告の期日勵行に付ては是亦屢注意する

と密接不離の關係にあるが如く經營を離れて作業なく訓練と經營其宜敷を得るに非ざれば作業本來の目的を達成すること能はざるを以て常に作業經營形態の内容を査察し有利展開の方策を考究し資金回收率の向上に一層努められたし

一、既往の實踐に徴するに刑務所製作品の引受は其の見積書の提出及現品製作に長時日を要し爲に所要時期を失するの嫌あるを以て之れが改良せられざる限り註文官署の利用漸減を免れず右は作業組織の改善に俟つもの多々あるべきも主として就業者の増減熟練者の満期釋放等により作業力に意外の消長あるに因るべし。仍て作業の施行に當りては收容者の職業訓練に専念し技術員を督勵し技能者の養成に努め常時作業力需要の緩急に應ずる伸縮力を涵養し以て上級の弊を除去し其の利用を妨げらるゝ如きことなき様充分注意せられたし

一、作業依託者の多くは刑務作業の確實性を認識し最も信頼すべき官廳作業なりとし近來有價證券に類する自動車電車の回數券若くは入學試験問題其他機密文書の印刷方依頼の向遞次増加の傾向にあるは慶ぶべき現象なるも若し之れが取締上問題然する所あらんか果を社會に及ぼし複雑なる刑事問題を惹起する虞あり右は作業場に於ける取締の不充分なるに起因するものなるを以て工場内製品格納の完全を期するは勿論作業補助の爲例ひ雜役を役することあるも製品の受授に付ては一切係員の外之を嚴禁し日常就業者の行動を監視し細心の注意を拂ひ事故を未然に防止する様留意せられたし

ところなるも未だ遅延の向あり

一、近時犯罪の都會集中により地方刑務所に受刑者の移送を要すべき場合漸次増加せむとするに當り地方刑務所に於ては之が移送を成るべく避けんとして圓滑に移送の纏らざる向あり右は都會刑務所より移送に所謂厄介者を加ふる傾向等に由るものなるべし。斯くては刑務一體の共助的精神に悖る次第なるを以て今後は彼我互讓して其の協調に努められたし

一、刑務職員間に組織せる共同會の會計に付諸種の疑惑を抱かしむる向あり右は成るべく會員には會計の決算等を告示して充分了解せしむる方法を講ぜられたし

六 作 業

一、現今の如き不況時代にありて刑務作業の進展を期し其需要を喚起せんと思はれば先づ作業生産費及單價の切下を最先手段として考究し且つ作業材料の廉價購入、機械工具の新鋭化、作業能率の増進及製品價値の向上等に留意し部下職員を督勵し經營上遺憾なきを期すると共に一層刑務作業の進展に努められたし

一、各刑務所作業經營の內面的考察を爲すに就業費決算に對する製作收入の回收率十二割以下の個所相當あり右は作業經營上特種の理由存するものと被認も要は作業訓練に其重點を置き經營上收利を顧慮せざるに因するものと思料す刑務作業が就職準備として職業訓練を本位とするは論なきも政務が經濟

一、作業材料購入後直ちに用品拂として其全部を拂出し作業素品受拂簿に受入物品出納簿は單に記帳形式に留むるものあり右は作業章程の規定する如く一ヶ月若くは數命令の物品に限リ分割拂出を爲し保管出納上細心の注意を拂ふ様督勵せられたし

一、就業費豫算増額方申請に對し往々其内容を盡さざるものあり右は刑務所會計事務章程第八號書式に依り支出見込額を算出したる根拠を詳記し尙作業收支の關係を明確にし回收豫想額を附記することに取計はれたし

七 教 化

一、圖書の設備をして最も有効に利用せんが爲めには其の保管整理を確實にし貸與手續を簡便敏活ならしめ而して最も循環貸與を圓滑ならしむるに在るは言を俟たざる所なりとす。然るに巡閱等に際し其の實況を閲するに往々にして之が藏置方不整頓にして帳簿との對査容易ならざるものあり或は帳簿現在高と現品數と符合せざるものあり又は貸出先不明のもの裝釘の破損せるものを其の儘に放任し居れる等保管整理確實ならず或は獨占的に長く同一人に之を貸與し置くが如き事例なしとせず。斯くては刑務所文庫の機能をして十分に發揮し得ざらしむるのみならず惹て收容者に不満を懐かしむるの因を與へ處遇上に不良の影響を及さしむる如き虞なしとせざるに付各位に於ても一層之等の點に留意し其の弊の匡救に努め益

々圖書設備の利用に依り教化の實を擧げられんことを期せられたし。

一、受刑者教化用活動寫眞の際は戒護其の他之に直接關係ある職員以外のものに對しても執務上支障を來たさざる範圍に於て之が觀覽を爲さしむるは差支なきも不完全なる映寫場に於て殊に晝間映寫の場合に之等職員が頻繁且つ隨時に出入するときは映寫場に光線を投射し晝面を不鮮明ならしむるのみならず音響の發生等に因り折角の雰囲気破壊し觀覽者に不快の感を引き起さしむる等映寫の進行を妨ぐることを得ざる場合之に依り今後右映寫中は戒護上其の他眞に已むを得ざる場合の外可成場内の出入を制限し觀覽者をして靜謐緊張裡に終始せしめ以て之が効果を充分發揮せしむる様篤と留意せられたし。

一、落音機の利用方に付ては各所共夫々留意し相當其の効果を收めつゝある所なるも之を更に活動寫眞映寫の場合に利用し映畫の伴奏に使用せしむるに於ては單に情操の涵養を圖るに止まらず觀覽者の心理を統制收攬し依つて以て映畫に對する印象を一層深からしめ筋書の進行を助成する等一舉兩得其の効果を大ならしめ得べくと認めらるゝに付右映寫の場合に於ては豫め撮影者と打合せ置き適當のレコードを選定し之が使用を爲さしむる様取計はれ度尙其の場合に於ても努めて之が利用方に留意し宜しく本器設置の使命を達成せしめられたし。

八 醫務

一、收容者に給與する糧食は近時著しく改善を加へられたるも尙各刑務所より報告の獻立表に依れば其の調理又は一句中に於ける獻立の按排若は榮養價等に於て尙考慮すべきものあるを認む。經費及規程の許す範圍内に於て考究を遂げ收容者に對する保健の趣旨を全ふせらるゝ様注意せられたし。

一、曩に衛生材料中器具器械にして定數に比し過剩品を報告せしめ之に依り各刑務所へ夫々保管轉換を爲さしめたるに往々破損甚だしく到底使用に堪へざるもの又は指定の制式と異なるものを送付したるものあり。斯くては徒に手續の煩瑣を招來するのみにして保管轉換の趣旨に反し延て刑務所相互間協助の精神をも破壊するに至るべきを以て將來之等の點に關しても留得せらるべし。

一、行刑の事業は各掛との協調融和と圓滑なる連絡とに因り始めて其効果を完ふし得べきものにして行刑衛生に關する事務遂行に就ても亦醫務掛職員外の者と雖も其の責任の幾部を負擔するものなるが故に例へば收容者の身分關係調査の結果知り得たる本人收容前の疾病の有無若は其の親族間に於ける特殊疾患關係等（精神病者等）は收容者の處遇又は診療上に考慮を要すべきのあるを以て警察官署其の他よりの身上調査書類は之を他の掛員にも廻覽せしむる様勵行せられたし。

一、凡そ保健衛生若は豫防衛生は醫師のみに依つて完ふせらる

べき事に非ずして各職員の心掛けざるべからざる事なり。殊に刑務所の如き集團に於ては特にこの衛生思想の普及徹底を必要とす。此點刑務所に於ては一般社會に於けるよりも比較的勵行し易き地位にあるを以て各刑務職員に於ても大いに努力せられ居る事と思料せらるゝに不拘昨年或る刑務所に於て又最近某刑務所に於て「腸チフス」の流行を見たるは甚だ遺憾とす。こは或は設備の不完全なる點あるべきも亦一面衛生思想の徹底せざるに依る所大なるべく、殊に「腸チフス」の如き經口的に侵入する傳染病に對しては尙更此點に留意するの必要あるべし。依つて衛生の設備に努めらるゝは元より他

面衛生思想の普及到徹に充分注意せられたし。

一、昨年中の疾病統計に依れば肺結核患者概して多く且肺結核患者の死亡及刑の執行停止が他の患者のそれに比し非常に高率を示し居れるがこは大いに考慮すべき事と思料す。而して之等肺結核患者は收容當時既に診斷せられてその處遇を受くる者より收容後に發する者遙に多きが如し。之れ即ち收容に伴ふ精神的並に生活様式の變換等に依つて來るものと思料せらるゝも收容者の作業の選擇、保健體操の施行或は努めて直接日光、外氣に觸れしむる等保健上充分留意せられたし。

一、昨年の疾病統計に依れば胃腸病患者頗る多く且つ單なる胃加答兒、腸加答兒等の疾患にして治療に多くの日數を要するもの往々あり、此點に關して食餌に就きて相當考慮するの必要あり即ち食料は單に營養價のみに頼らずその消化價值に充分注意すべく、殊に消化器系統の疾病的狀態にあらざる場合と雖尙不健全なるものにありては尙更その必要ありと思料

せらる、且又一面に於て運動作業等にも充分留意せられたし。

九 思想

一、診療報告書に就ては從來不徹底の點あり之が規定を改正し訓令したるに尙充分ならず、即ち同規定の一の第七號並に二に該當するものに就ては各刑務所に相當可有之と思料せらるゝに之が報告の全然なき刑務所あり或は時經て報告するものあり或は一ヶ月分を取まとも報告する等甚だ遺憾の點多し其他衛生月表に記載されたる死亡者、刑の執行停止者及其他未治出所者の數と診療報告書による之等の數とに相違せる事屢々あり之等は何れも精査符合を期するは元より規定に該當するものありたる場合は其都度必ず報告する様注意せられたし

一、思想犯人と外部との連絡通謀の防遏に付ては豫め深甚の注意を拂はれ居ること、思料せらるゝも此の種犯人の連絡通謀の手段に極めて隱微且巧妙なる方法に依るものあるを以て之が防止に關し曩に屢々通牒に及びたる次第なり。然れども其の連絡通謀の爲用ゆる方法は豫め局限せらるべきものにあらざること勿論なるを以て將來は一層個人的視察又は搜檢の適實を期し裁判檢察の公正と進行の助長に便益を計り一面規律の森嚴を示し漸次違法の精神を馴致せしめられ度し。

豊多摩刑務所落成式概況

一、舉式順序

- (イ)開式 午前十一時
- (ロ)式辭 所長口述
- (ハ)工事報告 川添工事主任
- (ニ)祝辭朗讀 司法大臣、大審院長、検事總長、警視總監、東京府知事(早田主事代讀)、東京辯護士會長、全國刑務所長總代
- (ホ)閉式 零時半

二、來賓

主なる來賓を挙げれば
 渡邊司法大臣、八並政務次官、小原次官、戸澤參與官、高木秘書官、長島民事局長、泉二刑事局長、鹽野行刑局長、外本省各局課高等官一同
 關谷宮内次官、岩波宮内書記官、木下總務課長、鹿兒島秘書課長、河西事務官、土岐事務官、白根事務官
 高橋警視總監、鈴木陸軍法務局長、山田海軍法務局長、牧野大審院長、小山檢事總長、和仁控訴院長、三木檢事長、金山檢事正

三、舉式及所内案内

式場は教誨場を以て之に充て、前記の順序に依りて最も嚴肅裡に開式恭慶裡に閉會す。斯くて來賓を五班に別ち夫々豫定したる所内各所の參觀説明を爲す。

四、製作品評會及即賣會

今回の落成式を機として第四回全國刑務所製作品評會並即賣

及齋修會より出張の即賣場に於ても相當賣上高を算したるもの如し。

六、全國刑務所武道大會

刑務協會主催に係る全國武道大會は、七日午前八時より今回新築落成の演武場に於て舉行す。全國各刑務所より派遣せられたる剣道及柔道選手代表者一堂に參集したる上、刑務協會副會長岡部書記官より開會の辭、次で前年優勝したる第一區網走(劍道)第五區熊本(柔道)代表選手より各々其の優勝旗返還の式あり、劍道に付ては高野範士より、柔道に付ては三船範士より夫々試合に關する注意ありたる後、柔劍道同時に肝烈なる試合を開始したる處各員執れも緊張眞に勇敢熱烈を極む。試合成績等に就ては茲に之を省略して詳述せざるも、士氣の旺盛奮闘の狀景實に筆舌を以て盡し難く觀衆をして血肉の勇躍を覺えしむるものありたり。終りて高野範士、白土教士の大日本帝國劍道型神田五段の柔道選手五人掛及神田五段と白井五段との授業裏の型、三船範士及白井五段の護身極の型、三船八段對星崎六段白井五段八田四段の模範亂捕等あり、蓋し各選手に對する多大の教訓たり、最後に鹽野會長より各優勝刑務所選手に對し優勝旗(劍道は第四區岡山、松江、姫路、柔道は第二區前橋、千葉、巢鴨)及賞狀並賞品の授與あり、引續き會長より一場の激勵を兼ねたる挨拶を爲し、午後六時何等の支障なく盛會裡に終了感激裡に散會せり。

五、陳列品並即賣品ノ好況

廳内各事務室に陳列したる各出品物は僅かに數點を残す外、殆んど全部賣約済となり、即賣場の賣上高三千百五圓六拾錢を算す。尙此の外市谷、小菅、巢鴨、横濱、小田原等の各刑務所

會を開催す。出品種別點數及審査成績其の他の説述は別表に譲りて之を省略す。品評會場は式場と同じく教誨場に於て又出品物は廳内各事務室に之れを陳列し、即賣場として表門外に十八室を設備したり。
 式後教誨場に於て、東京工藝學校教授木槍恕一氏より時餘に涉りて刑務作業の合理化等出品製品に關し、劃博にして意義深き講評あり、各員靜肅裡に午後四時閉會せり。當日天氣晴朗にして、第一乃至第六の製品陳列場並即賣場は一時相當の混雜を見たるも何等特筆すべき事故發生なかりしは洵に幸なり。翌七日は前日に引續き、品評會出品陳列場の二觀縱覽並即賣會を繼續したるところ、初夏の快晴に附近町民近郷より來參する者無慮二萬餘人にして、内入場を許したる者八千九百九十三名(同伴入場者を加算せば一萬人を超過す)にして雜踏を極むる盛況なりし。
 翌八日は品評會陳列場の展覽を閉ぢ、即賣會のみを繼續したるも前日來快晴なりし天候折悪しく黎明より、小雨降リみ降らずみ終日遂に止まず爲めに即賣場の軒頭極めて寂寥なりしは遺憾なるも亦己むを得ざるなり。

第四回刑務所製品々評會審査成績表		出品番號	品目	數量	價格	等級	陳列場所	刑務所
木	二二二	セ	ト	一	二八〇〇〇	ハ	四室	神戸
木	二二八	洋	式	一	九〇〇〇	ハ	一室	〃
木	二二九	茶	茶	一	一五〇〇〇	ハ	一室	大阪
木	二四〇	衝	立	一	一四〇〇〇	ハ	一室	大阪
木	二四八	〃	〃	一	〃	ハ	六室	横濱
木	二四〇	印	刷	一	一〇〇〇〇	ハ	四室	集鴨
木	二四八	卓	子	一	〃	ハ	四室	集鴨
木	二四九	印	刷	一	〃	ハ	六室	〃
木	二五三	洋	式	一	一三〇〇〇	ハ	一室	外豊多摩
計	二四三	オ	ト	一	六五〇〇〇	佳良	三室	外小菅
木	二四四	同	〃	一	〃	ハ	〃	名古屋
木	二二九	印	刷	一	〃	ハ	六室	岐大津
木	二二〇	算	算	一	七五〇〇〇	ハ	二室	外横濱
木	二二六	應	接	一	二八〇〇〇	優良	三室	外小菅

第四回刑務所製品々評會出品表		出品番號	品目	數量	價格	等級	陳列場所	刑務所
木	二二二	セ	ト	一	二八〇〇〇	ハ	四室	神戸
木	二二八	靴	靴	一	九〇〇〇	ハ	〃	〃
木	二二九	魔	法	一	五〇〇〇	ハ	四室	大阪
木	二四〇	洋	服	一	七五〇〇〇	ハ	〃	〃
木	二四八	ス	テ	一	三〇〇〇	ハ	三室	秋田
木	二四〇	形	形	一	一〇五〇〇	ハ	〃	〃
木	二四八	玩	具	一	六〇〇	ハ	〃	大阪
木	二五三	額	額	一	一五〇〇〇	ハ	〃	松本支
木	二四四	〃	〃	一	六〇〇〇	ハ	〃	豊多摩
木	二二九	茶	茶	一	三〇〇〇	ハ	〃	福岡
木	二二〇	花	臺	一	一三〇〇〇	ハ	〃	高松
木	二二六	飾	飾	一	四七〇〇〇	良	一室	札幌
計	二四三	洋	式	一	三〇〇〇	ハ	一室	廣島
木	二二二	應	接	一	五二〇〇〇	ハ	三室	名古屋
木	二二八	牛	紙	一	一〇〇〇	ハ	六室	高知

第四回刑務所製品々評會出品表		出品番號	品目	數量	價格	等級	陳列場所	刑務所
内地	刑務所	一七九	〃	一	五、二七、三〇〇	〃	〃	〃
同	同	七五	〃	一	三三、八六〇	〃	〃	〃
同	同	三	〃	一	〃	〃	〃	〃
計	計	二八六	〃	一	五、四三〇、一六〇	〃	〃	〃
朝鮮	刑務所	二二四	〃	一	一、〇二、八六〇	〃	〃	〃
臺灣	刑務所	二四八	〃	一	一、一〇三、〇〇〇	〃	〃	〃
計	計	二八八	〃	一	二、二八五、八六〇	〃	〃	〃
作業	職員	六五	〃	一	六七〇、九八〇	〃	〃	〃
同	同	六	〃	一	〃	〃	〃	〃
計	計	一四九	〃	一	六七〇、九八〇	〃	〃	〃
合	計	六八三	〃	一	八、三六七、〇〇〇	〃	〃	〃

舊に努め新装に披り面目を一新するに到る今規模を見るに採
光通風等の微に至るまで周到なる注意の下に設計せられ眞に理
想の施設に近し今之に人の和を以てせむか蓋し業績益々顯著た
るへし

翼くは關係各位宜しく其責任の深きを念ひ益々收容者の教化
改遷に力を致し以て社會福祉の爲に一層奮勵せられんことを
一言所懐を陳へ以て祝辭とす

昭和六年六月六日

東京府知事 牛塚虎太郎

祝辭

豊多摩刑務所の改築工成り本日茲に竣工式を舉行せらるる洵に
欣幸に堪へざるなり

惟ふに社會の安寧秩序を維持し人民の福利を増進せんと欲せ
は警察及行刑の設備完たからざるへからず輒近社會世相目を逐
ふて複雑多端となり加之經濟界の不況深刻化に伴ひ犯罪益々激
増して刑務所收容者の數益々増加の傾向を示すは行刑上最も深
甚の考慮を要する所なり

然るに當刑務所は先年關東大震災の厄を蒙り建物大破して治
獄上遺憾尠からざりしに鑑み曩に再築の議成り爾來七年の歲月
を閲し巍然たる一大建築の屹立を仰ぐに至れり

今其の結構を通觀するに近世様式に則る鐵筋「コンクリート」

何を禁へん

惟ふに國運の進展は行刑の治蹟に伴ひ行政の治蹟は行刑の成
果に俟つ而して行刑の成果は施設の整備其多きに居り施設の整
備は房舎の完成其重きを爲す

今本所を觀るに宏壯にして清灑通風舎に通く採光室に適す扉
戸便に階廊巧に而も工場の豁達なる室の快活なる配置理に循
ひ按排情に諧ふ收容者の訓練に保健に造構間然する所なし其設
計建築に關與せる諸君の辛勞の深甚なることを考察すると同時
に邦家の爲め多大の感謝を表せざるを得ず然れとも行刑の成果
は設備の完璧のみを以て發揚し得へきものに非ず翼くは職員諸
君居の改りたる鮮新の氣分を以て協力一致仁愛の本義に則り收
容者に對し鍛練を熱烈に處遇を緊密に保護を深厚に教化を劃切
にし努力精勵益其成績を發揮せられんことを聊か蕪言を述へて
祝辭とす

昭和六年六月六日

市谷刑務所長 從四位勳四等 根本仙三郎

祝辭

豊多摩刑務所震災復舊工事全く竣り本日とし落成の式典を
舉げられ余等此盛典に列するを得たるは最も光榮とする所な

構造にして耐震耐火の建築物として時代に適應するのみならず
内部諸般の設備亦遺憾なく整備せり今や本所の改築成り所員諸
氏の執務上便宜多大なるのみならず囚徒を訓戒して改過遷善の
實を舉げ社會風教上に貢獻する處大なりと謂ふへし

庶幾くは所員各位には向後一層奮勵努力職務に盡瘁せられん
ことを一言蕪辭を陳へて祝詞とす

昭和六年六月六日

警視總監 高橋守雄

祝辭

豊多摩刑務所工事竣成を告げ本日をも以て落成式を舉行するに
至りたるは眞に慶賀に勝へず凡そ行刑は受刑者の改過遷善を以
て目的とす而して其の目的達成は行刑當事者の誠意と努力に俟
つこと勿論なるも完全なる設備の是に伴ふことを肝要とす今其
の設備につき外觀及内容を看るに近世の學理と實際とを參酌し
て最善を盡し毫も遺漏あるを視す本刑務所將來に於ける行刑の
成績期して待つべきものあるへく茲に蕪辭を述へ祝辭とす

昭和六年六月六日

東京辯護士會長 山岡萬之助

祝辭

豊多摩刑務所改築工竣り爰に落成の式典を舉行せらる 欣幸

り

本所は當局が世界列國の長を採り最新の範に則り計畫せられ
たる所にして構造堅牢換氣採光宜しきに適ひ諸般の施設整頓し
内容外觀兼備はり實に間然する所なしと云ふへし本刑務所の
竣功に依り本町は更に一の偉觀を加へたるものにして寔に慶賀
に堪へざるなり

聊か一言を述へて祝辭とす

昭和六年六月六日

野方町長代理助役 吉田輝一

雜報

五日、輔成會では、東京劇場に會同所長を初め參列諸氏を招待したが、出し物は、先づ問題の「しかも行く」である。典型的な新派社會悲劇エロもたつぷりで、瀕死の病から甦つた花柳章太郎が女主人公をつとめてゐる。第二は太郎冠者作の女天下第四が、幕末怪盜傳で、權八郎(勘彌)といふ怪盜が、お絹(森律子)の純情に動されて眞の人間に返るといふのが主題、中幕は良寛と子守であつた。

同日、午後五時半から、本會では、隨行員並會同係の諸氏を赤阪の幸樂に招待した。

先づ初めに大島伯鶴お得意の講談「血付の面」に魅せられ、鹽野會長の挨拶にて宴に入り、歡をつくして九時散會した。

六日午後五時半より、本會に於ては、所長會同を機に支部長並に關係者を、芝公園の縁につゝまれた紅葉前に招待し、一席の晩餐會を催したが、席上、鹽野會長は、大要左の如き挨拶を述べられ、之に對し一同を代表して大阪刑務所所長辻敬助氏の謝辭があり、九時散會した。

一 本會並共済組合ノ業績ハ過日前年度ノ收支決算本年度豫算ノ印刷物ヲ配付致シタル通り各位ノ御盡力ニ依リ漸次順況ニ進展シツ、アルコト

一 前ニ御相談致シタル本會基金充實ノコトハ事業經營ノ徹底ヲ圖ルニハ之カ遂行ヲ要スルモ財界ハ依然不況ニシテ今暫ク休止スルノ已ムヲ得サル状態ナルカ今後各位ニ於テモ其機宜ヲ逸セサル様特ニ御考慮ヲ請フ

一 雜誌刑政並人ノ發刊ニ付テハ一方ナラサル御配慮煩ハシ深ク感謝スル所ナリ人雜誌ハ本年四月中旬ヨリ週間ニ改メ又刑政ニ付テモ常ニ内容ノ改善ニ苦慮シツ、アルハ各位ニ於テモ改良ノ御意見アルハ忌憚ナク御申出アラシコトヲ希望ス

一 近時行刑制度ノ改正ニ伴ヒ本會事業ヲ併進セシムル必要上廣ク一般ノ理解ヲ得サルヘカラス就テハ法曹關係其他ノ人々ニ會員トナルヘク勸誘セラル、様御盡力ヲ請フ

諮問案に對する委員の答申

水戸刑務所長 阪島藤作
鹿兒島刑務所長 安東福男
函館刑務所長 柳原鐵平
京都刑務所長 屋山朝太郎

諮問案

刑務所ニ於ケル事務分掌ヲ改廢スルノ必要ナキヤ

答申

現行ノ主任制度ヲ以テ可ナリト信ス

理由

改正セントスル者ノ意見ハ或ハ舊課長制度ノ復活或ハ部長制度ノ設置ノ如キ中間監督機關ヲ設ケントスルニアリト雖モ其制度ハ左ノ如キ缺陷アリ
一、行政ノ組織ハ可及的簡單ナルヲ可トスヘシ然ルニ中間監督機關ヲ設クルニ於テハ事務ノ繁雜ヲ來タシ隨テ能率増

進ヲ妨クルノ憾アリ

二、中間監督機關ヲ設クルノ結果トシテ所長ノ方針部下ニ徹底セス自然上下意思ノ疎通ヲ缺キ統制上支障ヲ來タスニ至ル可シ

三、課長若クハ部長トシテノ責任ヲ負ハシムルト共ニ監督權ヲ與フル結果トシテ群雜割據ノ觀ヲ呈シ相互ノ協調ヲ缺キ事務ノ圓滑ヲ期シ難シ

四、課又ハ部ヲ新設スルノ結果トシテ現在ノ主任制度各係ノ事務ヲ併合セサル可ラス其一トシテ或ハ戒護ト作業ヲ併合シ或ハ會計ト用度ヲ併合スルカ如キ不合理ヲ生スルニ至ル可シ

戒護ハ刑務所ノ生命ニシテ作業又之ニ亞ク重要ノ機關ナリ然ルニ兩者ノ併合スルニ於テハ作業ノ成績ノミニ熱中スル課長又ハ部長ノ下ニ於テハ自然戒護ノ機能ヲ充分ニ發揮シ能ハサルニ至ル

ヘク又反對ニ戒護ノ充實ノミニ熱中スル者ノ下ニ於テハ作業ノ成績ヲ舉クルコト能ハサルニ至ル可シ

用度ト會計ヲ分離シタル精神ハ會計事務ノ適正ヲ期スル爲メ自費自費ヲ許ササル刑務所獨特ノ制度ニシテ大ニ推賞スルニ足ル可キモノナルニ兩者ノ事務ヲ同一監督系統ノ下ニ併合スルニ於テハ其弊害推シテ知ル可シ

要スルニ現行主任制度ハ階級ノ複雜ナル中間監督機關ヲ省キタル最モ進歩シタル行政組織ニシテ之ヲ改廢スルノ必要ヲ認メス然レトモ現行制度ニ於テ左記ノ點ニ改正ヲ加フルノ必要ヲ認ム

一、會計主任ト領置主任ハ獨立シテ設クルノ必要ナク且現在如何ナル大刑務所ト雖モ兩主任ヲ配置シタル所アラサルヲ以テ併合スルヲ可トス

二、各主任中戒護主任ハ最モ重要ナル職務ニシテ大刑務所ニ於テハ看守長數人ヲ配置シ之カ監督ノ上ヨリ觀ルモ又一面所長ノ補佐官トシテ將來ノ所長候補

者トシテ典獄補ヲ配置スルノ必要アリ
 之ニ亞ク作業主任ハ充分ノ經驗ヲ有ス
 ル者ニ非ラサレハ充分ナル成績ヲ擧ク
 ルコト能ハサルヲ以テ作業技師ヲ充テ
 各所轉任ノ場合ニ於テモ常ニ經驗者ヲ
 配置シ得ル様ニ改ムルヲ可トス
 三、現行制度ノ下ニ於テ最モ萎靡セル機
 關ハ教務ナリ仍テ教誨師ノ任用範圍ヲ
 擴張シ必スシモ宗教家ニ限定セス汎ク
 有爲ノ人物ヲ招致シテ本機關ヲ振作シ
 以テ行刑ノ完璧ヲ期スルヲ可トス

昭和六年六月四日

- 滋賀刑務所長 戸田 作造
 鹿兒島刑務所長 安東 福男
 名古屋刑務所長 江藤 惣六
 廣島刑務所長 吉川 三雄司

諮問案

作業賞與金計算方法改正スルノ必要
 ナキ乎

答 申

原則トシテ必要ナシ
 理由
 (イ) 刑務作業ハ刑ノ内容ニシテ選擇ノ
 自由ヲ許ササル強制作業ナリ從テ賞
 與ハ全ク恩惠的ノモノダラシメ公平
 ヲ旨トセサル可ラス然ルニ之ヲ工賃
 ヲ基礎トスル歩合計算制トスルトキ
 ハ恩惠タルノ性質ヲ失スルノミナラ
 ス同一刑務所ニ於ケル同種作業ニ於
 テスラ受負人ヲ異ニスルトキハ基礎
 工賃ニ甚シキ不釣合ヲ生スルヲ常ト
 スルヲ以テ統禦上相當困難ノ事情アリ

(ロ) 將來ノ行刑方式ハ階級處遇ニ依ル
 ヘキモノト信ス而シテ行刑ニ於ケル
 作業ノ地位ハ其ノ生命トモ言フヘキ
 モノナルカ故ニ處遇ヲ定ムル主要條
 件中ニ作業成績ヲ考覈スヘキノ論ヲ
 俟タス從テ又賞與金カ處遇中ノ主要
 ナル位置ヲ占ムヘキハ勿論ナリ然ル
 ニ其ノ賞與金ヲ工賃ヲ基礎トシテ歩
 合ヲ定メ算出スルトセン乎、賞與金

昭和六年六月五日

- 網走刑務所長 渡邊 播太郎
 宇都宮刑務所長 赤城 一雄
 奈良刑務所長 長山 又四郎
 廣濱刑務所長 河邊 湛然
 熊本刑務所長 佐野 佳夫

諮問案

ハ全ク階級處遇ノ埒外ニ獨立セシメ
 サルヘカラサルニ至ラン
 二、上記ノ理論ヲ貫クニ於テハ現行ノ二
 種作業ノ分類ヲ撤廢シ單一種類トシテ
 賞與ノ階級ヲ定ムヘキモノナレトモ千
 差萬別ノ作業ハ勞力、技術乃至經濟價
 値等不平等ナルカ故ニ此ノ點ヲ斟酌緩
 和スルヲ相當トシ種類ニ付左ノ如ク改
 正スルヲ要ス
 現行ノ二種制度ヲ三種制度ニ區別シ
 賞與額ニ等差ヲ付ス
 三、計算時期ハ入所翌月ヨリ以テスルコ
 トニ改ム
 以上

作業賞與金計算方法ヲ改ムル必要ナ
 キヤ

決 議

- 一、各業種別ニ社會的賃金及傭工賃ヲ斟酌シテ賞與金計算ノ標準トナルヘキ賃金ヲ設定スルコト
- 二、右標準賃金及賞與金計算率ハ本省ニ於テ決定セラレ度
- 三、賞與金ノ算定率ハ左記各額ヲ基礎トシ標準賃金ノ十分ノ一乃至十分ノ五程度ノ範圍内ニ於テ定メラレ度
- 一、科程ニ對スル働キ高
- 二、作業ノ成績
- 三、行狀ノ良否
- 四、性向ノ良否
- 四、賞與金計算率ハ收容者ノ種類ニヨリ區別セサルコト
- 五、免業日ニ於ケル就業者ニ對シテ計算率ヲ増加セス
- 六、入所後就業日ノ全部ヲ通シテ賞與金ヲ計算スルコト

七、階級處遇ノ實施ニ付テハ前各條ヲ斟酌スルコト

諮問案

- 千葉刑務所長 渡部 新平
 網走刑務所長 渡邊 播太郎
 奈良刑務所長 長山 又四郎
 秋田刑務所長 齋藤 敬二
 熊本刑務所長 佐野 佳夫

決 議

一、刑務所ニ於ケル事務分掌ヲ改廢スルノ必要ナキカ
 複雑多岐ナル現代ノ刑務ヲ處理スルニ於テ現行ノ主任制ハ監督機能ヲ充分ニ發揮スルコト能ハサルノ憾アリ殊ニ主任者ノ交迭ニ際シテハ事務未習熟ノ爲往々過誤ヲ招キ易キ虞アルヲ以テ之ヲ課長制ニ改メ左記分課ニ依リ監督指導ノ徹底ヲ期スル必要アリト認ム

一、刑務書記ノ職ヲ置キ判任官トシ其ノ俸給ハ事務費ノ項ヨリ支出スルコト(警部補ニ準スルコト)

委 員

- 刑務書記ハ看守又ハ雇員ヨリ銓衡シ事務練達ノ者ヲ特別任用スルコト
 刑務書記ハ文書經理ノ事務ニ従事セシムルコト
 二、刑務所ニ刑務課、内務課、教務課及醫務課ヲ置クコト

大刑務所ニ在リテハ前項ノ外別ニ調度課ヲ置キ内務課所管事務中ヨリ調度事務ヲ獨立セシムルコトヲ得ルコト

三、刑務課ハ戒護係及作業係ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシムルコト

(1) 戒護係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ルコト
 イ 看守ノ教養訓練及點檢ニ關スル事項
 ロ 刑務所ノ紀律及收容者ノ戒護處遇ニ關スル事項
 ハ 收容者ノ願訴、行狀査察及書信接見ニ關スル事項

(2) 作業係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ルコト

- ト 作業ノ企畫及經營ニ關スル事項
- イ 作業用品及製品ノ購入賣却保管
- ロ 出納ニ關スル事項
- ハ 作業賞與金ノ計算ニ關スル事項
- ニ 内務課ニ庶務係及調度係ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシムルコト
- (1) 庶務係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ルコト
 - ト 官印ノ保管ニ關スル事項
 - ロ 文書、記録、統計、指紋及收容者ノ入出ニ關スル事項
 - ハ 豫算決算及金錢ノ出納ニ關スル事項
- ニ 領置及差入ニ關スル事項
- ホ 他ノ課ノ主管ニ屬セサル事項
- (2) 調度係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ルコト
 - ト 物品ノ出納保管ニ關スル事項
 - ロ 收容者ノ給養ニ關スル事項
 - ハ 建築修繕ニ關スル事項
 - ニ 國有財産ノ保管ニ關スル事項
- 五、教務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ルコト
 - イ 教誨教育及看護再籍ニ關スル事項
 - ロ 釋放者ノ保護及行狀調査ニ關スル事項
 - 六、醫務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ルコト
 - イ 刑務所ノ衛生ニ關スル事項
 - ロ 收容者ノ保健診療ニ關スル事項
 - ハ 調劑ニ關スル事項
 - 七、各課ニ課長ヲ置キ課員ヲ指揮シ所部ノ事務ヲ監督整理セシムルコト
 - 刑務課長及内務課長(調度課長亦同シ)ハ典獄補又ハ看守長トシ教務課長ハ教師、醫務課長ハ保健技師ヲ以テ之ニ充ツルコト
 - 八、各係ニ主任ヲ置キ所管事務ヲ掌理セシムルコト
 - 主任ハ看守長又ハ刑務書記ヲ以テ之ニ充ツルコト但シ庶務主任ト作業主任又ハ調度主任トハ互ニ兼攝スルヲ得サルコト

初夏

鳩雨

裏山に今日鳴きそめし郭公は多くは
鳴かずうち止みにけり
山峽のゆふべを蒼く昏れゆけり遠く
鳴きうつる郭公の聲
山峽のみどりとのひて遠く見る草
家おほむね隠るひにけり
裏山の青葉にひるをこもり鳴くふく
るふの聲遠き思ひす
閑古鳥きのふは鳴かずいづくへか行
きしと思へり今日は頻鳴く
水の邊に蜻蛉生まるゝあはれさを朝
朝に見る夏さりにけり
あからひく陽に觸りたれば草の葉に
生れし蜻蛉は翅振りけり

第五回 全國刑務所 武道大會

本刑務協會主催第五回全國刑務所武道大會は、六月七日豊多摩刑務所演武場に於て華々しく開催された。新築成つたばかりの演武場は外觀の美はないが近代風の瀟灑な建築で、その玄關に交叉した國旗は恰も大會を祝福するが如く微風に翻り、内部は木の香も新しく、紅白の幔幕を引き廻したこの大會を以道場開きをされる廣き道場は見るからに如何にも清淨である。紫の幕を引きしぼつた神殿祭壇も質素莊嚴に拜される。

全國刑務所長並に同隨行員、司法本省の諸員、一般參觀者は朝來より續々と詰めかけ、早くも場の内外に溢れんばかりになつた。

八時三十分を過ぎた時振鈴は鳴り渡つて、各員會場に着席、選士は道場中央に威儀を正して整列すれば、岡部副會長開會の辭を述べ、次いで優勝旗及び優勝盃の返還式を行ひたる後、劍、柔道の兩審判員より試合に對する注意ありて、いよいよ試合に移り兩部一時に開始され

た。各部の名譽を双肩に荷ふところの選士の面上には、言はずして必勝の意氣溢れ、眞にこれ龍攘虎搏の決戦であつて觀る者をして思はず汗を握らせ息を吞ましめる。かくて、兩部共第五部の試合を終つたところで晝餐、

午後一時より再開したが、試合に入るに先立つて打太刀高野範士、仕太刀白土教士の日本劍道型あり、秋霜の如き白刃の閃き、觸れ合ふ双先の鋭き響きは、將に眞に迫るの壯絶を演じ、試合は劍道指定選士より再開、次いで第六部(大將組)最後に白土教士の模範稽古あつて柔道部に移り、同じく指定選士より、第六部(大將組)の終つた後に神田教士の五人掛、三船範士創案の「投業裏の形」を神田五段と白井五段とにて演じ、更に同範士創案「護身極の型」を三船範士對白井五段にて演じたが、三船範士の技の鮮やかさ、おのづから神に入るの感ありて、思はず擧がる拍手喝采は滿場に溢れた。最後に同範士對星崎六段、白井五段、八田四段の模範亂捕があつて

演武を終った。
かくて、優勝旗優勝盃及び賞状授與式を挙げ、鹽野會長よりの挨拶あつて閉會、頗る盛會裡に意義深き大會は無事終了した。終了後優勝選士一同の記念撮影をなし、各自に散會した。
當日の選士及び試合成績並に優勝者は左の如くである。

◆剣道部選士

段級	官職	氏名	刑務所
第一區	看守	内山 器藏	函館
初段	看守部長	富樫 良橋	同
同	看守	堀 安一	同
二段	看守部長	北川 乙吉	札幌
同	看守	相川 章	同
初段	看守	中村 静雄	盛岡
第二區	看守	中山 一良	前橋
同	看守部長	武藤 満明	同
同	看守	瀧川 安造	同
二段	看守部長	渡邊 勝巳	巢鴨

段級	官職	氏名	刑務所
第三區	看守	若色 春吉	同
初段	看守	荒井 晋三	横濱
同	看守部長	小出 貞雄	新潟
二段	看守	仲川 新作	同
同	看守	新納 爲吉	同
初段	看守	前川 勝次	名古屋
同	看守	鈴木 丙平	同
第一級	看守	上阪 三郎	金澤
初段	看守	長信 一作	廣島
同	看守	太田 盡登	同
同	看守	新井 一人	同
同	看守	松本 清光	同
初段	看守	谷田 幸平	同
同	看守	三宅 武吉	同
第三區	看守	古川 良水	宮崎
二段	看守	黒木 徳次	同
初段	看守	藤村 吉利	同
同	看守	小林 尙	同
二段	看守	福田 彦八	熊本

◆剣道指定選士

段級	官職	氏名	刑務所
二段	看守長	見川 恒次	横濱
同	看守	菊 樂夷	京都
同	看守	柴田 雄治	大阪
同	看守	田中 岩藏	神戸
同	看守	三輪 良保	滋賀
同	看守	福島 三治	高知
同	看守	原 谷 藏	山口
同	看守	鈴木 木環	秋田
同	看守	戸谷 清助	青森
同	看守	金杉 濟	小田原

◆柔道部選士

段級	官職	氏名	刑務所
第一區	看守	山本 一郎	札幌
同	看守	長田 久太郎	同
同	看守	小寺 豊次	同
同	看守	岩澤 彦夫	同
同	看守	六郷 惣兵衛	同

◆第二區

段級	官職	氏名	刑務所
二段	看守	菅野 伊之吉	網走
同	看守	内田 勘治	前橋
同	看守	木村 喜八	同
同	看守	松井 仙治郎	同
同	看守	藤澤 喜代松	同
同	看守	山下 平	同
同	看守	内藤 将衛	同

◆第三區

段級	官職	氏名	刑務所
二段	看守	木津 吉五郎	新潟
同	看守	高木 秋作	同
同	看守	小林 留六	同
同	看守	甘利 重三	同
同	看守	齋藤 辰巳	同
同	看守	鈴木 時次郎	同

◆第四區

段級	官職	氏名	刑務所
二段	看守	河本 鐵雄	岡山
同	看守	神崎 弘治	同
同	看守	安井 義男	同
同	看守	柿原 久一	同
同	看守	江隅 巳代吉	同
同	看守	英保 忠一	同

三	四	一	〇	二	得点 相手
○	○	△	△	/	富樫
○	○	○	/	○	武藤
○	○	/	△	○	仲川
△	/	△	△	△	太田
/	○	△	△	△	黒木
黒木 (宮第五崎)	太田 (廣第四島)	仲川 (新第三湯)	武藤 (前第二橋)	富樫 (南第一館)	選士名

剣道第四部

四	三	〇	一	二	得点 相手
○	○	△	△	/	中村靜
○	○	△	/	○	荒井
○	○	/	○	○	上阪
○	/	△	△	△	三宅
/	△	△	△	△	中村知
中村知 (山第五口)	三宅 (岡第四山)	上阪 (金第三澤)	荒井 (横第二寶)	中村靜 (盛第一岡)	選士名

剣道第五部

二	四	一	二	一	得点 相手
○	○	△	○	/	内山
○	○	△	/	△	中山
△	○	/	○	○	小出
△	/	△	△	△	長信
/	○	△	△	△	古川
古川 (宮第五崎)	長信 (廣第四島)	小出 (新第三湯)	中山 (前第二橋)	内山 (南第一館)	選士名

剣道第六部(大將組)

二	四	三	一	〇	得点 相手
○	○	○	○	/	北川
○	○	○	/	△	渡邊
△	○	/	△	△	前川
△	/	△	△	△	松本
/	○	○	△	△	小林
小林 (山第五本)	松本 (松第四山)	前川 (名第三屋)	渡邊 (巢第二鴨)	北川 (札第一峴)	選士名

剣道第五部

柔道部 八段範士 三船久藏 六段 星崎治名 五段 神田久太郎

剣道部 範士 高野佐三郎 土留彦 範士 檜山義質 教士 白

三	二	同	同	同	同	同	同	三	四	三	初	二	二	同	初	二
段	段							段	段	段	段	段	段	段	段	段
看守	看守部長	同	同	同	看守	看守部長	看守	同	同	看守	同	同	同	同	同	看守
西利夫	橋田正知	小林藤十郎	矢ヶ部九八	渡邊亦郎	中山俊一	木内榮治郎	高橋丑五郎	田中徳正	三浦甚衛	北原重男	濱崎寅男	松竹秀次	大江岩雄	江藤健治	井口安吉	福岡
福岡	松山	岡山	山口	大阪	静岡	水戸	鳥	市ヶ谷	小菅	熊本	長崎	長崎	同	同	同	同

柔道指定選士

剣道第一部

四	二	〇	三	一	得点 相手
○	○	△	○	/	堀
○	△	△	/	△	瀧川
○	○	/	○	○	新納
○	/	△	○	△	新井
/	△	△	△	△	藤村
藤村 (宮第五崎)	新井 (廣第四島)	新納 (新第三湯)	瀧川 (前第二橋)	堀 (南第一館)	選士名

剣道第二部

一	三	四	〇	二	得点 相手
△	○	○	△	/	相原
○	○	○	/	○	若色
△	△	/	△	△	鈴木
△	/	○	△	△	谷田
/	○	○	△	○	福田
福田 (熊第五本)	谷田 (松第四山)	鈴木 (古第三屋)	若色 (巢第二鴨)	相原 (札第一峴)	選士名

劍道各區成績表

順位	合計	第六部	第五部	第四部	第三部	第二部	第一部	區名
二	一六	二	三	四	一	四	一	第五區
一	二〇	四	四	三	三	二	二	第四區
三	九	一	一	一	〇	〇	〇	第三區
五	七	二	〇	一	一	三	一	第二區
四	八	一	〇	二	二	一	一	第一區

柔道第壹部

得點	相手	小寺	松井	小林	安井	大江	選手名
一	二	二	四	一	〇	〇	小寺(札幌區)
二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	松井(前橋區)
二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	小林(新潟區)
四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	安井(岡山區)
一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	大江(福岡區)

柔道第四部

得點	相手	長田	木村	高木	神崎	江藤	選手名
三	二	三	二	〇	〇	〇	長田(札幌區)
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	木村(前橋區)
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	高木(新潟區)
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	神崎(岡山區)
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	江藤(福岡區)

柔道第五部

得點	相手	岩澤	藤澤	甘利	柿原	松竹	選手名
二	二	三	二	一	〇	〇	岩澤(宮城區)
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	藤澤(千葉區)
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	甘利(長野區)
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	柿原(松江區)
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	松竹(長崎區)

柔道第貳部

得點	相手	六郷	山下	齋藤	江隅	濱崎	選手名
〇	三	二	四	一	〇	〇	六郷(宮城區)
△	〇	〇	〇	△	△	△	山下(千葉區)
△	△	△	△	△	△	△	齋藤(長野區)
△	〇	〇	〇	△	△	△	江隅(松江區)
△	△	△	△	△	△	△	濱崎(長崎區)

柔道第參部

得點	相手	菅野	内藤	鈴木	英保	北原	選手名
二	二	〇	四	二	〇	〇	菅野(網走區)
△	〇	△	〇	〇	△	△	内藤(札幌區)
△	△	△	△	△	△	△	鈴木(三重區)
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	英保(姫路區)
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	北原(熊本區)

柔道第六部(大將組)

得點	相手	山本	内田	木津	河本	井口	選手名
一	〇	三	四	二	〇	〇	山本(札幌區)
△	△	〇	〇	△	△	△	内田(前橋區)
△	△	△	△	△	△	△	木津(新潟區)
△	△	〇	〇	〇	〇	〇	河本(岡山區)
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	井口(福岡區)

柔道各區成績表

順位	合計	第六部	第五部	第四部	第三部	第二部	第一部	區名
四	九	一	二	三	二	〇	一	第五區
三	一一	〇	三	三	二	三	二	第四區
二	一三	三	二	二	四	二	二	第三區
一	二〇	四	二	二	四	四	四	第二區
五	七	二	一	〇	二	一	一	第一區

剣道指定選士第貳部

得点	相手	戸谷	見川	田中	菊樂	柴田	選士名
〇	△	△	△	△	△	△	戸谷(青森)
二	〇	△	〇	△	△	△	見川(横濱)
二	〇	△	△	〇	△	△	田中(神戸)
四	〇	△	△	△	〇	△	菊樂(京都)
二	〇	△	△	△	△	△	柴田(大阪)

剣道指定選士第貳部

得点	相手	鈴木	金杉	三輪	原	鳥福	選士名
一	△	△	△	△	△	△	鈴木(秋田)
一	△	△	△	△	△	△	金杉(小田原)
四	〇	△	△	〇	△	△	三輪(滋賀)
一	〇	△	△	△	△	△	原(山口)
三	〇	△	△	△	△	△	鳥福(高知)

決勝 菊樂—〇三輪

柔道指定選士第壹部

得点	相手	三浦	木内	中山	西	小林	選士名
一	△	△	△	△	△	△	三浦(小菅)
四	〇	△	△	〇	〇	△	木内(水戸)
〇	△	△	△	△	△	△	中山(静岡)
三	〇	△	△	△	〇	△	西(福岡)
二	〇	△	△	△	△	△	小林(岡山)

柔道指定選士第貳部

得点	相手	田中	高橋	涉邊	矢ヶ部	橋田	選士名
四	△	△	△	△	△	△	田中(市谷)
一	△	△	△	△	△	△	高橋(真鳥)
二	△	△	△	△	△	△	渡邊(大阪)
三	△	△	△	△	△	△	矢ヶ部(山口)
〇	△	△	△	△	△	△	橋田(松山)

決勝 木内—〇田中

優勝旗及賞品授與

賞状、優勝旗、大臣カップ、銅牌

剣道部 第四區
柔道部 第二區

個人賞(金メダル)

剣道部

- 第一部 藤村吉利(宮崎)
- 第二部 鈴木丙平(名古屋)
- 第三部 中村知登(山口)
- 第四部 太田盛登(廣島)
- 第五部 松本清光(松山)
- 第六部 長信一作(廣島)

柔道部

- 第一部 松井仙治郎(前橋)
- 第二部 山下平(千葉)
- 第三部 内藤將衛(真鴨)
- 第四部 江藤健治(福岡)
- 第五部 甘利重三(長野)
- 第六部 内田勤治(前橋)

賞状、大臣賜刀、金メダル

剣道部指定選士

一等 三輪良輔(滋賀)
二等 菊樂 爽(京都)

柔道部指定選士

一等 田中 徳正(市谷)
二等 木内 榮治郎(水戸)

尚、各部二等には銀メダルを贈り、其他の参加選手には銅メダルを贈った。また豊多摩刑務所よりは新築落成記念品を贈った。

第二區聯合刑務所第六回 武道會

刑務協會水戸支部主催の第二區第六回聯合刑務所武道會は、四月十九日午前九時から大日本武徳會茨城支部武徳殿に於て開催した。刑務協會々長代理椎名理事並に松田水戸地方裁判所長、判檢事、關根辯護士會長の諸來賓その他新聞記者等約六十名參列、先づ飯島支部長の開會の辭について優勝旗返還式を行ひ、九時三十分からいよいよ、柔道、劍道の試合を開始した。その結果は、左記の如く、柔道、劍道共最後の榮冠は前橋刑務所の獲得するところとなり、午後三時試合を終了し、次で優勝旗、賞狀並に賞品の授與式を行ひ、椎名會長代理の訓示あつて一同記念撮影をなし、午後四時散會した。

當日の戦績は左の如くである。

- 一等 前橋刑務所
- 二等 千葉刑務所

内に漲つた。來賓としては、刑務協會々長代理烏田主事をはじめ、宮崎青森刑務所長、和田地方裁判所長、兩角同部長、井上區裁判所監督判事、和田津輕要塞司令官、松崎商船學校長その他在函館官公衛團體代表者及び新聞記者等參列、柳原支部長の開會の辭について優勝旗返還式を舉行し、更に函館師範學校教諭鈴木幹夫、同商業學校劍道囑託三木照次兩氏の大日本武徳會劍道型があつて、いよいよ柔劍道の試合を同時に開始した。かくて双方火花を散らして雌雄を決したが、柔道の方は午前十一時四十分早くも試合を終り、左記の如く、名譽の榮冠は札幌刑務所選士の手に歸したが、一方劍道の試合は午後四時まで繼續し、その結果、名譽の榮冠は函館刑務所選士の得るところとなつた。試合終了後、型の如く優勝旗表彰狀及び賞品の授與式を行ひ、尙全般的成績により、個人の優勝者として、劍道は北海少年刑務所油谷寅之助、柔道は札幌刑務所山本一郎の兩選士に個人賞を授け、特に油谷選士には、北海タイムス

三等 巢鴨刑務所

備考 第三回戦に於て敗戦したる二刑務所の戦績により三等刑務所を定む。若し同一戦績なるときは更に對戦せしめ之を定むるものとす。

高點試合個人優勝

- 甲 組 (代表選手)
 - 一等 前橋刑務所 川和榮紀 (三段)
 - 二等 横濱刑務所 菊地清四郎 (初段)
 - 三等 巢鴨刑務所 貴家統紅 (一級)
- 乙 組 (代表選手外一般希望者)

第一區聯合刑務所第六回 演武大會

刑務協會函館支部主催の第一區聯合刑務所第六回武道會は、去る四月二十六日午前八時から、新築成れる函館刑務所に於て開催、當日は近頃になき絶好の試合日和とて、柔劍道の各選士達も意氣揚々として定刻前に入場、緊張の氣分先づ場

- 一等 小菅刑務所 片岡磯吉 (初段)
- 二等 巢鴨刑務所 森 清吉 (一級)
- 三等 横濱刑務所 茂木三之助 (初段)

高點試合個人優勝

- 甲 組 (代表選手)
 - 一等 前橋刑務所 中山一良 (三段)
 - 二等 甲府刑務所 星野忠義 (二段)
 - 三等 豊多摩刑務所 宇井豊次郎 (一級)
 - 乙 組 (代表選手外一般希望者)
 - 一等 水戸刑務所 澤田綱太郎 (一級)
 - 二等 水戸刑務所 小泉 清 (一級)
 - 三等 市谷刑務所 五十嵐又男 (初段)
- 試合番組は都合によりて省略する。

社寄贈の銀カップを併賞し、かくて午後五時四十分閉會、直に優勝記念撮影を行ひ、更に選士の慰勞會にうつり、終つて午後七時和氣霽々裡に散會した。

當日柔劍道の各選士及び試合成績は左の如くである。

- 柔 道
- 一等 七點 札幌刑務所
- 二等 五點 宮城刑務所
- 三等 四點 網走刑務所
- 四等 三點 釧路刑務所
- 五等 二點 秋田刑務所

全國死亡刑務官及收容者追弔法要

全國死亡刑務官及收容者追弔法要は、本願寺派本願寺、大谷派本願寺合同のものに、本年度當番として、淺草本願寺假堂に於て六月四日午後四時より舉行された。當日は司法大臣 (代理大原保護課

- 劍 道
 - 一等 三十七點 函館刑務所
 - 二等 三十四點 札幌刑務所
 - 三等 三十四點 盛岡少年刑務所
 - 四等 三十點 北海少年刑務所
 - 五等 三十點 秋田刑務所
 - 六等 二十七點 宮城刑務所
 - 七等 二十一點 網走刑務所
 - 八等 二十一點 釧路刑務所
 - 九等 十八點 青森刑務所
- 試合番組は都合により省略する。

長) 鹽野行刑局長、本省高等官、陸海軍法務官、全國刑務官百八十名參列、本願寺派本願寺よりは、岡部築地別院院輪番、多田替事、大谷派本願寺よりは、竹中社會課長、朝倉替事、岡寺錄事出席、信正

院殿御導師によりて、莊嚴なる法會執行され、別項の如き司法大臣の弔辭あり、それより上野精養軒にて晚餐會を催し、竹中社會課長の挨拶、鹽野行刑局長の謝辭あり、午后十時終了した。當日の式次左の如し。

- 式次
- 一、第一喚鐘 各員着席
 - 一、主催者挨拶
 - 一、第二喚鐘
 - 一、法要
 - 着座樂
 - 參勤者出仕
 - 出仕樂
 - 導師御出仕
 - 總禮 總員合掌禮拜
 - 伽陀 附樂
 - 登高座樂
 - 導師御登高座
 - 御經
 - 起立散華
 - 下高座樂

導師御下高座 附樂

伽陀 總禮

傷頌 念佛和讃

廻向文 總員合掌禮拜

退出樂 導師御退出

- 一、弔文
- 一、各員燒香

參勤者退出 各員退出

以上

弔詞

本日東西本願寺主催を以て物故刑務官諸氏並收容中死亡者の爲め、追弔法會を嚴修せらる此の聖儀に際し、所思を披瀝して聊か諸氏の靈を慰むるところあらんとす。

惟ふに刑務官のその職に當るや寒暑風雨を問はず晝夜朝暮を分たず孜々營々勞ありて其逸を知らざる状態なれば自然天壽を天失する者あり。

斷へず生命の危險に曝されつゝあるなり、先亡刑務官諸氏は國家に奉仕する道念よりかゝる危險を顧ずして終に其職に斃れし者なり、若しそれ收容者に至つては一旦罪過を犯すも刑罰教化に依りて其精神を淨め其行爲を改むべかりしものが不幸命數早く盡きて汚名永く雪がず、親族故篤の溫情を失つて墓所に香煙を絶つを憶へば同情の淚轉々禁ざるなり、東西本願寺茲に見る所ありて、十數年前より全國刑務所長會同ある毎に先亡刑務官及收容者の爲め追弔の法筵を展べ以て幽魂を慰め終に佛果に上らしめんと圖る、予は慶讚隨喜の至に耐へず。

謹むで拈香合掌佛德諸氏の靈に普く光被せんことを冀ふ。

昭和六年六月四日
司法大臣子爵 渡邊千冬

京都刑務所

落成式概況追加

附、福堂會の事業

前號に於ける京都刑務所落成式概況の報道中、谷田大阪控訴院長の祝辭が取り落ちになつたので茲に追加する。尙、福堂會事業に關する附記は谷田氏の祝辭を併せ見るべく同刑務所から特に報じて來たものである。

京都刑務所落成式ニ於ケル谷田大阪控訴院長ノ祝辭演說要領

私ハ大阪控訴院ノ谷田ト言フ者デアリマス。只今屋山所長カラ是非祝辭ヲ述ベテ吳レト言フコトデアリマシテ已ムヲ得ズ此所ニ立ツタ譯デアリマスガ、元來私ハ何所ヘ行ツテモ下手ノ長談議デ早ク止

セバヨイガト思ハレル位デアリマスカラ今日ハ簡單ニオ話し致シマス。本來ナラバ祝辭ヲ讀ムノガ當然デアリマスガ今日ハ其用意ガ無イノデアリマス。

先刻工事ノ當事者カラ報告ノアツタ如ク大正十二年エヲ起シタ京都刑務所ハ過去八箇年ニ互リ繼續事業トシテ新營工事ヲナシ、本日茲ニ落成式ヲ舉グルニ至ツタ事ハ諸君ト共ニ喜ビトスル所デアリマス。此京都刑務所ノ移轉新築問題ハ私カ司法省ニ居ツタ頃カラ始ツテ居リマシテ其當時土地ノ買收移轉ノ位置等ニ關シ或程度マデ參劃シタノデ、今日ノ落成式ハ實ニ因縁ノ淺カラサルヲ感スルノデアリマス。所デ京都ハ何ウシテモ千四五百名ヲ收容シ得ル刑務所デアラネバナラヌ所デアアルガ出來上ツタ所ヲ拜見シマスト其

内容ハ六百八十人ソコヲノ收容設備シカ出來テ居ラン。遺憾ナガラ其内容ハ不備ノ點ガ多々アツテコレデハ竣工シタトハ申上ゲ難イノデアリマス。デ落成式ハ舉ゲラレタモノ、建築ハ之デ終了シタノデハナイ。尙繼續シ其完成ニ向ツテ計畫サレナケレバナラナイト思フノデアリマス幸ヒ此席上ニハ司法當局ノ御方ガ御臨席ニナツテ居ラル、ノデアリマスガ、何ウカ此貧弱ナ設備ヲ御一覽ノ上完成ニ努力ヲ拂ハレンコトヲ切ニ御願スル次第デアリマス。先程所長ハ行刑ハ人ト人トノ交渉魂ト魂ノ接觸デアアルカラ若シモ此點ニ於テ缺クル所ガアツタナラバ物的設備ノ如キハ何等ノ用ヲモナサナイ、併シナカラ設備ガ不充分デハ勢ヒ完全ナル行刑ハ望マレナイ。コノ設備ノ不完全ハ職員ガ一致シ日夜不斷ノ努力ヲ以テ、之ヲ補フ覺悟デアルト言フ様ナ御話デシタガ實ニ尤モナ次第デアリマス。惟フニ人間社會ノ事業ハ都テ人ト物トノ二者ガ相倚リ相持テ始テ其成果ヲ舉ゲ得ルモノデアリマス。即チ物心相互ノ共同作用デアアルガ

併シナガラ事業ノ性質ニ依リテ主ヲ人ニ俟ツベク、物ニ倚ル所ノ極テ渺キモノト主トシテ物ノ力ヲ要シ人ノ力ハ第二段ニ位スルモノト、物心二者等分ノ働キヲ條件トスルモノトノ區別ガアル。而シテ行刑事業ニ於テ人的條件ノ重要ナルコトハ正ニ所長説示ノ通りデアアルガ、私ハ人的條件ト同等若クハ其レ以上物的條件ガ重要デアアルト信ズルノデアリマス。歐米各國ニ於ケル今日ノ監獄改良ハ主モニ建築設備ノ問題ニ就イテ議論セラレツ、アルノデアリマシテ、行刑事業ガ他ノ事業ト異リ建築設備ガ如何ニ重大ナル要素デアアルカヲ示スモノデアリマス。寧ろ此條件カ第一義デアアルトモ云ヒ得ルデアリマシヨウ今茲ニ落成式ヲ舉ゲラル、トシマシテモ京都ハ大阪ニ次グ所コレデハ未ダ々々満足ハ出来ナイ舍房工場等ヲモツト増築シマシテ將來設備ノ完成ヲ期スルノ必要ガアルノデアリマス。

ソレカラ此ノ席上甚ダ當ヲ得ナイカト考ヘマスガ此所ニ列席セラレテ居ル福堂會ノ諸君ニ一言御禮ヲ申上グルト同時ニ、其他ノ方ニモ御紹介申シテ置キタイ事ガアリマス。ソレハ此福堂會ト申シマスノハ京都刑務所ニ職ヲ奉ズル職員救済ノ爲ニ設立サレタ、言ハバ職員後援會デアリマス。從來歐米各國ニ於テモ釋放者ノ保護ニ關スルモノハ澤山類例ガアリマスガ、刑務職員ヲ救済スル後援會ハコノ福堂會ヲ以テ嚆矢トスルモノデ、之ハ全國、否世界ニ類例ヲ見ナイ美談デアアルト信ズルノデアリマス。此ノ福堂會ノ設立ニ付テハ私モ多少御相談ニ預リマシタガ此所ニ居ラルル藤井晋次郎氏が主トシテ熱心ニ奔走サレ今日ニ至ツタ次第デアリマス。聽ク所ニヨレバ本日ノ落成式モ國費ヲ以テシテハ充分ニ行フ事ガ出来ナイノデ福堂會ノ方々ニ大變御骨折ヲ願フタソウデ、此ノ美舉ニ對シ深ク感謝スルト同時ニ、將來益々本會ノ發展ニ御同情ト御後援ヲ皆様ニ御願スル次第デアリマス。

務協會理事住江敬義氏が京都刑務所長タリシトキ、藤井晋次郎氏が菅野松次郎氏ト共ニ刑務所參觀ノ節住江氏ハ藤井氏ガ警察官後援會理事タルヲ知り、豫テ刑務官ニモ其施設ノ必要ヲバ感ジ且又刑務協會基金充實ニモ貢献シタク苦慮シツ、アル折柄ナリシヲ以テ、藤井氏ニ對シ刑務行政ノ組織並刑務職員ノ勤勞ト職責ノ重大ナルヲ力説シ後援會組織ノ計畫方ヲ依頼シタルニ兩氏モ深ク感ズル所アリ、恰モ京都刑務所改築起工ノ場合ニ際シ、該事業ノ一日ヲ緩フスベカラザルヲ念ヒ意ヲ決シテ相共ニ後援會ヲ組織セントコトヲ誓ヒ爾來京都府知事京都市長始メ市内外在住ノ名士二十五名ノ賛同ヲ得テ斡旋盡力中、住江氏突然轉勤ノ内命ヲ受ケタルモ後援會組織計畫中ナルト其他ノ事情ニヨリ引退シ尙又他ノ幹部ノ異動アリシ爲メ一時挫折セントシタルモ、住江氏ハ藤井氏ニ本會設立ノ目的達成方ニ盡力セラレシコトヲ懇請止マザリシガ結局同氏ノ承諾ヲ得ルニ至レリ、而シテ後任飯田刑務

附記

財團法人福堂會ハ大正十二年七月現刑

刑務官ノ爲メ將又刑政ノ爲メニ努力セラ

レツ、アリ。

所長ニ引繼ヲ爲シ爾來飯田所長及住江前所長ヲ始メ關係者一同ノ熱誠ニ因リ二百餘名ノ有志ヨリ寄附ヲ得テ資金拾萬圓ヲ有スル財團法人ノ設立ヲ見ルニ至リタルモノニシテ、同會ハ刑務所長ヲ會長トシ、飯田、大原兩氏ヲ經テ屋山現會長ニ及ベリ。

福堂會ノ名稱ハ本會設立計畫當時ヨリ援助セラレタル谷田大阪控訴院長ノ命名ニ係ルモノ、蓋シ福ヲ轉ジテ福トナスベキ使命ヲ有スル行刑ノ效果ヲ完カラシメントスルニ在リ。

斯ノ如キ純眞ナル目的ヲ有スル崇高ナル事業ハ刑政史上古今東西其ノ類例ヲ見ザルトコロニシテ、吾人ハ此ノ機會ニ於テ福堂會設立ニ際シ盡力セラレタル諸氏ノ功勞ニ敬意ヲ表シ、感謝措ク能ハザルモノアルト同時ニ、京都刑務所職員諸氏ニ對シテハ其責任ノ愈重且ツ大ナルモノアルヲ自覺セラレ、専心職務ニ奮勵セラレンコトヲ望ミテ止マズ。尙ホ藤井氏ハ現ニ刑務協會理事トシテ更ニ進ニテ全國

御紹介
ソリス

小田原少年刑務所ではかねてより「ソリス」を製造し一般に販賣してゐたが其後研究と改良に努めたその結果石澤看守長會心のソリスが出来、去日も豊多摩刑務所で行はれた製作品即賣會に出品、すこぶる好評を博し以來續々注文があるとの事だが御自慢だけ、流石言ひしれの妙味風香あり、御家庭におすゝめするに充分な價值がある。
一本二十錢で二打以上の御注文は運賃を負担することである。



海外異聞

鬼ヶ島脱出の悲劇

南米佛領ギアナの沖合に横たはる一孤島鬼ヶ島は、佛國政府の重罪犯流謫地だが、赤道下にある此の裸島に、前途の光明もなき囚人達の唯一の希望は脱走の一事だと云ふことであるが、最近ポルト・オヴ・スペインへ逃れて来た六人の囚徒によつて、端なくも同島から囚人脱出の手引をする秘密機關が英領トリニダードのポルト・オヴ・スペインに存在することが暴露され、世人が一層驚かされた。悪魔

島を脱出した今度の六囚人は冒険の後、辛うじて秘密機關の頭「キング」の本部がある小さな黒人村に到着したが逮捕されて再び投獄されたうち一人が鉛筆で描いた略圖を所持してゐたが、これには黒人村に達する森林の小徑や入江河及び悪魔島とトリニダード島間の潮流などを示してあつた。脱走の値段は財産によるので一人十圓位の安いものもあるが、その安い理由は囚人は一時に數セントしか貯蓄し得ないからである。しかしこれでも脱走囚を捕へて引渡した報酬として佛國政府から受取る一圓乃至四圓よりは値がよいといふのである。

胡瓜一本で離婚

細君は胡瓜が大好きだが、亭主は又これが大嫌ひなところから、到頭離婚したといふ嘘のやうな實話。サンフランシスコに住むジョセフ・バサナル氏の細君は裁判所に離婚訴訟を起して曰く「妾が夕食

に胡瓜を出す時夫はこれを取上げて妾の顔に投げつけ、晩飯のテーブルをひっくり返して出て行きました」

理想の夫は賊の親分

北支那方面は到る所匪賊の巢窟で、河南省の如き地方を旅行する場合には、警官に保護して貰ふよりは泥棒を道案内に頼む方が餘程安全だといふのだから、無政府状態もこの邊まで行くと徹底したもののであるが、更に奇抜な現象はこの地方の娘さんにとつて理想の縁組は賊の親分と結婚することである。

大量殺人の念願

「一人々々ちや面倒臭い、十把一からげに大量殺人をやつて一躍世界一の悪黨になるのが俺の終生の念願なんだ」と大言壯語した男、それはド

イツ、デユツセルドルフの法廷に立つた被告ヘター・キュアテンといふ者で、既に九人の人間を殺したといふ稀代の殺人鬼なのである。場外に溢れる傍聴人は此の大言壯語に度膽を抜かれたが、わけても此の男に押入られて危く一命を助かつた女どもは、顔を合せるや忽ち青くなつて卒倒するといふ騒ぎであつた。所で當のキュアテンは一向平氣、飽迄も人を食つた聲音で「俺が最後に人殺しをやり損つてとうとう捕まつた時には、列車かビルディングを爆破して大勢の人間を一緒にばらしてやらうと企んでゐたのだ」と愈々出で、愈々奇怪此の男どうも可笑しいとあつて精神鑑定を行ふとなつたといふ。

百十年の懲役

最近ウエスト・ポイントの法廷でポール・ウツバーなる者が多額の罰金と共に百十年といふ未曾有の長期の懲役に處せられ、世間の人々を驚か

した。さて、百十年の刑期に相當した犯罪といふのは銀行を喰ひ潰して二百萬を消費し證券を偽造した事なのでウツバーはドイツ系移民でネブラスカ州銀行の頭取だつた間に不正を働き、法廷で裁かれた彼の罪状は偽造十件であるが一件毎に體刑と罰金の二つ宛を課せられ、罰金は各件とも一千圓づつ、體刑は第一の件で懲役二十年に處せられ、残る九件はいづれも十年づつでしかも同時に服役するを許さず一つ一つ果たさせる事になつてゐるから、都合百十年といふ長期となるのである。

手錠をはめた結婚式

最近のこと、物見高いバリの彌次馬連をして眼を蒙てしめた珍結婚があつた。それは囚人に結婚を許した異例であつて、新婦は公債偽造でサンテ刑務所に入監中のルイ・クル、兼て婚約の間柄であつ

たポーリエン嬢と約束の期日に式を擧げること并希望し、首尾よく其筋の許可を得たものであつて、この噂が早くも傳へられるや、パリの第十三區の區役所前には男女の群集で定刻前から押すな押すなの大雑沓を呈した。總て一臺のタキシから現れたのは脊の高い立派な男、リュウとしたスモークキングを一著に及んだ迄はよかつたが、ワイシャツの袖口から手錠を覗かせ、彼の兩側に怖い顔した頑丈造りの小父さんが二人も附添つてゐたのは少しく變つた光景、花嫁は仲々の美人で、隠し切れぬ喜びの微笑を以て新郎を迎へた。市長は型の如く儀式を執

行したが、「妻は影の形に添ふ如く、常に良人と共にあるべし」の聖句を讀み上げた時には花嫁も流石に深い溜息を洩らした。立會人は法廷に於ける彼の辯護士で、式も最後に近づいた時、手錠は特別の恩典によつて取除かれた。そして固い手錠の代りに結婚の指

環を締めることを許され、ホンの十分間ではあるが別室で夫婦としての最初の——同時に別れの接吻をすることを許されたのであつた。だがその楽しい時間も忽ち経過して、クルは再び鐵窓裡の人となるべく護送されねばならなかつた。

下宿屋の飯で一萬圓訴訟

賄征伐といふことがよく流行つた時代もあつたが、今はこんな野暮な眞似は無くなつたと思つたら、サンチャゴ市市役所書記トレス君が下宿屋の女將を相手取り、大枚一萬圓の損害賠償請求訴訟を提起した。その理由に曰く「自分が重い慢性胃腸病に罹つたのは下宿屋のまずい食物のためだ」と。そして御丁寧に醫者の診断書まで添へてあつた。これには係判事が苦笑を洩らしたのも無理がない。

シカゴ殺人團の羅府入り

大がかりな探偵小説を地でゆくシカゴの殺人王カポーンに就いては毎々本欄の話題となつたが、その名はシカゴに止らず今や全米を震駭し、シカゴ・トリビューンの記者が殺人團の内面を探訪して、これを紙上に發表せんとするや立ち所に射殺されて以來は一層センセーシオンを捲起し、同事件は各映畫會社において競つて映畫化し始めたので、今度は映畫關係者をやつつけようと、殺人團の一味が最近ホリウッドに潜入したとロサンゼルスに誌「クリチツク」が報じてゐたところ、突然同誌の記者及び資本主の兩名が何者かに射殺された。これにてシカゴの殺人團の一味がロサンゼルスに潜入することが明かとなつたので、探偵局の大活動となり、各新聞は對外を出すや大騒ぎをし、人心を極度に怯えさせつゝあると。



◇受刑者の分類に就いて

高松 大西勝太郎

特別豫防の是認は應報刑を非人道的なものとして——犯罪人に刑を科す目的は彼が曾て罪を犯したるが故でなくして、將來罪を犯すおそれがあるから之を教化する必要に基いて——専ら教育に立脚してゐることは現代思潮に適應する所以であつて、洵に悦しいことである。特別豫防を是認することは必然的に個別處遇の是認であり、而して個別處遇は完全なる受刑者の分類に因ることは勿論である。然るに現在のそれは不完全なる所がある様に思はれる。

受刑者に施す教育は文學や數學を教へることではなくして、適者生存の教育である。彼等がそれを缺いてゐる部分程度は實に多種多様であつて、之には悉く異つた教育方法を要するのであらう。一例を挙げれば、殺人犯人の非社會性を矯正する方法は窃盜犯人のそれと異なることは恰も頭痛の薬が腹痛に利かない如く、質的に異つてゐるものである。蓋し犯罪人を其特質より抽出すれば悉く國家の良民即ち社會適應の人間である。之は特種の心神状態にある者が個々の境遇に於て個々の生活をするることによつて、殺人強盜強姦等々の犯罪人に化したのである。是等の非社會性が國家の命令、禁令を犯すに至つた原因は、人間共通のある種の慾望が増量した現象であつて、決して良民との間に質的の相違あるものではない、其の相違は量的である、故に累進制度の如く教化の程度を數字的に見ることが出来る。即ち、彼等が慾望を追求せんとする意思行動が許されざる程度——國家社會を害する程度——迄増加した爲である。人

類がすべて有する種々の、慾望中ある種の慾望のみが、國家社會の利益と衝突するに至る迄、増加したものが犯罪性である。私は上述した所によつて次の如く、結論する。犯罪人は曾て、善良なる國民であつた。すべての人類が共通に持つ慾望を普遍的に備へてゐた、之が生活と境遇によつて、ある種の慾望が無限に量を増し、之を追求する意思が伴つて發達した爲に、國家の利害を顧る遠がなくなつたのである。此の生活と境遇によつて、無限に増加した慾望を、再び善良なる國民の持つ慾望の程度に還元することが、行刑の教育であつて、之には此の造られた徑路を逆に辿らなければならない。改善作用即ち行刑の教育は、前述の如く智能を啓發するを主とするものでなく、犯罪原因となつてゐる特種の慾望を其出發點迄還元せしむること、それ以外に一步も伸びる必要はないと思ふ。犯罪原因となつてゐる、慾望を完全に還元せしめた時は善良なる國民に返らしめた時である。換言すれば受刑者は其全體が惡人

なく部分的である故に行刑は其部分に治療することを以て足ると云ふのである。それには何れの部分が惡人であるかを先づ知らなければならぬ之が個別處遇受刑者の分類の基礎を成す。受刑者を其犯罪の原因と罪質によつて區別するときは實に多數に岐れるであらう殆んど一人毎に異つた原因と罪質を見出すであらう。是各人に異つた改善方法を要する所以である、此の特質は、信書の發受接見にはかなり廣く刑務官吏に活動の範圍が與へられてゐる。其宜しきを得れば效果の大なるものを期待することが出来ると思ふ此の異つた特質には、更に教誨其他の行刑事務が之に應じなければならぬ。抽象的な一般教誨以外に個性を基礎とする教誨が絶えず必要である。蓋し個々人が道徳律を意識し、宗教に覺醒する徑路は、其性格によつて異なるものであるから現在區分方法——刑の長短犯罪數による區分——に於ては、個々の性格に喰入る事が頗る困難の様に思はれる。個性を基礎とする教誨を施すには、少くとも犯罪

の原因罪質理解力の程度、受刑者の社會生活等により微細一分割し、共通類似の者のみを同一場所に置くことである。現在と雖も個人教誨は行はれてゐるが少數の教誨師を以て悉くに及ぶことは至難である。尙ほ、此の區分方法を以て教誨は勿論作業書籍の貸與、購入受持官吏の配置——看守の特長と之に應ぜしむること——を成さなければならぬと考へる。故に行刑すべての機關が集中して、其の出發點に還元せしむることが教化事業の總和であり、之に適する區分方法を要する次第である。

◇形態觀念の統一

仙臺 五月 生

國家社會の一機能として最も大切な使命を有する刑務所は、最早往時の牢獄に於ける處遇方法とは全然其趣意を異にしてゐることは、今更改めて喋々を要しない。即ち反社會的行爲の結果吾々の平和を礙げらるゝことありと雖も、唯單に憎

惡の觀念に滿されて處遇すべきものでないといふことである。人の性は善なりと云つて何人も親の母胎をばなれると同時に惡い人として生れ來たものではない。彼を此様な悲境の運命に、譚弄を餘儀なくされたる誘因は、其間何等かの深い原因の存在を示してゐるものではあるまいか、それは先づ社會的缺陷の介在する爲なることを肯定しない譯にはいかない。故に彼一人の罪に非ずして社會の構成要素をなす吾々にも幾分の責任の負擔を與へられることに對して拒む譯にはいかならうであらう。かく考へるとどうしても彼一人の罪として冷たい目をもつて遇し得られうべきものではない。世の中はすべからず共存共榮であらねばならぬ。其處に多分なる人類愛を加味されなければならぬ。正者も惡者もお互に學び教へ助力しあつて共に共に相携帶して美しく人世を渡るこそ、萬物の靈長たる人間の本性であらねばならぬ筈である。此様な慈愛に滿ちた觀念形態のもとに吾々が彼等を處遇することによつて、始めて合理的と

もなり且つ改悛を伴はしめる效果にいたつては顯著なること争はれない事實である。然し彼等の中には、一時の迷の犯罪でなくして心の根こそぎから悪道にふかまり到底吾々の努力をもつてしては教化遷善の實績をあげ得られないではあるまいかと思はれる程兇惡不良の者が多いのである。長年の間折角眞面目に働いて心から改悛したやうな態度を見ては、自分のことの様に喜んで社會の門出で堅い握手をかはして彼の前途に幸あれと祈りつゝ別れたかと思ふと日ならずして新聞の三面に彼の犯罪の記事掲載さるゝを發見するにいたつては、腹だゞしさを通り越して寧ろ絶望の歎息を洩さざるを得なくなるやうなことがある。然し是等の一事をもつて改善不能として、避忌し又は斷案を下すことは聊か早計のきらいあるのではあるまいか、一段と鞭打て研究を重ね努力を傾注して勇往邁進すべきものであると思ふ。此やうな難中の難ともいふべき使命を果すべく吾人は先づ何物よりも吾々刑務官一體が、觀念形態を同一

旗下のもとに統一して總ての行爲に及ぶことが、一番重要な事項ではあるまいか。先づ一家の平和團體事業の功績大きくしては正しき社會の構成促進等の如く、これらは皆吾々一般の思想觀念を正しい道に統一することによつて、始めて色々の方面に良い果實を得られることになる譯である。故に吾々の使命としても同様である。職員全體が同一形態觀念のもとに奮勵努力することによつて、所謂朝野の人々より讚美と確認を保證されてゐる愛の行刑を、良好に遂行することを得ていくらか首尾のよい階梯をきづきあげ得られることになる譯である。若し吾々が以上述べきたつた事柄と反對に總ての行爲に對して、それ／＼統一されぬ形態觀念を露骨に現すとしたならば其結果は果してどうであらう、吾々の持つ一舉一動は矛盾の反映を現し延ては同僚間の反目嫉視ともなり輾轉闘争ともなつて其處に色々の私情關係が相關連して醜惡な場面を展開せしむるであらう。このやうなことでは吾々の重大な使命を完全に果し

得るものではないことは火を見るより炳である。故に吾々は何ものをおいても先づ愛の行刑の旗下のもとに歸結して、思想形態を統一することが重責を果す上に於て良好なる可能性が充分にあることを確信するものである。

◇受刑者の接見に就いて

青森 紫淵 生

人間生れて呱呱の聲をこの社會に發するならば第一に慕ふものは親である、親も然りである、如何に我子が賢いと雖も懶怠であれば殊更のこと案じるのは親の心である、況してその親が不圖した愆から取返しつかない犯罪に觸れ受刑の身となりたる場合にその子が幼稚なるが故に面接が出来ざるといふことは改善作用を前提とする現代行刑の一大缺陷と言はねばならぬ。故に私は監獄法施行規則第百二十四條を引用しまして聊か愚見を披瀝して見たいと思ふ。

何故に監獄法施行規則第百二十四條が十四歳未満の者には在監者と接見を爲すことを許さずと規定したのであるか所謂十四歳未満の者にあの赭色や淺葱色の受刑姿の父や母と面接せしむる場合は勢ひ幼稚なるその子が心身脆弱者なる故に惡影響を及ぼすとの弊害を防去せんがためでありませう、しかるに彼等受刑者の心裡を探究して見るならば普通の人以上に情に脆く唯だ一人としてその子を思はざるものがない有様である、殊に妻に（離婚せるものは親に）差出す書信を見ても第一に子供の養育のことや怪我のせぬやうに頼むといふ文面が多いのである、かゝる觀察から推考しても如何に十四歳未満のものが彼等の改心を促すかは想像出来るのである、またその子にしても然りあまりに親を慕ふ否改心を促す一念より遙々親と俱に刑務所を尋ねて無意義に歸るその態姿を見るとき實に遺憾に堪へぬものがある。

彼等の受刑姿が弊害として拒絶するものならば彼等に自衣を着用せしめてその子と面接せしめたならば如何に粗暴な精神の持主と雖も屹度根本的に感化するものと確信し而して一日も早くその實現の到來せんことを偏に希望して止まざる次第である。

◇失敗を顧みて

吳 高 井 生

進まんとすれば必ず一ツの道を撰び一ツの目標を立て一意事に邁進努力すれば必ずと大成を期す、森林立木も幼にして數々の枝葉を出したものは長じて大木となる事を得ない人間も等しくあれこれにあらゆる方面に手を出した人は十中八九まで失敗者であるこれはお互が過去の經驗によつて實證し尙心かはる人をして明かである、不肖私は大正六年看守拜命し八年には職を辭した大正十五年更に看守拜命其間約七年或は會社に或は銀行に市役所に局に商業に海外にと轉々する事八

回そして最後は矢張失敗者の一人である今日前者の覆へつた私を顧みて前途有爲の青年諸兄に選ぶ道は一途である選ぶ目標は一ツであるそしてこの目標に向つて誠意邁進努力せらるゝよう後者に希望する、それについて面白いお話がある或所にその日暮しの石屋さんがゐたそして道路で石を割つて居りましたがそこを通り合せた巡査がコラ／＼そんな處で石を割つてはいかん科料に處すると云ふて警察犯處罰令第何條かで罰金を徴集された石屋先生大きに憤慨したが仕方がない警察で散々油を絞られて夕方悄然として歸つて来た妻君が「オヤ御歸りなさい」ウンと云つてため息を吐いて居る「お前さんどうかしたの」「俺は明日から巡査になるよ」「馬鹿馬鹿しい字も知らぬものがどうして巡査になれますか」「何んでもよい酒一升買つて来い俺は明日から巡査になつて洋剣をガチャ／＼云はせて誰にでも小言を云つて罰金とつて威張つてやるんだ」「だん／＼妻君がその譯を尋ねて見ますと今日の事情を話したので妻君が「お

前さんの氣性は私よく知つて居る。云ひ出したら止めぬお前さんだからそれもよからう然し巡査になつても威張つてばかりは居られないよ「何故だ」巡査の上には巡査部長と云ふのが居る。これには巡査は頭が上らぬ「それではその部長になる」其上に又警部補といふ役があつて部長は頭があがらぬ「ナニその警部補になる」お前さん警部補の上に警部といふ職があつて仲々頭があがらぬ「コ奴馬鹿に委しいナ貴様巡査の子かその警部になるサ」警部の上には警視警察部長といふ者があるその上には知事さんが居る「その知事さんになれるか阿呆らしい」いやなる「その知事さんの上には大臣といふ人があつて知事さんはこの人から半紙半枚で飛ばされるのだよ」その大臣に俺はなる「大臣の上には天子様がお居でになる」その天子様——コレは駄目だ「その天子様でも昔から觀山の山法師と加茂川の流れと隻六のさいは思ふ様にならぬと云つてお居でになるえらい六ヶ敷ことになつた」それはどう云ふ譯だよ「ツマ

リ天氣、雨とか風とか太陽とか云ふものは天子様でも何んとも遊ばすとは出来ないと云ふのだ「それなら太陽になる」太陽にも黒雲が出れば光らない「そんなら黒雲になる」黒雲になつた所で雷が鳴ると黒雲を突き破ぶる「ぢやその雷になつてゴロゴロ鳴つてやる」處がお前さん雷も黒雲からすべり落ちて石の上で怪我して死ぬことがある「それぢやその石になつて見せる」石になつたら石屋といふ男があつて石をたゞき刺る「それぢやその石屋になる」お前さんその石屋ぢやないか「ウンと云つて操ア貴様は偉い奴ぢや國會議員に選舉してやるぞ」と云つた爾來一意誠心自己の天職なる石工に立ちかへり立派なる成功者の一人となつたと云ふ斯があります、これは作り斯ではありますすがうがち得た話であります。脚力盡くるころ山更に好し限りある身を以て窮りなきを趁ふなかれて看守を拜命すればこれ終生の天職である徒ちに他人の花を羨やまず前者の覆がへるを見て後車の戒めとなすのたとへ倍々刑務に向つて奮

勵努力する其の意氣此熱心さあつて初めて大成し得るのである幸に國家事業の爲に獻身的努力をなし以て行政有終の美の發揚を計られん事を望む (終)

◆愚感

廣島 河野一太郎

吾々は數年前に拜命して只だ二ヶ月の教習を受け卒業したばかりのもので、卒業した翌日から劇務に劇務を以て追ひ廻されて今日まで來たのである。従て自ら研究し修養するの機會はなく、修養は愚か總て退歩するの實狀にあるは決して珍らしいことでもない位である。

然るに行刑は日一日と變遷して過去の應報主義でなく威嚇主義でなく全く教育教化となつたのである。此の移り變り行く行刑の目的を直接彼等收容者に接し運用操縦するは吾々看守の任務でありまた使命である。

斯の如く右手に教育左手に教化の任務と使命を持つ重責且大なる仕事を負ふ吾

々は常に是れに對する研究をなし修養を積み彼等を教化する丈の素質を涵養しなければならぬのである。然るに直接收容者に接する擔當看守は朝に星を頂き夕に月影を踏んで歸ると云ふ劇務にあつて教養の機關の稀薄なるは吾々の最も遺憾とするところである。のみならず行刑目的達成に疑念を起さざるを得ないのである。茲に於て私は思ふに行刑の新智識を注入すべき刑務官練習所の制度を今少しく擴張せられたいのである。

上のみにあらざるを以て經費關係の許す限り現在の五ヶ月六ヶ月の刑務官練習所開設期間を例ひ三ヶ月に短縮してでも、彼等收容者に直接關係ある擔當看守の養成所たらしめ交代に一人も残らず一般に研究心を誘發せしめ改善第一線に立つ吾々に有爲有能の教養を施されんことを望むものである。

努力

市谷 たゞし生

努力は苦痛を忍びてこれを爲し而して勳勞に服し事に當る意味即ち感情を以て意志を狂げざるを謂ふ。

凡そ事を爲すに感情の向ふが儘にして勳勞を厭ひ苦を避くるものに成功の鍵は與へらるべきか？

事の成ると成らざるとは運命の支配に依る事もあれ共我等はたゞ我が力を盡して屈せず撓まず努力するを道とする時は案外に事の成ることあり。

コロンブスの新地發見の如き是れなり。大なる希望の達成と理想の實現とに

第一要素たるは努力である。生存競争の激しい現代に向上の坂道には豫期せざる凹凸がある。雨の日も風の日もある、稍々もすれば逸樂の敵が道を防ぐ。

コロンブスも船員の反抗に其生命までも危きを努力に依りてこそ成功は報いられたのだ。如何なる障礙も悪魔も努力には敵し難く征服せられるのだ。

凡そ身を立て名を遂げたる人に努力の伴はないものはない。實に努力は總てを解決し而して成功の要諦である。努力して已まざるもののみ、成功の鍵は與へられるのである、努力：努力：奮闘努力……公明、明白人間の眞面目なる意義の發揮ではあるまいか。

今年も刑務官練習所入所試験の揭示は例年の通り張られた。望みある我等には大なる登龍門だ。今年こそは何者れも押し退けて猛進するのだ努力するのだ、成功の鍵をこの一戦で美事我が手に握るのだ。

紀

州産の團扇は「葎繪の團扇」と呼ばれてゐますが昔は「粉河團扇」と稱したもので葎の柄をつけて五色になつてゐます。江戸時代紀州家へ献上するのが例となつてゐたさうです。それから岡山の團扇は「撫川團扇」と呼ばれ和歌など透かしになつてゐるものが多く出雲の團扇は半分から下が藍染めになつてゐて茶人などが好んで用ひたもの、また伊勢には「白子團扇」とも「茄子團扇」ともいはれ茄子の形になつたのが特徴です。

しかし、團扇として一番特徴をもつたのは江戸團扇です。江戸團扇の發達は版畫が非常に發達してゐたこと、團扇竹の産地として有名な房州那古を近くに控へてゐることから原因する所が多い。それに

豊國やその他浮世繪の大家連がさかんに描いた、め江戸團扇には遊女や役者の似顔、定紋などの繪が多く用ひられ、これがまた大衆的に非常に歡迎されたのですが、遂に度を超えて禁止令が出たこともあ

お醤油のカビ

を生じさせぬ方法

お醤油のカビ——特におしやしや香の物にかゝつた時のカビは、眞に不愉快なものです。處が案外このカビは生えるものだとおぼえてゐるが、つてあへて意に介しない方が多いのは残念な事です。成程煮物等に使う時は別段目にも立たず害もないでせうが、使ひ方一つでは結構カビを防ぐ事が出来るのですから注意して使つて頂きたいものです。一體このカビは何故生えるかと申しますと、空氣中カビを起すや

うな菌類が澤山浮有してゐて樽から小出しをする度にこの菌が侵入するからなのです。つまり小人数のお宅では殊にこれから濕氣の多い時にかゝつたら、あまり一日に何度も小出しをなさらない様にする事です。これからはどちらかといふと樽詰は使ひ切つておいて、壺詰をお求めになつた方がよろしく、それも朝の中その日の使ひ分だけ片口等にとつてあとは固く栓をし暗い處にしまふ様にするのがよろしい

です。これだけの注意でもよく守れば決してカビを見る事はありません。

の虫のみ 利用

虫のなかでもみの虫は風變りな巢に住んでゐるので有名です。此みの虫のみのを利用しておペラバックとか、紙入とか、履物の表とかいつたものを作ると大變しぶい色合で一寸乙なものです。大體みの一種の絹糸で出来てゐるものからいへば全くいいものです。ところで作り方ですが、まづ、みのはさみを縦に置いてひろげ、これを内部を上にして畫ピンで板様の平たい物にしわの寄らぬ様に張りまします。その上よりのりで強い日本紙を裏打ちします。これがかわいたら表を綺麗につやの出る様にまさつします。かういふ風にして澤山みのを集

草花

贈る時の心得

めまします。そして澤山集まつたら好みによつて一まつ模様なり何なりにミシンではぎ合せで作るわけです。

親しい人が病床に臥してゐる時、これを慰めるために美しい草花を贈ることは大變にゆかしくまたふさはしいことでありませう。病人へは何

が一番多く使はれるかといふと、矢張りバラとかカーネーションです。百合などもこれからよく使はれてゐる方ですが、人によつては匂ひが強いので嫌ふ方もありますから注意せねばなりません。病人の見舞として忌まれるのは藤の花です。頭が下るといふ意味からですからこんな事も心得ておきたいものです。また若し鉢物を贈る時は、それが素

鮭

ヨジンシ

ありふれた「鹽ざかな」を
おいしく食べる工夫

焼であつた場合はクレープベーパーがマツトで體裁よく包

これから暑くなりますと生魚よりは鹽魚の方が安心していただくことができます。それに値段も安く栄養も多いから、毎日の惣菜にはなかく、よろしいものです。次にこれ等の料理二三種お話ししたませう。

この「鹽鮭のしんじよ」は（すべて五人前を標準にいたしました）、まづ鹽鮭六十匁、これは約二片位になります。これをよく色の赤く済えたものを選び、よく黒っぽい色のものはよろしくありません。鮭を沸騰したお湯の中で煮て鹽味を中和させます。次に皮と骨とをとり去り、挿鉢の中ですりつぶし、それに人參六十匁を

煮過ぎると硬くなり、時間が

みますと花がグツと引立ち、一層美しく上品になります。

合せます。その中に卵一個を加へて、片栗粉大さじ三杯、胡椒少々を混ぜ合せ、それを小皿の中に平につめて、熱湯の中に皿からぬいて入れま

す。そして煮てゐると浮き上つてきますから、すくひ上げお湯を切つて眞二つに切り竹串にさして火にかざして焼き上げます。これには幾分甘味の砂糖醬油をつけていたゞきます。これは五人前で約二十五錢位で出来ま

豆腐と料理法

について

豆腐は煮加減がむづかしく煮過ぎると硬くなり、時間が

たつと巢ができます。そこで湯豆腐にする時は一度に入れず少しづつ、食べながらあとから、と次ぎ足し新陳代謝を怠らぬやうにすることがおもしろく食べる秘訣です。これは冷奴ですが、豆腐は生のまゝではどうも豆臭くていけません。この臭味を去るには、カラ目の食鹽水にしばらくつけておいた後一度火を通して冷ましますと、固くならず本味になります。汁の實にする場合でも初め食鹽水につけて煮ると、やわらかくなつて裏が立ちません。また田樂にする場合大盤に微温湯を入れ、切るのもクシに刺すのもその中ですると、やわらかい豆腐でも、くづれないものです。

回防蟲劑

最近殺菌力の實なクローレルベンゾイルを主劑としたバラ腦といふのができてゐます。

衛生週間に關する當選標語

本會がかねて募集した衛生週間に關する標語は、その應募數實に五百數十に及んだが、各審査員嚴選の結果左記の如く當選決定六月十六日發表された。

衛生週間に關する標語及び當選者氏名

〔壹等〕 (當選一名) (精工舎製金剛腕時計一箇)

強ク明ルク健力ニ

小田原 熱田藤三郎

〔貳等〕 (當選三名) (精工舎製クローム腕時計一箇づ)

明るい前途は健康から

長崎 梅谷精向

百の齡も今日の衛生

姫路 挽本雋三

豫防にまさる薬なし

静岡 田中秀實

〔三等〕 (當選六名) (ウォータータン萬年筆一本づ)

羅つて泣くより笑つて用心

小田原 池谷政男

健康に優る實なし

細走 香川德壽

明るい顔は健康より

盛岡 阿部一雄

衛生は身の爲め人の爲め

函館 富森運平

咀嚼十二分腹八分

豊多摩 益山喜三郎

病ハ口カラ掃除ハ隅カラ

滋賀 杉本梅吉

〔選外佳作〕 十二名 (萬古ペンシル一本づ)

清ク明ルク健カニ

秋田 小林守也

明るい社會は健康から

横手 梁瀬三男吉

健康は無限の資本

函館 白井長吉

治療より先づ豫防

神戶 松林清次

一人の不衛生は萬人の災ひ

名古屋 佐藤秀次

其日ノ一が衛生デー

山田 吉田金郎

届いた衛生明るい笑顔

高知 楠瀬虎亀

薬飲むより日頃の注意

名古屋 岩田末吉

塵一つが不潔のもと

静岡 鈴木治郎

表掃くより裏を掃け

名古屋 長瀬久一

健康は最後の勝利

北海少年 松村晋太郎

追て同一當選又は選外佳作標語に付二名以上提出者ありたるものに對しては、抽籤の結果内一名を當選又は選外佳作と決定せるものにして抽籤に洩れたる左記諸氏には、選外佳作と同一の賞品を贈與(賞状を付)すること、せり。

- | | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 滋賀 | 山本茂 | 奈良 | 塚本鶴吉 |
| 岐阜 | 丹羽角治郎 | 高松 | 大賀幸吉 |
| 小松 | 西村喜三 | 長崎 | 佐藤定一 |
| 鹿兒島 | 田中静三 | 神戶 | 古堅宗撰 |
| 松江 | 門脇秋義 | 山口 | 來島要次 |
| 集鴨 | 鷺津愛十郎 | 神戶 | 林秀吉 |
| 熊本 | 馬原惠 | 鹿兒島 | 山木義尙 |
| 久留米 | 野田保治 | 宇都宮 | 竹内悦郎 |
| 少年 | | | |

(以上)

印南於菟吉氏を

行刑事務囑託に

多年刑務界に盡瘁された印南於菟吉氏は、札幌刑務所長辭任と共に、本會の名譽會員に推したが、更に六月廿六日、行刑事務の調査を囑託することとなつた。

歐米各國刑務官の体育調査を八田氏に囑託

早稻田大學柔道部並に今回新設されたレスリング部を代表して同大學政治經濟學科在學中の八田一朗氏は、歐米各國に於けるレスリング研究のため、六月二十八日午前十時東京發、シベリヤ經由渡歐の途に就いたが、これより先本會に於ては同氏に歐米各國に於ける刑務官體育に關する調査を囑託するところあり、出發當日住江理事は東京驛に見送つた。同氏の歸朝は今秋十月の豫定である。

叙任辭令

免本職德島轉勤 看守長 是松 卓太(嚴原支)
 嚴原支所長 藤 勝 熊長(崎)
 千葉轉勤 同 佐藤 彌市郎(橫濱)
 小菅轉勤 同 深澤 林 作(千葉)
 橫濱轉勤 同 野手 甚之助(小菅)
 宮城轉勤 同 永井 梅太郎(浦和支)
 長崎轉勤 同 安藤 荒喜(福岡)
 任典獄補(宮城)高等官六等三級俸 福島地檢 監督書記 小松 七之助
 願免(五月三十日) (以上五月二十九日)
 一級俸(願免) 典 獄 印南 於菟吉(札幌所長)
 保健技師(神戸)八級俸 西 周
 (以上五月三十日)
 福岡勤務 看守長 德田 安温(小倉支)
 (以上六月一日)
 看守長(小菅)七十圓 司法屬 古田 圓正(行刑局)
 司法屬(行刑局)六級俸 看守長 掛樋 松次郎(小菅)
 (以上六月二日)

任典獄 前橋所長 高等官四等三級俸

札幌地檢檢事 關川 重雄
 (以上六月四日)
 高等官五等 典 獄 宮崎 德安(青森所長)
 高等官六等 典 獄 補 末光 榮平(大阪)
 同 山内 末吉(同)
 同 上田 茂登治(浦和支所長)
 (以上六月十日)
 免本職長崎轉勤 看守長 牧野 料(鳥原支所長)
 鳥原支所長長崎兼務 同 米村 直次郎(長崎)
 (以上六月二十二日)
 五月十一日 朝鮮總督府看守長 大石 泉(公州)
 咸興刑務所 在勤ヲ命ス
 咸興刑務所 元山支所 在勤ヲ命ス
 任朝鮮總督府看守長 給九級俸 倉原 門次
 公州刑務所 在勤ヲ命ス

叙位叙勳

任朝鮮總督府監獄通譯生 兼朝鮮總督府看守長 給十級俸 京城刑務所 在勤ヲ命ス

五月一日

勳六等瑞寶章 典 獄 補 加藤 專精
 勳八等瑞寶章 典 獄 補 千葉 英煇
 從七位 典 獄 補 泉 英煇
 同 典 獄 補 濱田 大巖
 正八位 典 獄 補 前川 孝始
 同 典 獄 補 兒玉 義蘊
 同 典 獄 補 奧村 輝
 從七位 典 獄 補 高城 守人
 同 典 獄 補 渡邊 播太郎
 同 典 獄 補 森 爲吉
 同 典 獄 補 藤井 武利

五月十四日

朝鮮總督府看守長 林 丙(勳京城)
 朝鮮總督府看守長 中山 傳(京城)
 各 通 上野 二吉(安東)

敘勳七等授瑞寶章

典 獄 補 加藤 專精
 典 獄 補 千葉 英煇
 典 獄 補 濱田 大巖
 典 獄 補 前川 孝始
 典 獄 補 兒玉 義蘊
 典 獄 補 奧村 輝
 典 獄 補 高城 守人
 典 獄 補 渡邊 播太郎
 典 獄 補 森 爲吉
 典 獄 補 藤井 武利

刑政十周年記念懸賞論文

第一部

戒護作業及び教化の調和を論ず

〇〇〇三等當選〇〇〇

新潟刑務所 梶間織次郎

刑罰の執行機關たる刑務所の内部に於ては夫々其擔任すべき事務に依つて主管者が分れて居るが、然し其内にも行刑に直接するところの事務と間接に關係を有する事務がある、行刑に直接する事務は

即ち戒護、作業、教務、警務であつて關係に關係を有する事務は即ち文書、會計領置、用度であると思ふ。勿論文書でも會計や領置用度でも其事務は收容者の身上關係又は衣食住の問題或は携有金品の保管出納等に關するもの

であるから、行刑事務に關係を有することとは勿論であるが、然しながら其事務自體が行刑の内容を實現し刑罰本來の目的に向つて作用する實體的の行刑事務ではないのである。

茲に所謂行刑の内容を實施して刑罰本來の目的を達成せんとする事務と謂ふのは即ち戒護、作業、教務及び警務に屬する事務であつて、此點から刑務所事務の内容を觀るときは、一は行刑の實體的事務であり、一は之に間接關係を有する附隨的事務なりと謂ふ事が出來ると思ふのである。而して本問題は戒護、作業、教化の調和を論ずると云ふのであるが、

一、はしがき

右の見解から謂ふならば、行刑に密接の關係を有し他の所謂庶務的事務と其趣を異にするところの保健事務を除外したの如何なる理由であるかは知らぬが、察するに行刑に直面し其目的達成に重要缺くべからざる要素を成すところの事務、換言せば行刑の内容を構成する事務即ち戒護、作業及教化の三を以て行刑に必須缺くべからざる事務と見たのであらうと思惟するから、其の意味に於て卑見を述べて見やうと思ふのである。

二 現代に於ける行刑思潮

昔時威嚇主義、應報主義、懲戒主義等の行はれた時代に於ける刑罰觀念は其時代に於ては正當にして適切なりとせられたのであるが、時代の變遷と文明の進展に連れて刑罰の基礎觀念にも幾度か變化を來し、現代に於ては人格主義を認むるに至り、行刑思潮も改善刑、教育刑にまで進んだのであつて、罪と刑とを定むる刑法よりも、其刑の内容を實施し之が効果を收めんとする行刑法規が刑事制度上

中樞的重要性を認めらるゝに至つた現狀である。

此思潮から考へて見ると、吾々のたづさはる處の行刑事務が如何に國家事務の上に重要な作用をなすか又刑事制度の上に如何に重大なる位置を占むるものであるか判るのであつて隨つて吾々の責務も一層重大なるものがあることを覺えずには居られないのである。

實體的行刑事務は、前に述べたやうに行刑の目的が受刑者を改善し教化して社會適格性を附與し、良民に復歸せしむるに在るのであるから、其行刑の内容は必ず此目的を達成し得る方法に據らねばならぬ事は勿論である、而して其方法は即ち戒護、作業及教化であらねばならぬ。

三、行刑上に於ける戒護の地位

行刑は一種の教育であるが、然し乍ら普通一般に云ふ處の教育ではない、何となれば行刑の對象となるべき者は云ふ迄もなく犯罪者である、此犯罪者に對し特殊なる教育を授けて其悪性を矯め本然の

性に立ち歸らしむる處の作用即ち行刑であるから、普通の學校教育や社會教育や若くは家庭教育等とは其趣を異にするとは當然であつて、刑罰の目的を達せんとするところの強制教育を施すのが即ち行刑である。故に受刑者に對し教育を施すことは必ず強制的でなければならぬ、若し強制的の内容を有しない教育であるならば夫れは行刑と云ふ事は出來ぬと謂ふも敢て過言ではないと信ずるものである。

強制的に教育を施さんとするには無論本人の志望や選擇を許容すべきではない本人の意志如何を問はず教育を施すことが必要となるのである、茲に自由拘束の結果が生ずるのである。而して行刑の方法として累進制に依り一部の受刑者に所謂自治を認めらるゝ様になつたのが之れは決して行刑に於ける自由拘束性を阻却するものではないと信ずる。

何となれば所謂累進制に依る受刑者の自治を認めらるゝ受刑者は、全刑期を通じての處遇ではなく必ずや一定の段階を

經て其成績を考査せられ上級の處遇を受くべき者に適用せらるゝのであつて、結局行刑の効果が顯はれて自由拘束の程度を漸次に緩和せらるゝに至つたものであるからである。

又アメリカに於ける自治制なるものは一見全然自由拘束を受けぬかの様であるけれ共矢張り一定の規律の下に統制せられ若干の自由は束縛せらるゝ様であるから、全くの自由換言せば何等自己の意志が縛束せらるゝ事なしと云ふのではない様である。

又戒護は受刑者を紀律的に教育する事務を有するのである、受刑者の多数は殆んど不規律自墮落に習慣付けられて居た者であるから、之れに對し紀律的動作に馴致せしめる事は即ち彼等を教育する一の重要な方法である。又此紀律的訓練に依つて他の教育方法も其効果を擧げ得ることになるのである。

受刑者の自由拘束の作用は如何なる方法に據るべきかの問題は即ち刑罰法規、就中行刑法規の定むる處であつて、之を

實際に執行するのは所謂戒護に屬する事柄である。

かかるが故に、戒護は教育的行刑中最先の役割を受持つことになるのであつて、若し此戒護の作用が不充分、不完全であるならば強制教育たる行刑は其基礎に於て既に破綻を免れぬ事になるのである。

四、行刑上に於ける作業の地位

行刑は受刑者に對し一定の勞作を強要するのであるが、昔は之れを以て應報的作用として苦痛を與ふる一の方法なりとしたが、前述の如く刑罰に關する觀念、行刑思潮の變遷に従ひ現代に於ては刑罰の内容を爲すところの一種の教育方法なりとなすに至つたのである。

教育的に作業を考ふれば、之を以て彼等に勤勉力行の良習慣を與へ懶惰放逸を矯正して以て營生の道を教へ、他日社會良民に復歸せしむる條件を附與せんとするのであるから、決して彼等に痛苦を與ふる所以ではなく、同時に人生本然の責

務たる勤勞を教ふるところの實業教育的の價値を認めねばならぬ。

然しながら受刑者の多くは怠惰にして勤勞を嫌ひ安逸を食らんとするものが多数を占むるのであるから、之れに實業的の教育を施すとしても、矢張り之を嫌忌して勞作を避けんとすることは明かなる事實である、依て茲に之を強制するところの力が必要となつて來るので若し此強制力が無かつたならば此重要な行刑内容の一要素は恐らくは實行することが出來ぬ様になるであらう。此點に於て作業と密接なる關係を有し戒護の作用に俟つことが頗る大なるものがあるのである。

五、行刑上に於ける教化の地位

行刑が既に教育である以上は教化の重要な事は自明の理であつて茲に言をまたため、教化が行刑であり、行刑が教化であるとも云ひ得るのである。而して教化方法の中樞となるべきものは教育、教誨圖書、蓄音器、映畫等であるが、此等の方法は唯單に受刑者の意慾を満足せしむ

る程度のものにあらずして、更に進んで彼等の精神を陶冶し、智識を啓發し、情操を涵養し、道徳的宗教的に導いて之を人格的に教化せんとするものであつて作業に於ける實際生活に必要な實業教育と相俟つて精神的に教育せんとする方法なりと謂ふべきである。

此教化方法を實施するに當つても矢張り強制的性質を有する教化方法でなければならぬが、然し之れは強制的程度が他の教化方法に比して輕くなければならぬ何となれば受刑者の精神に食ひ込んで之を指導し教養せんとする内面的の教化方法であるから、若し強い程度の強制を施すならば夫れは却つて教化の効果を減殺する結果になり、所謂角を矯めて牛を殺すの愚を見るに至るからである。

六、戒護と作業

戒護の任務は受刑者を完全に保管して刑罰内容を實現せしむるのが第一である、之れが爲めには内外の交通を防止し法規の命ずる處に従ひ自由を拘束し紀律

を嚴肅に保持し、以て他の教化方法即ち教育的作業や精神的教養を實施し得る基礎を構成するものである、是が必要上述走自殺を防止し紀律違反を取締つて受刑者の外面的警戒保護を加ふるものであるが作業は前述の如く實業教育的の性質を有するけれども然し之れは決して作業目的の全部ではなく、一面に於て經濟を重視すべき事は無論の事である。故に作業經營には此經濟的觀念を離れる事が出來ぬ許りでなく、寧ろ作業の教化的價値を第二位以下に置いて、専ら打算的に收益を計るに汲々たる現状である、之れも國家經濟上から見て正に斯くあるべきであると思ふ。此等の關係から有能の受刑者で作業施行上都合の良い者があれば、其行狀、性格、又は刑期年齢、犯罪内容等に多少非難すべき者で取締上工場出業を適當としない受刑者であつても、夫れが有技能者であるならば、直ちに相當有利な作業に就かしめて作業の實施經營上利益を收め度いと云ふ様になる傾向があるは、又已むを得ざる事である。斯様な

事に付戒護も作業も各己れの領分に立籠つて我が主張のみを固守して居たならば遂に刑務所内部の分裂を來たし結局行刑も教化も空論に終る事は勿論であるから互に協調的の立場から進まなければならぬ。亦小人閑居して不善を爲すと云ふ如く受刑者に適當なる作業を與ふる事は戒護取締の上にも必要な事であるから、此等の關係を綜合して謂ふ時は戒護と作業とは唇齒輔車の關係におかれて居る事を忘れてはならぬのである。以上述べたところは受刑者を中心としての問題であるが此外に作業の施行に當り受刑者を直接監督する處の戒護者の指導如何が大關係ある事を見逃してはならぬ、如何に作業の企畫經營が其宜しきを得ても常に直接就業者を監督し指導すべき人即ち戒護者の熱心が足りなかつたならば到底其成果を收むる事が出來ず、多數有能の就業者を無能者と化し、折角計畫した作業收益も遂に儂なき一夜の夢と消えざるを得ない。

六、戒護と教化

受刑者を教化陶冶して善良なる社會人に帰せしめんとするには先づ彼等の個性を知悉し其缺點を發見し其特長を捉へて之れに對し精神的應病與藥の適切なる方法を講じなければならぬ、而して之れは主として教務職員の擔任する事務の内容に屬するのであるが之れには其當局者に、熱烈人を動かすところの熱心と、高潔人を敬服せしむる人格と而して協愛慈母の如き温情を具有することが必要である。而して能く受刑者の精神を解剖して其心理状態に通じ、廣く世相を通觀して其起るところを察して彼等受刑者を更生の人として社會に送り出すことに錯誤なからしむる事を念としなければならぬ。然しながら何程教務當局が受刑者の個性に通じ缺點特長を捉へて應病與藥の適正を得るも、或は又熱心と人格と温情とを以て彼等に接しても唯夫れ丈では教化の實效を奏することはむづかしい、何となれば受刑者の多くは熱し易く冷め易

い人物が多く、例へば教誨堂に於て教誨を聞き流涕感激した後、幾何もなくして之を忘れて終つて亦原の本性を現はす輩が決して尠しとしないのである。ところで朝から晩まで彼等を戒護し何から何まで監督指導して居る擔當者は、假令彼等の個性關係を筆舌に盡すことは出来ぬかも知れぬが、能く其個人的關係を呑み込んで居るから受刑者は之れに對しては所謂頭が揚らぬ状況である、従つて擔當者は多くの受刑者から相當の信頼を受けてゐる事は否定する譯には行かぬのである。此受刑者に相接して居て併も彼等の信頼を受けて居る擔當者にして若し教務當局者の教化の精神と方法とに背馳する様な言動があつたならば教誨師の教誨も圖書映畫に依る教化方法も畢竟唯一時的の慰安か然らずんば休養的意義に終るやうになりはせぬか。

が如何に疾病の根源を探究して適確なる治療を施しても其病者を看護する人に於て醫師の治療方針と違ふ處の手當を施したならば恐らく病者の運命は悲惨に陥る外はないだらう。即ち之れ戒護と教化とが密接なる關係に在ると謂ふ所以である。

七、作業と教化

作業も教化も共に受刑者の改善教化の方法であることは己に述べた通りである。而して作業は主として現實生活に立脚し、教化は主として精神生活に立場を置くのであつて、共に行刑の目的達成の爲めに作用するのは同一であるが、然し作業は前に述べた様に經濟的關係に重心を置き易い事は止むを得ぬ事であるが、併し作業が經濟方面にのみ偏重して本來の教化的價値を忘却すると云ふ事では行刑の目的を達し得ない。何處迄も教化の一方としての作業たる觀念を失はざらん事を必要とするのである。何となれば如何に精神方面が改善されても、やがて

社會に送り出した時、生活が出來ぬ様な人にしたのでは行刑の目的を達したとは謂はれぬからである。要するに作業と教化とは密接の關係どころではなく、同身一體と見るべきものであつて決して之を分離した觀察は許さるべきでもないと思ふのである。

九、結論

行刑事務は實に多岐多端であつて複雑極りなき状態に於かれてあるが、之を大體から見ても直接行刑の内容を實現せんとする處の事務と、之れに附隨する處の事務とがあり、前者に屬するものには戒護作業、教務、保健、後者に屬するものには文書、用度、領置、會計等がある事は最初に述べた通りである。而して此等各部の事務は互に相關聯し相協力して行刑と謂ふ大目的を達成することに活動するものであるが故に、若し其一部の機能に故障を起して四隅に執行出來ない時は忽ち行刑の目的遂行に一頓挫を來すことになるから假令直接行刑内容の實施に觸れ

ない部分の事務でも些の故障なきを期せねばならぬ。刑務所の中樞首腦は謂ふ迄もなく刑務所長である、此所長の意思を各部の主管者が手となり足となつて活動して始めて目的たる行爲の實行が出来るのであるから、たとへ其一部分にせよ活動不完全なるものありとせば其結果として満足なる効果を擧げ得ない事は當然である。恰も所長は機械の車軸であり各部の主管者は車軸に付いて居る多数の齒車の様なもので車軸は目的通り四轉滑達に廻轉し居つても之れに附屬せる齒車と齒

中京區刑務支所 高田 苗治

(六、二、二七稿)

時は刻々に移る。刑罰思想の流れも、亦それに伴つて轉向する。行刑即教育の觀念は、今や何人も之を否定するものは無い。學者と實務家との間、時に争ひはあるとしても、それは單なる教育的實施方法に就ての、見解の相

車がピッタリ合はなければ到底機械の用をなさぬ、随つて物品の製作や加工の目的は達し得られぬのである。又假令齒車と齒車とが合ふが夫れに少しく間隙があつたならば異様の音響を發して騒々しいばかりでなく、齒車自體の磨滅を來し其生命の短縮を招き、物品の製作能力を阻害することとなる譯である。然し筆者は行刑事務の當局を決して機械視する譯では無い、唯一つの譬喩として擧げたに過ぎない事を述べて茲に擧筆するのである。

それは苦しみ辱かしめる事によつてではなく、教導感化してのみ能く成し遂げ得ることである。行刑は教育なりと言はるゝのは此意味である」
 刑政五百號記念論文筆頭入選、富井氏の累進處遇法管見の冒頭の一節であるが、行刑は教育なりとの理念を、極めて簡明に説き得て居るでは無いか。
 即ち刑罰は、社會惡に對して酬ひらるる結果將に如斯との、一般的懲惡觀念を強調することと、本人の犯罪性除去を主眼とする教化とを目的とするものである。而して、一般警戒の意味、決して輕視すべきでは無いが、裁判宣告と、刑務所拘禁の事實とに依つて、其目的は既に達せられて居る。故に、一般豫防の目的を達し終れる後の、行刑實質には、定められたる期間の自由拘束と、其期間内に於ける本人教化の外に、残されたる何物もあり得ない。而らば、被拘禁者に對する教導感化とは何であるか。曰く、一般社會人に伍して劣らざる、健全なる精神身體を養はしめ、再び反社會的の行爲を繰

返すこと無きに至らしめることである。凡そ教育なる語は、所謂精神的教育のみを意味するが如くに解され勝ちであるが身體的鍛練を無視した教育なるものは佛作つて魂を入れざるに類するものであり、殊に、思想軟弱なる被拘禁者に於ては、其感一層深いものがある。
 鍛錬陶冶の形式主義を排し、道德的社會生活復歸を目標として、身心練磨併せ行ふ、社會的同化主義教育こそ、實に、被拘禁者教化に就ての一大鐵則である。
 此意味に於ける教育主體として、刑務所組織に四つの機關がある。戒護、作業、教導教育、醫務がそれである。
 就中、醫務係の職能に付ては、常に消極的であり、罹病者の看護手當、衛生的諸設備に依る諸病發生の豫防、に止るが如く思惟するものもあるが、眞の使命は寧ろ、教育的立場に於ての、積極的な保健觀念の注入、能動的な健康法の獎勵等にあるのであるまいか。
 行刑上醫務係の持つ教育的役割は、決して輕視すべきでは無い、が、之を檢討

する事は本間の目的に非ざるを以て、茲には、教育主體の一つに加へらるべきものなり、との抽象論に止め、以下本論に入る。
 戒護の立場と戒護職員の陥り易き自負
 一、戒護の立場
 凡そ行刑教育は、拘禁を前提とするものである。拘禁を離れて行刑教育はあり得ない。
 而して、拘禁の要義は收容者の身體自由の拘束であり、其必然的結果として、秩序維持の必要を生じる。此身體自由の拘束、秩序維持を雙肩に擔ふものは戒護であり、言を換ふれば、戒護無くして行刑無し、とも論斷し得るのである。従つて、行刑沿革史の上に於ても、戒護偏重の時代は、可成に長く續ひて居る。行刑の形式的觀點に於ける戒護の存在は、實に絶對的のものであり、又、目的觀念推移の如何を問はず、戒護の持つ役割の重要性は、決して奪はれるものではない。

二 戒護職員の自負
 逃走事故反則事項を防止せずして、いざれに改善論議の餘地ありや。共同生存の基根たる相互規律を遵守し得ざるの輩に、教導教育の體得は望み得ない。嚴固たる戒護の存在に依る、秩序維持下に於てのみ、教導教育は其目的達成に精進し得るのである。

作業に於ても亦然り、如何に設備に完を盡し、業種の選擇に腐心すると、戒護の規律勵行、強行的督勵無くして、優良品製出、能率増進は夢見るべくも無い。
 即ち戒護に於て強要する規律勵行は、如上の意味に於ての行刑の根源たると同時に、一方自から遵法的精神を涵養し、規律生活に馴致せしむるに至るものにして、收容者に對する犯罪性除去の根本的要件である。

戒護の立場にあるものの、戒護に對する所見は右の如く、而して正當と目するべき以上の見解も、更に輪をかけたる自

己偏重に陥るに於ては、種々なる弊害を伴ふに至るのである。

作業の立場と作業職員の陥り易き自負

一、作業の立場
 復讐主義時代の作業賦課が、苛政を目的とせるものなる事は、史實に徴して明かであり、後年の作業が、轉じて教化上重要な役割を持つに至り、現今に及んで居る事も、亦周知の事實である。
 吾々は、牧野博士の唱へられる三位一體論によつて、作業賦課に就ての目的と理由とを、はつきりと教へられる。

第一に人はすべて働かねばならぬ。さうしてそのやうに受刑者も亦働く可きである。受刑者が労働の義務を有すると共に、國家は受刑者に對して労働を供給する義務がある。

第二に人は其働きに依つて修養せねばならぬ。さうしてそのやうに受刑者も亦その働きに依つて自己自からの修養を計らねばならぬ。受刑者に仕

事の興味を覚えさせる様に、國家は適當なる労働を組織立てねばならぬ。その適當なる事の要件が二つある。其一つは労働が受刑者の各自の能力と體力とに適應する事である。その二はその労働が人生のために社會の爲に有益なものである事である。

第三は人は其働きに於て能率を發揮せねばならぬ。そのやうに受刑者も亦その労働の効果を十分ならしめねばならぬ。この意味に於て監獄は少くとも自給自足をせねばならぬ。さうして國家は監獄の施設をそのやうに合理的に經營せねばならぬ。

(行刑論集五九、六〇頁)

勿論作業當事者は常に、能率を發揮せしめる事に腐心して居る。それがためには、仕事に興味を覚えしめるべく、施設の完備、能力と體力との適否鑑別に、相當意を用ひて居る。又、収入増を圖るが爲に、乃至作業訓練を生活價値あらしむる事を目標として、社會に需用の多い作

業種目を選定する事にも全力を盡して居る。只牧野博士の唱へられる思想的根據と、作業當事者の意識の出発點とが、同一点にありや否やは知るを得ないが、兎もあれ結果に於て一致するを得れば、先ず可しとしなければならぬ。

二、作業職員の自負

犯罪の多くは、愼怠に基因するものである。而して、働かざるものは食ふべからずの勞働義務觀念を助長し、働くべき技能を修練せしめ、以て社會適應の第一義的教育を施すのは作業であり、他面、常に刑務所施設改良の一大障礙となる財源問題を緩和し、國家經濟の圓滑を計ることの一助となるのも、亦實に誇るべき作業の特質である。

行刑の本質に對する最重要の地歩を占むると共に、財政的責務を負担する作業の存在は、斷じて他の比肩を許すものではない。

之が作業當事者の作業觀であり、やがてそれが自己過信の形となつて現はれる

のである。

教誨教育の立場と教誨教育職員の陥り易き自負

一、教誨教育の立場

收容者の徳性涵養即ち精神的教養を主眼とする教誨と、智能の啓發を職能とする教育とは、相牽聯の性質を有するものであつて、斷然たる別個の存在ではあり得ない。殊に行刑教育の見地よりして、一層其感深きものがある。何となれば、智能なくしては概ね徳育は行はれ難い、徳育を單なる宗教的盲信と解すれば、問題は無いが、所謂徳育なるものは、左様な盲信を意味するものでは無い。

盲信必ずしも侮るべからざるの例は、僻障の老人間に、時に見ることは出来るが、如斯は、宗教史上の違物的事象たるに過ぎず、現今の世相には容れられざるものである。

蒙を啓かれたる理性の上に、築き上げられたる確固不動の道念こそ、活動的社會への適應性を持ち、眞價を有するので

ある。

而して、犯罪者は其生育の關係等よりして、一般に智育の程度甚だ貧弱であり、徳性に至つては更に甚だしいものがある。

即ち、其智育程度の貧弱、徳性の底格が犯罪原因となつて居るものであつて、それだけに教化上の困難を伴ふが、他面また、其故にこそ教誨教育の役割の重要性を認められる譯でもある。

二、教誨教育職員の自負

規律勵行に依る遵法的精神の涵養、作業の勤勞教育に依る愼怠性の矯正、共に收容者遷善を目標とするものではあるがそれ等は單に教化の附隨的事項たるに過ぎず、教化の重點は教誨教育に置かるべきである。

働くに優れる技能ありとするも、倦く無き貪婪心を自制する徳義心なしとすれば、其結果は如何？

法規の守るべきものなることをば知るも、遇發事に對して激情を制するの念慮

無しとせば如何？

之に反して、眞の道念に徹したるものは、働くに職なく、身は飢に瀕すとも、罪を犯すに先つて、再考三思するの餘悠を持つてあらう。激情をそゝる遇發事に際會したる場合、法規への觀念は有せずとするも、謙讓なる徳義心に制せられて他を害するの行爲には出でないであらう。

行刑究極の目的が、本人を改善し、再犯を豫防することにある以上、結局戒護作業は共に教化の一手段たるに過ぎず、其最後の目的は、教誨教育による智能並に徳性の涵養に置かれるものである。教誨教育當事者には斯うした自己過信の感じがありはしないであらうか。

結論

以上述べたる各係當事者の、自己過信の偏見は、各係の獨立的立場より見れば各々故なしとは斷じ難い。

行刑沿革史の上より見ても、又斯くあるべき理由は見出せる。即ち、戒護偏重

時代、作業萬能時代、次いで教化高調の現在、以上三時代の思想の、錯綜した現はれなのである。が、斯の如き各々の自家撞著の見解の結果は、常に三機能の間に相容れざる感情を生んで、融和を缺き行刑の痛となつて、其進展の歩を遅々たらしめてゐるのである。

事物何物を捕へ來つて見ても、各々それには獨自の性能がある。假に、手足の間に性能優劣の争ひを生じたりとして、手は足に把握力なく、其運動の手の如く自由ならざるを嘲り、足は手の歩行し得ざるを嘲笑し、共に身體構成上の重要性を固持して相譲らずとせば、其愚實に嗤ふに絶えたるものでは無い。

本問の比喩としては聊か當らざるものがあるかも知らぬ。而し、身體に於ける手足同其他の機能の如く、戒護作業教誨教育或は醫務用度文書會計の各係が、各々行刑の爲の獨自の性能を有する、不可缺のものなる事の例證に引用したのである。

要するに、行刑の主目的は、

戒護規律の勵行に依つて遵法的精神を養ひ、作業の賦課に依つて勞働慣習に馴致せしめ、教誨教育を施して心性を陶冶し、良民生活に復歸せしめて、再び社會的の行爲を繰返すこと無からしむることにあるのであつて、戒護作業教誨教育其いづれもが、如上の目的に對する、重要な部分的負擔を爲すものであり、輕重の分つべきものは無い。故に、因襲的觀念の牙城に據れるものは之を出で、自己偏重に陥れるものは其蒙を啓き、宜敷最後の目的の達成に向つて、堂々の歩武を揃ふべきである。

如何なる名論卓説出ずるとも、各係當事者が、自家撞著の偏見を捨て、各々の執掌する職能と、行刑の全般的目的との關係を詳察し、目標を誤らざる自覺の上に立ち、相協力して進むに非ざれば、現在事務諸般の全きを期し得ざるは勿論、行刑の進歩改善は望むべくもないのである。

(丁)

一、緒論

最近、行刑は教育であるといふ觀念に於て重要な意義が附せられ、爾來國を擧げて不退轉の努力が續けられ、酬ひられて、我等の行刑は目覺ましくも向上の一路を進んで來たことである。今や、學理と實際との合流する所、抽象具象とりまぜて諸般の對策が整理され水の洩れる隙もないほど細かに案配されて居る。それらの全部が完全に遂行されたら、さし當り累犯問題など存在する餘地がないらしく考へられる。然るに、その實績は僅に行刑の困難さを明になし得たに過ぎないといはれ、従つて研究は研究を生んで、行刑改良論は愈々複雑多岐に涉らんとする傾向にあり、我々の負荷は益々増重されて行くばかりである。

我々は常に刑務所の構造や行刑官吏を責める聲の數々を聴かされて居る。新しい主張の中には、行刑の科學化論があり

又作業の合理化とか教育の實際化とか或は特に重要な環境的要素として一般社會人の行刑理解が問題とされるに至つたのである。此等諸問題が、過去の幾時代かの間に一般化された經驗の結晶たる社會的傳統に牽制されて、その解決途上には幾多の障害重疊し、遂に行刑改良はいつまでも將來の問題として残されて行くかの感あらしめることである。然るに、我々が今日の行刑に所職し行刑の今日に極度の効果を擧ぐべき使命が、永久に果される時期が來ない譯であつてはならぬ。若し夫れ、行刑困難にして我々の責に歸すべきものであるならば、それは我々をして明日の問題として考慮せしむべく餘りに急迫した事情であらねばならぬ。行刑は今日の問題であり現實の問題である。我々の職責は明日に果すことを許されない。然り、行刑打開の途は確に我々の脚下に拓けて居る。たゞ此の途は

我々の職責意識の強調と教育理念の暢達とがなくては、容易く否幅員一杯に進むことが出來ない。今や我々は大團結し我々自身一所懸命することを無二の武器として、我等の行刑を今日に成功せしむると共に、之に災ひする諸般の事情を排撃すべく果敢な前進を始めばならぬ秋である。

茲に、我々の誠意と熱意とに關する不信任が我々共同の責に歸すべき議題となつて示現されたのである。戒護作業及教化の協調は、積年の努力が酬ひられて多大の成功を收めつつあるといはれて居る。然し一層擴充された協調がなくては、行刑の強度化など遂に望まれないであらうといふことが、今日聲を大にして指摘されるについては、それ相當の理由があるからに相違ない。

二、行刑の練合教育と我々の協調

「受刑者の改善といふ既に適用されて居る思想を基礎として現行法の範圍内に

於て刑の執行に關する規則を定むるものとせば犯罪生物學的研究を利用し教育の效果に従つて受刑者を階段的に分類し以て受刑者の身體的能力を發達せしめ且その道德的及知能的教育に力を注がねばならぬ」とは第十四回國際刑法及監獄會議管理部の一決議である。我國行刑制度に就て之を觀るに、先づ作業に就かしめて知能を啓發してその身體的及技術的生活力を培養し、戒護が主動して克己利他の人間道を訓練し併せて教化によつて徳器を成就し人格博大化のために宗教的情操の涵養に當るべき方式が採用され、大體に於て右決議の要旨に近く合理的合目的的行刑機構が整備され實施されて居る。

惟ふに、行刑の機關及方式が多角的であることは、受刑者の教育改善に寄與すべく現に教育學によつて示される全ての方法を採らんとする必然な結果であり、戒護作業及教化は之が三分派として着目されたのに過ぎないのである。行刑が凡百の教育方式に據らんとする理由は、とりもなほさずそれが綜合的性格改善の

ための教育であるに外ならぬからである。一の目的の上に分派せられた各機關が互にその一面的機能を綜合し歸一して受刑者の根本的生命的教育に當るべきは明白な事柄である。今日戒護作業及教化が三位一體たる協調を求められるは當然であり、既に大に協調の實を擧げつつある所以である。觀よ。戒護觀念は最近急激な推移を見せて今や反教化的な何物でもなくなつた。監獄の治安維持は受刑者のために犯さざるを尊重する以外に一步を出づるものでない。職能は消極的に教育の圓滿なる遂行を保證し、遵法精神の涵養をその積極的教化價值として確認されるに至つたのである。又、相對的な授産價值よりも、勞働神聖勤勞禮禮の旗幟を鮮明にして受刑者の道德的訓育に絕對的意義を附せられたのが今日の行刑作業である。勞働卑賤の時代は既に去つた。勞働を除外しては宗教もなく道徳もない。今日の行刑は結局、受刑者をして公共奉仕の氣風を旺んにし共存共榮の本義を會得せしめて、天理天則に順從する文化生

活發展のための教育觀念を、その全部とするものである。

ここに問題がある。斷截的な近代文化思潮は何事をも細かく分析して底止する所を知らない。我々の仕事は益々専門的に分派され、従つて益々職務の一面性に絶對的であり過ぎ時に獨斷的に結論に急がしめ勝ちである。我々は相戒めて巧利的機會的技術的主義思想を排し、常に道理の上に立つて方便を用ひず經驗に即して理想を失はず、益々個々を發展せしむると共に全體的發展に寄與せねばならぬ。強く正しき協調を持続すべき我々が、教育強度化のために一切の障害を征伏せんとして自ら之が障害となるべきでないことはいはずもがなである。

三、行刑の情操教育と我々の協調

「理知の蓄積の外に更に情操教育を主とせねばならぬ若しも刑事政策の理論又は實際が犯罪減少策として知的教育の水準を高めるとに努力し情操即ち心の教育

を怠るならばそれは必然的に失敗に終るであらう」と喝破されたのは、行刑教育に關する最近の動向に少くとも此の如き遺却があるといふ警告に外ならぬ。顧みればこれ程重要な問題はない。そして、一部の論者がその一方的態度を捨てないために、可憐なる受刑者を前にしていつまでも深刻な寧ろ辛辣な抗争が續けられ此の問題は時に我々の協調を危機に陥れんとする重大性を有するのである。

今日の行刑は、集團生活に於ける規律服従協同節制といふ基本的な意思訓練とその個別處遇に於ける此等の意思を緊張し支配せんとする社會人への内面的有意的努力とによつて、受刑者をして意識的に人間の理想生活に近付かしむべき、共通の思想感情問題即ち國民的徳徳向上のための教育たることをその本領とする。行刑は決して専門教育でない。監獄は決して授産場でなく又修道院でもない。監獄はどこまでも犯罪豫防と再犯防止のための監獄であらねばならぬ。犯罪は人の主觀狀態でありその原因は斷じて悪心

問題に存する。犯罪があるのでなくして犯人があるのである。監獄は専ら犯人を無害化の状態におくために、その教育はあくまでも受刑者の社會的人間性に主動して、悪念の芟除と善心の開放即ち普通的な道徳思想を呼醒まされねばならぬ。人格刑といひ自新改善といふ。畢竟此の見地に立つて初めて十分に説明せらるべき題目である。

凡そ、人間の理想生活は、自己の肉體的知能的及精神的健康を維持し助長すると共に、自己以外の人々の此等の向上發展を圖るにある。然し本來肉は靈のため存し知も亦徳のために存するが故に、人間生活上の一切の經營の目的は道徳的生活の向上を會いて他にはない。神と共に生きよと勤め、見我成佛と説き、或は人間本具の明徳を明にし民を親しみ至善に止まれと教へられたのは之である。人類共存共榮のための中心問題は國民道徳の修養發展といふとに存する。しかし、帝國は神國若は道義國と呼ばれて無比の國格を有し、我等の道徳的原義原道は炳

乎として萬代不易である。我等の行刑が特殊普通教育としてその本據をこの邊に安くべきことに就ては何人と雖異議を挟む餘地を見出し得ない。我々が分任する全ての行刑職能は、結局一の有機的綜合體として、行刑教育と稱せられる所の一般的情操教育に一元たる個々の分擔に過ぎないといはねばならぬ。

科學がその必要に従つて獎勵されるればされるほど、同時に他方に於て人間の心の問題が強調されねばならぬ。科學は如何に發達しても遂に人間を物質化するこゝが出来ない。心の問題を除外して行刑の教育は考へられぬ。行刑が苟も教育であるならば、個々の職能は受刑者の情操純化に直接又は間接しない何物でもない。最も嚴肅なる意味に於て、戒護もなく作業も教化もないと觀念するに非ざれば、個々の如何なる部分の目的をも達することが出来ないであらう。此等の關係は所職官吏の自覺に俟つてのみ打開される。我々は宜しく職責範疇を此の如きに擴充し、法令に據つて敢て法令に超乘

し斷然協調の實を顯現せねばならぬ。治人ありて治法なしといひ、制度運用の妙は人にありといふ。我々は即ちその實踐者に外ならぬ。

四、行刑困難と我々の覺悟

行刑打開の根本問題として考へねばならぬのはそれが人間の心の問題に屬する絶對の力はまた人間の心より外にない。行刑が人と人との關係であるといはれるのは眞理であり、この眞理を度外して我々の職責や行刑そのものを説くことは不可能である。

現代の論理學とか比較方法學によれば、因果律はたゞ外界の影響から孤立した物象と物象との比較的固定し且制限された組合せ所謂接續系統を成す場合にのみ限られ、人間の意識とか思想とかはこの接續系統を成さず之に一定の勢力が働きかけても、その反應は千慮萬慮であり前以てその結果を科學的に的確に推斷することが出来ないのである。即ち各個人により又各個人にしても時と處と位と

の如何によつて、その人格上に及ぼされる影響を異にし、すべて方法と目的との間に多大の喰違ひを生ずる。人間の心ほど流動反轉度なきものはない。折角行刑に綿密な機關や方式が羅列されても、それが必ず受刑者の心を良い方へ導き得ると許り斷言されないのである。加之行刑は理論でなく切實な人間問題に屬する。行刑のむつかしさは結局ここに存し、一切の行刑改良運動が此の如きむつかしさに基調づけられて次から次へと新しい困難に惱まされる所以である。たゞ我々が受刑者と共に原始的立場に還つて覺醒し常に用意することを怠らないならば、此等困難の大部分が困難とするに足らなくなるに過ぎない。そして我々が誠意と熱意とに燃へて協調の火花を散らし、それを受刑者の赤心に結付けて互に融會流通の實を擧げることが、行刑打開の唯一の鍵となつて我々の手に残される丈である。

最近官吏と受刑者との人格的結合が重要視されるに至つた。互に恩愛の心を敍べて感化反應する所に所期の目的に到達

すべき筋道が見出されたのである。今や行刑も亦共同教育主義の下に更生せしめられた。我々は先づ受刑者の被拘禁感と我々の職責との間に存する牆壁を撤去し、共同の目的のために共同の戰線に就くとの理念に一步を進めばならぬ。我々が明鏡正水に誠心誠意を傾けつくして受刑者の誠心誠意に應酬することこそ行刑の本格的機構なれ。受刑者の内的生活を圓滿にし依て以て刑澤の宏大化を致さんとする我々の赤誠が流露されて、それが受刑者の自我心境に喰入り溶合はぬ筈がない。人間の胸奥より溢れ出づる人類愛隣人愛の精神そのものが實に我等の行刑であつたのである。

五、結語

我國に於ける教育刑思想は漸次發達し日に月に之が實現化の歩を進めつつある。一般的にいつても、行刑が受刑者の教育改善即再犯防止に役立つといふことは、刑罰本來の意義目的に鑑みて最も適當であるとして是認せられたのである。

そして、之が手段方法は一般社會の風俗習慣によつて決定され又社會の立法者によつて社會の繁榮に寄與するに都合よく批判的に内省的に決定され實行されて來た。如何に澤山の改良餘地が残されて居るにしても、今日にあつては過去の何れの時代のそれよりも最も進歩した行刑が形成されて居なければならぬ。然らば實際的に未だ多く豫期の成績を擧げ得ないとされることは、行刑當局者にとつて以上の不面目はない。將來もこの不面目を繰返へさねばならぬとせば、今日の事態に於てもそれ相當の重大な缺陷があるといふことは否認出來ないのである。之が原由を明にし、一段高く教育を強度化するために、行刑當局者は大に反省し努力して、漸く動搖せんとする一般世人の行刑の根本的價值に對する信任を固めねばならぬ。

象を考察するに、刑罰は當然強度化せらるべきであり、之が強度化の手段としては、行刑の教育機能を充實發展せしむることが最も適切であらねばならぬ。教育機能の充實發展は即ち我々の協調如何に關する問題であり、我々の協調は我々把持する權威と信念との反映に外ならぬ。我々は意識的に此の如き内部的事情を回避して、敢て世人の批難に答ふべき理由の發見に許り浮身を窺すべきでないのである。

行刑の目標とする最後の目的が既に明白であり、その目的に向つて我々の廣大なる自覺が進められ、個々の誠意と熱意とを協調し結合するならば、之に障害す

元來戒護作業教化の三要素は罪の三脚の如く、行刑の三大要素にし其一を缺くも之が停立を許さざるものにして、相互關係の密接なる事言を俟たずと雖も、之

新潟刑務所 瓜生義淳

を假りに縦に歴史的と横に個々の特異性より相關々係を考察せんとす。

先づ縦に行刑發達の歴史的見地よりすれば反社會的行爲に對し、舊學派の如く

(完)

唯現れたる犯罪事實のみを刑罰の目的とし、事件の大小に従ひ之を處罰し人の性格等は刑罰の觀念より度外視せり、之に對し十九世紀の半頃より自然科学殊に醫學の發達に従ひ、犯罪も唯善惡と云ふ抽象的の觀察に止めず、更に實驗的科學的に其性質を究めんとして、人類學派社會學派等起るに至れり、而刑事人類學派は犯罪は人間を原として起り、即ち犯罪者の性格自體が罪の因にして、何等外的社會事情等と關係なしとして考慮せず、唯犯罪は其人に先天的に具有せる運命とせり。然るに社會學派にありては、犯罪は社會が造り出せるものにして、人類學派の如く人間の造り出すものに非ずとし、罪を社會に歸し、社會の總ての關係が寄つて以て犯罪の基を爲すとせり、換言すれば社會構成組織の不健全なる状態が犯罪となり現れたるものにして、社會關係にして健全なる時は斯る惡現象は生ぜず故に人間は唯犯罪發生の機械に過ぎずとせり、如斯犯罪を學問的に研究したる結果、人類學派は人間の性質自體を犯罪の

原因とし、社會學派は之を社會に歸せり、而犯罪を減少し或は撲滅せんとするには、其依つて來る原因を究めざるべからず、然るに二派各其見界を異にし故に兩者を折衷調和し、犯罪は人の性格と社會との相互關係より生ずとする所謂折衷學派起るに至れり、本より此說聊か學的根據乏きに似たれ共、實務家に取ては寧ろ至當とされ、例へば労働者の如何に働くも、自己及び家族の衣食住を充すに足るだけの収入を得ずして犯罪に陥りたりとせんか、即ち性格は善良にして職業に依り眞面目に生活せんとするも、如何ともする事能はずして刑辟に觸るゝとせば全く社會構成關係の不健全に依るものにして、即ち勞銀と衣食住との均衡を缺くに依るものなり、故に近來の米價調節の如きは其點だけ社會は改良せられたりと言ふべく、此處に社會政策と刑事政策との相關聯する處にして犯罪も又個人的原因のみならず、社會的關係と兩々相俟つて成立するの理明にして、刑罰に關する觀念も其依つて來れる原因を求むる事

により、舊學派より新學派、更に折衷學派への推移となり、從つて自由刑の執行も復讐的威嚇主義より感化的目的主義への變遷となり、更に一轉釋放後社會の良民に復歸せしむる爲め保護の必要となり、其最後の目的地點まで止揚せんとするに至れり。

斯くして古代中世の復讐威嚇排害を目的とする拘禁制度は、一は人道主義の擡頭と、今一は一切の惡行は其原因は怠惰にありとし、之が矯正は唯實行的精神の涵養にありとの考より、一轉秩序と勞作を眼目とする感化的目的主義の拘禁制と化し、即ち從來の苛酷なる拘禁制が被拘禁者の衷心より勞働を希望するやう教育する、所謂拘禁の人道化となれり。

故に戒護も從來の如く警戒警護のみならず被拘禁者をして勞働を希望し、之に服するやう教育する目的遂行の爲めの一機關として、本來の立場を見直すと共に作業も亦長時間の勞作に従がはしめ、苦役として痛苦を與ふる目的にあらずして秩序と勞作の習慣を養ひ、引いては社會

復歸後に於ける生活資料としての作業教育にして、要するに受刑者の隔離拘禁は教化を前提として、其再起を目的とする成人教育なり、かくて活動寫眞蓄音器ラヂオ等使用の近代自由刑の思想は、從來の自由刑の漸次新しき自由刑への變化と觀るより寧ろ別個の思想より生れ來たれる感すら懐くに至れり。

次に横に三要素の特異性に付て相關的關係を考察せんに、行刑は人を對象とするは言を待たず、常に對手の人格を認め心機の轉換を計り、人としての完成に志すものにして、假りに人を身體と精神の二に分つとせば、心身共に修養を要し、身體の修養は作業の訓練に依り技術と勤

行刑：人
心：正直：教化（教誨教育）
身：勞作：作業………

イ、戒護と教化の調和

抑々犯罪は社會に對する危険の表徴にして刑罰は此危険を撲滅せんとするにあり、故に行刑の形式は國家と受刑者との

勞の良習慣を養ひ、心の修養は教誨教育に依り知識と品位を高め、其人格は自然作品の上にも表れ、製作されゆく自己を觀る事により一層高頂の自己に到達し更に高き自己を觀出さんと努むる處に、人生の意義と人格の向上とあり、故に作業を課するにも可成之が精選と秩序ある訓練を要するものにして、如上の作業と教化を助長せしめ、合目的に至らしむるは戒護の機能にして、行刑は勞作を基本とする靈肉一致の教育にして、之により合法的に社會人を作り出さんとする物心一如の教育法なり、故に其何れの一を缺くも目的の達成得て期し難しと言ふべきなり。

戒護：教化

間に於る法律關係にして、戒護は之が警戒警護の任に當り逃走其他紀律違反等の非違を避け、生命身體の安全を保ち、行刑中最も緊要なる事務なりとす、然れ共

め再犯の虞れなきまで變化せしむるを要す、如斯刑罰は一種の教育法にして、從來取り來れる應報威嚇主義に止らず、其合目的への思想の推移は教化主義を最後の歸結とし、勸善懲惡を行刑の一般豫防と見れば改過遷善は特別豫防にして、度

外れの底格者或は精神病者に非る限り、犯罪を罪惡に非ずとして行ふ者なく、若しありとするも能く教ふれば必ず之に従ふ者にして、改過とは其所業を罪惡なりと深く認識せしめ、即ち欲求の不正なる充足は罪惡なると共に、欲望の本質を究め人として満すべき欲望なりやを檢別し徒に唯物思想に囚るゝ事なく欲望其物を純化し、物に對する觀方を轉換せしむるにあり。

然れば戒護も教務も其立場異なると雖も同一目的に共に精進するものにして一は嚴正秩序を保ち一は溫和教養に努め、一家に於る父母の如く陰に陽に不斷に之に作用して、物に對する觀方の轉換思想の遷善に努め、夫れが手段として不定期刑、累進階級等の制度を設け改善を

促すものにして、今日の行刑教育は累進制度と不可分一體にして、累進制度を通じて受刑者と社會との漸次融和を計り夫れにより假釋放を速め保護を充實し、再び市民に復歸せしむるにあり。

ロ、戒護と作業の調和

作業は受刑者に課する職業にして行刑の主要なり、作業には強制作業と請願作業とあり兩者は刑法第十二條及第十六條に規定する處にして、業に就かしむる理由を異にすとも雖も作業として之を課する上は特種の事由あるに非れば何れも作業に關する一般規定に従ふを原則とす、而

作業の能率は戒護の助力を待つに非れば其効果上げ難く、往時に於る作業の負課は直接懲苦の具とし、應報思想の介在する限り教育的意義存せざりしも、現時は彼等の心性を陶冶し、彼等をして規律を重じ、勞働の慣習を養ひ、職業にあらずんば衣食し難しとの觀念を養成せんとすの教養改過の意義に外ならず、故に強制作業に就かしむると請願作業に就かしむる

行刑の實質は單なる肉體的隔離を以て刑罰の目的足れりとするものに非ず、肉體的隔離は受刑者の精神的移行を待つて、始めて刑罰の目的達せりと言ふべし、即ち受刑者に對する教育にして、教育の目的は受刑をして人生本然の道義を履ましめん爲め、理解力を授け、正常なる知識を與へ、知行合一の境まで導かんとするものにして、犯罪者の多くは教育の缺陷に基く者多く、受刑者中精神的又は身體的に缺陷ある爲め、就學免除或は退學處分となり、又は家庭貧困の故を以て義務教育すら終らざる者尠しとせず、此等不幸の運命を有する者に對し國家の同情により平易なる教育を授くるものにして現行法は十八歳未満の受刑者には教育を施すべく、其他の受刑者にして必要ありと認むる者には年齢に拘らず教育を施すを得と規定せり、教誨も亦受刑者の徳性を涵養し依て以て過を改め善に遷らしめん爲めの最好方便にして、行刑上緊要なる事業なり、故に宗教を緯とし我國固有の道徳を經とし、國民道徳の範に伍せし

とを問はず、此趣旨を貫徹すべきものとす。

教育法としての監獄法の基本原則は、作業と精神教育との二つより成立すると言ふを得べく、故に戒護は教化と相待つて内外呼應作業の督勵に努むると共に、作業を精選するに當りては教育の意義を完からしめ、且つ國家經濟上の見地より生産的作業を選び、受刑者の體力知力刑期其他の關係より考察して、個性に適ひ釋放後之によりて自活の道を得、國家の收益を増加するやう計るを要す。

ハ、作業と教化の調和

一九二五年ソヴェエト、ロシアの憲法第九條に「ロシア社會主義聯邦ソヴェエト共和國は、勞働を以て總ての共和公民の義務と認む」と規定せるも、其原理は強ち唯物的指導原理に止らず、それは實に「働かざる者は須らく食ふべからず」との聖者の金言にして、又教育の中心思想なり、元來勞働の反對は怠惰にして、怠惰は諸惡の原泉なり、故に犯罪中最も多

き竊盜、浮浪人、無宿者、不良少年等は怠惰なる生活より生れ、就中竊盜は罰するよりも労働に依る教育の設備を完全にし、衷心より労働を希望するやう訓練し、體力知力刑期職業其他の關係より考察して適當なる作業に就かしめ、労働の習慣と技術の習得に資せしめ以て被拘禁者をして、再び市民への更生を促すにあり、如斯自ら汗して食し得る人を作る教育を勤勞教育と稱し、勤勞教育を除外して獨立獨行の人間を作る事不可能なりと言ふべし。

近來教育界に於ても勤勞教育、勞作教育の聲喧しく、勤勞々作の中に教育の使命存すとせり、然るに往時にありては作業は教育の敵にして、教育は又作業の敵なり、作業は利益を目的として行はれ東西共に勞作を専ら教育を重ざるの風習あるも、幾多の思想の變遷を経て、教育は能力殊に精神能力の開發にありとし、而其内部の力を開展する唯一の手段は自己活動に依る作業教育にして、此作業教育こそ教育上必須缺くべからざるものとな

るに至れり、尙ほ此外作業主義の教育は全然別種なる實用主義、經濟主義等の功利主義的思想より愈興起するに至れり、かくて學校に於る手工の教育的任務は手の熟練の外に感覺觀察判斷等の能力を練り併せて精密忍耐應用勤勉等の性質を養ひ、茲に作業其物の教育的價值を認むるに至れり。

デュイ氏等一派の見解に依れば、人格の本質は活動即ち自發活動にして自我實現の生活に外ならず、故に自我實現の外に人格もなく自我もなく、現實の自我の活動は其儘人格の實現にして、吾人の現實の思考や觀察は其儘自我の表現なるのみならず、吾人の一舉一動悉く自我と人格との表現にして、自我の内部的生活と言ふべき精神活動と、自我の外部的生活とも稱すべき表現とは不可分の相關のものにして、精神活動は動作の上に反映し、動作と作業との活動は又精神生活に反映し、作業は精神生活の表現にして、作業の訓練は即ち一面精神の訓練ともなる道理なり、故に如斯勤勞作業は知的生

活の表現なると共に、更に意志活動の實現にして、道德生活は意志の世界に屬する限り勤勞作業も道德との關係は密接不離ならざるを得ず、道德の根本としての誠實勤勉努力等の徳は作業の間に現れ、秩序正確注意周到等の徳も作業の間に自然培養せらるゝものなり。

如斯從來有階級の獨占物とされたる教育は國民一般の勤勞教育能率教育となり、作業を中心とする教育に依り國民を陶冶する場合に、健全なる國民が生れ確實なる社會が形成せらるゝと考へらるゝに至れり、而行刑の中心となる勞役も舊來の如く應報的苦役と考ふるならば兎に角、其れは受刑者の將來の生活の資料たる事を要件とせば、作業は最早收益を舉ぐるのみならず其儘受刑者の勤勞教育能率教育と云ひ得べく、行刑上の作業は作業教育と異なる事なし、故に行刑は教育なりと云ふ觀念は形式的のみならず、實質的にも成立し、それによりて應報威嚇の思想は行刑思潮より漸次姿を消さんとすに至れり。

然れ共事實としての作業の中には習慣的機械的に行はるゝものあり、又は初は故意的理的なるも反復練習の結果無意識的機械的となるあり、或は最初より故意的と言はんより模倣的機械的と考へらざるあり、故に理知と關連するあり然らざるあり、又道德的意識と連結するあり然らざるあり、作業に依り知的生活を陶冶し得る場合もあり全く無關係の場合もあるが眞相にして道德的生活に關しても亦同様なりと言ふべし、故に單に作業さへ課すれば人格の陶冶が出来得と考ふべきに非ず、即ち教育と作業は常に一體なりと考ふべからず若し不用意に不適當なる作業を課せんか却つて人格の知的生活道德的生活を麻痺せしむる恐なしとせず、十分なる用意を以て人格陶冶の手段に資すべきものとす、而行刑の實際を觀るに能率を上ぐる受刑者並に特種技能受刑者は累犯者に多く、之全く作業萬能の弊に陥りたる結果にして、一部の學者中教化に要する時間すら作業能率を妨ぐものとして惜しむ傾あり、之全く大局より

見て行刑は教化なりとの精神を忘れたる意見にして、近來時代思想に伴ひ急に増加の傾ある思想犯罪者の如きは、單に作業のみを以て到底還善の道なかるべく、教化と相待つて初めて其効果の一端を收め得べしと信ず、元より教化も作業を無視するものに非ず、一日働かざれば一日食はず靈肉一致の境を目指して進むものにして、急坂を上る汽車の線路上砂を撒きながら進むが如く、不斷の修養は製作の上に漸次反影し、製作品は又一面品性の試金石となり、かくて作業と教化とは一連の繩として、渾然統一體となる處に自我實現の生活あるものとす。

依つて行刑の根本義を忘却し任意に此等の作用の一を採り行刑の全表とするは禍根を遺すものにして物の見方の轉換を

緒論

日本臣民は法律に依るに非ずして逮捕監禁審問處罰を受くる事なしとは憲法第

小菅刑務所 福山福太郎

二十三條の保障する處である、而して刑罰法令により拘禁を條件とする刑罰を自由刑と言ふ、即ち自由刑の執行に當り重

要なる使命を有し、其意義を發揮せしむる要素は、行刑上の戒護作業及教化の調和である、而して行刑の目的を論究せんとせば勢ひ刑罰の理論に遡り其他の關係諸科學に涉り又行刑學の内容に立入らなければならぬが、不幸私は斯る頭腦の持合せも無いが限られた紙面に於て只斯界の布衣走卒として、一片の卑見を陳べて見たいと思ふ。

行刑の目的は刑罰の執行により犯人を改善し社會に復歸せしむるにありて再犯防止を使命とするものである、故に此の目的を達せん爲めに牧野博士は行刑上の三位一體論を主張せられて行刑の機能を發揮するには彼等受刑者をして「人として働かせ」「人として修養させ」「人としての能率を發揮させねばならぬ」と言はれて居る、之に對しては何人も敢て異論はなからう、而して之が貫徹を期する上に於て拘禁を條件とする自由刑には先づ犯人の身柄保管が最先の要務である、即ち身柄保管とは刑務の用語上戒護である又人として働かしむる事能率を揚げしむ

る事は作業である、人を修養せしむるは教化である、以上三者は各々異つた使命を有し互に相交錯し従つて時に相反する觀なき場合もなしとせぬが、究極の目的に於ては相一致して其關係恰も唇齒輔車の如く一を採り一つを棄る事は出来な

戒護

刑務法上收容者の檢束方法を戒護と言ふ、戒護の目的は刑の眞面目を維持する教化の取締事務なりと斷じたい、小河博士は監獄管理の最緊要は在監人檢束方法の勵行にありとし、又辻典獄は戒護は收容者の警護並に刑務所の取締事務なりと説かれ、又正木書記官は監獄の保安處分にして其目的は保安維持規律の馴致隔離作用なりと言はれて居る通り、何れも戒護が檢束保安なる點に付ては先輩學者の説の齎しく一致する處である。

私は卑見に基き戒護の意義を三分類に分ちて論じたい即ち(イ)消極的戒護、(ロ)積極的戒護(ハ)教育的戒護に分ち論を進めてみる。

イ、消極的戒護

消極的戒護とは刑罰の眞面目を維持するを經とし、刑務所の保安取締を緯とする事務である、學者の説明には物的戒護人的戒護非常時の戒護に分たれてゐる、物的戒護と言ひ非常時の戒護と言ひ、逃走を防ぎ、或は證據の湮滅を防ぎ、或は犯罪の傳播を防ぐ等所謂消極に屬する、又人的戒護の中にも自由の拘束、命令の禁止、通聲談話の取締、行動の視察、構外作業の取締、豫審公判廷の取締、立番門衛、巡警を初め居房の開閉、鎖鑰の取締、戒具の點檢、人員照呼等皆逃走を防ぎ自殺を防ぐ爲である、又詭激思想抱懷者を初め兇惡不良者にして改善不能の者は隔離保安と云ふ消極に使命せられてゐる、消極的戒護に於て是が運用の實を擧ぐるは人である戒護者たる者嚴肅に緻密

周到に勇敢なる態度を以て、機宜を失せず、犯行に對し何等假借する處なく、斷固として、保安を維持すべきである。

ロ、積極的戒護

積極的戒護とは、改善的行刑の精神を基調として、保安取締を爲す事務である、即ち受刑者は概して惰怠放恣不規律なるを以て、之に規律を強制し勤勞規律の良習慣を養しめんとするものである、彼のヘルベルト派の教育學說によれば教育の目的、殊に訓育の目的は「善良なる習慣を作るにある」とせられ、又儒教の「習ひ性となる」と云ふのも皆之規律習慣の養成の人格陶冶上忽にすべからざるを説明したるものである、又受刑者に職業を授け作業の進否より能率の如何器具諸備品の取扱整理整頓より保存觀念を初め工場舍房の通氣換氣休養生皆勤勞能率修養等を積極的に助長し其惡癖を矯め行刑の目的に邁進せねばならぬからである。

ハ、教育的戒護

教育的戒護は、檢束取締を教育精神に基き、取締る事務である、即ち教育は「人と人との接觸であり人を作るのであるから」何よりも、刑務官の人格品性が必要である、而して慈愛に基く教育であらねばならぬ、けれ共受刑者の教化的教育は、單なる、軍隊や學校の様な方式で教育するわけにはゆかぬ、刑罰の尊嚴を保つべきは勿論である、受刑者は性格、年齢、健康、精神状態、職業、教育、經歷等の程度は千差萬別である、而も罪惡を犯した後に於ても、社會的刑事政策的種々の救済と試練を経て、轉刑の執行を餘儀なくせられ、然らざれば社會の秩序は保ち難く犯人の改善は望みなしとの理由を以て罪の宣告を受くるのであるから或る人は現代の受刑者を犯罪の「エキス」と稱したのも決して無理からぬ、故に受刑者教化は餘程困難な事業である、其教化的戒護として個別化が叫ばれ果進處遇を適當とせねばならぬ、收容受刑頭

初は嚴正に執行し、順次規律に馴致を待ち、反省改善の効果により、處遇を緩和するのみならず、漸次假釋放に迄及ばさなければならぬ、反省悔悟の狀なく兇惡不良者は最下級に降して嚴正に執行すべきである、因て將來不定期刑の實施も豫想し得らるのである、教育的戒護は前述の如く、個別化が、重要事項である、行狀、作業能率、教誨教育の感應、如何他人との接觸、融和親睦を續くるや、規律の勵行するや、改悛の有無より、官吏に對する言動、物品の取扱、信書接見等一として教化的戒護ならざるは無い、又教化的戒護は戒護職員は勿論作業係員も教誨師教師も保健技手も皆協力一體となり、聯絡を計り、個別化の適正と共に、教化に進むべきである、而して戒護は、愛の中に嚴を存じ、嚴の中に愛を存じ、「外柔内剛」の精神を以て恩威併行嚴肅に執行せねばならぬ。

作業

刑務作業は自由刑の生命なりとは、彼

の「クリーグスマン」の言である即ち刑の執行問題は刑務所作業の問題である、喝破されたのは、過言ではない、前述せし如く、自由刑執行の目的が犯罪者を改善し善良なる社会人として社会に復帰せしめ再犯防遏を目的と爲す以上、刑務作業は教化的改善手段であらねばならぬ、嘗て刑務作業を犯罪者に苦痛を與ふる爲めに利用せられ、所謂空役時代は最早歴史的遺物の典型たるに留り、今日に於ては一顧の價値を存せざるに至つたが、實際何等罪囚改善の效果なく、却て之を悪化し社会を蠱毒したるに止まることは歴史の證明する處である。而して刑務作業の第一義が教化にある事は、既に述べたる處であつて、吾國に於ても、小河博士正木學士を初め一般學者の定論となつて居る、森山武一郎氏は作業の目的に付て、三個の觀點より「國民經濟的」「國家財政的」「刑事政策的」の三種に分類せられ且つ刑事政策的見地を主眼とし刑務作業によりて受刑者を教養訓育し紀律と勞働とに訓練せしむる必要ありと

主張せられた、而して受刑者の素質並に個別分類の必要は既に述べた、即ち作業を賦課するに當りては、個別的適應の作業を賦課すべきであつて、監獄法規も抽象的に「衛生經濟刑期健康技能職業將來の生計等を斟酌し十八歳未満の者には前項の外教養に關する事項を斟酌す」と規定してある、吾々は法規の範圍内に於て行動すべきは勿論であるが作業を教化の手段なりと解するが故に、作業教化の目的綱領は、

- 第一に秩序ある勞働により犯人の怠惰を矯正し、
- 第二に身體の鍛練を爲し、
- 第三に職業の訓練を爲し、
- 第四に製作品の形狀工程の思索能率の研究、審美的觀念養成と相俟て情操陶冶に資し、
- 第五に材料工賃價格販賣利潤等の考究を爲さしめ、經濟的社會生活の素地を作らしむべきである、

以上の方針に基き社會應化の作業教育へ進まねばならぬ、故に教育的作業は戒

護職員は勿論全職員一體となり教育者たるの信念の下に突進せねばならぬ、信念とは確乎不動の識見であり愛であり信の感情の結合した者でなければならぬ、其信念を得るには自己批判と自己修養とが基礎になる。

教 化

行刑教化を廣義に解すれば、牧野博士の主張せらるゝ如く、行刑は教化なりと、定義し得らるゝ、又狹義に之を解すれば、行刑法規の、教誨教育なり謂ふを得べし、本題は前者を意味するものと解する者なるも、聊か學者の糟粕を味はんとす。

イ、教 誨

即ち教誨とは宗教により人の心を善化して人として仕立て上げる作用なり、又教育とは道德的合法的な人に仕立て上げる作用である（川邊典獄行刑論集三五四頁）小河博士は教誨を説明して曰く、教誨は感化改良の最好方便なり又百象の源

泉始ど一として神、即ち無窮を信ぜざるはなし、無窮を信ずる者必ず望を此處に存すと、是れ、人生に佛心の存在を解かれしなりと信ぜらるゝ、一面罪囚教化の困難を唱へ恰も石田を耕種し、勞する處多くして獲る處少なしと嘆ぜられた、然れ共慘忍兇惡の者と雖宗教の力に歸依し信仰の結果自己の良心に立ち歸り翻然悔悟したる者枚舉に遠なき事は吾々の常に體驗する處である、教誨の局に當る者は個人的諸般の關係を詳知し活眼を以て其眞意の蘊奥を看破し熱烈に彼等の信仰を喚らねばならぬ、教誨は神佛を通しての精神修養である、換言せば信仰による自己精神修養である、或る學者は宗教の教理を辨へざる信仰は、迷信なりと、言つてゐるが、併し深遠なる哲理的教理を知得し得たる者は所謂九牛の一毛にも當たらぬであらう、罪囚の如き者よしや、教理は深く之を知らずとも、基督や釋迦の教を心から信ずれば可なりである、以て教化遷善の契機を得れば幸である、要するに信仰の機會を捉ゆる事が必要である、

即ち機會を捉ゆるには刑務一體として各自協力一致し宗教を勧め善導すべきである。

ロ、教 育

牧野博士は刑其者は教育なりと斷ぜられた、私は教育は人を作るのであり人格の接觸であると斷じたい、而して今古東西學者の論說に付検討する餘裕は無いが、主なる學說二三を比べ考察を加へ行刑教育論を進めて見る。

即ち乙竹岩造氏は教育とは、子弟の生長發育を助成して一人前に生ひ立たせる仕事である、それ故に凡そ人の生長發育に與へて良い影響を及すものは一切これを教育と呼ぶことが出来ると云ひ、又大瀨博士は教育とは、比較的成熟した人が未熟者に對し他日如何なる業務に就く場合に必要なる一般的基礎即ち根本要素を與へる目的で其上に加へる聯關繼續した影響であると云つて居らるゝ。又獨逸の「ヘーゲル」は教育は、人間を道德的にする術であると主張し、或は奥の「コ

メニウス」は知識を授け徳性を養ひ信仰を喚起するを、教育の本とすと、定義した、又「ヘスタローチ」は動的直觀的方法を採り、注入教育を改革した、而して氏は教育を定義して、人間の教育とは自然の傾向を特有の發達に従じ指導する術であると示し、又「ヘルバルト」は靜的形式の教育方針を採つた、氏は教育を定義し、堅固なる道德的品性を陶冶するにありと説いて居る、而して陶冶を爲すには興味を喚起し、徳を積み、認識と同情を以て、眞の陶冶に、到達し得ると主張した。

要するに教育の字義を國語にて説明すれば「教」は、愛に、當り「育」は國民性に副ひ立つの意味である、漢語にては「教」とは上より下に模範を示し「育」は子の發達を助長し、善を爲さしむる、義である、行刑教育は彼上の、國語並に漢語の説明と同意味なりと解し得る、即ち法典は十八歳未満の者に教育を強制し、成人に對し必要ある者に施す事を得と規程した、事實に於ても少年には小學

教育體操訓練職業訓練を施し、成人と共に文書圖書雜誌の閱讀活動寫眞の觀覽著音器ラヂオの聴取等により、智情意三要素の陶冶に、資してゐる、將來情操陶冶を爲すに付尙肉聲の聴取實演の演劇觀覽も必要であらうと信ずる。

教育は決して時代思潮を等閑に附してはいけない、然らば近代の教育思潮は如何、即ち職業教育、作業教育、自由教育、藝術教育、公民教育、人格教育、文化教育等が叫ばれてゐるが、吾々行刑教化に當面する者として奇を好むにあらざるも敘上の思潮中採るべきもの、學むべきもの又決して少なくないと信ずる、要するに行刑教育は刑の眞面目と善良なる國民に改善すべきが目的である勿論改善釋放後に於ても社會と協力し公民教育社會教育の上から保護善導を怠つてはならぬ、釋放後の保護全きを得ざれば折角の努力も水泡に歸するからである。

結 論

以上不完全ながら戒護作業教化の如何

なるものなるやを論じ、如何に進むべきか、如何に調和すべきか、を説明した。無論論旨の徹底を欠いたり、不完全な點のあるのを氣付くのであるが、所謂刑罰の執行即ち自由刑の執行は「教育なり」との根本信念から、刑務職員は教育者なりと、確信するが故に、吾人は必ずや其資格と、信念と、理想を、持たなければならぬ、現在行刑制度施設其他欠陥なしと斷ずる勇氣は無いが、刑務職員は人格的に罪囚の龜鑑儀表であらねばならぬ、而して、自己の人格の反映によつて罪囚の惡癖を陶冶せねばならぬ、然るに却て罪囚より惡化せられて、偏狭固陋に陥入り、排他的猜疑心増長し、圓滿高尚なるべき人格も、正に地を拂はんとするは、吾々が特に反省留意すべきである、就中戒護作業教化の職にある者、常に胸禁を披て、討究を怠らず、意志の疎通を計り圓滑を助けねばならぬ、然らば「危懼は」變じて「熱い感激」となり「同情融和協力」するに至るであらう、其時こそ行刑の目的に到達する秋である、殊に對

(終り)

川越少年刑務所 布施寛三

緒 論

吾人が現在に生存して各その本分を盡すことは即ち先哲の教示に共鳴せるに外ならない。されば共鳴てふことは所謂眞善美の表徴として吾人の生存價値をより能く知る我たらしむることとなるべく、彼古歌にも詠める如く「鳴き聲の好きも悪しきも教へ親の教によるぞ春の鶯」と云へるもその親鳥の美音に共鳴してその存在を價値あらしむるにある。その他藝術家は藝術に共鳴し、音楽家は音楽に共鳴し、家庭は家庭の共鳴、官衙は官衙の共鳴、監獄は監獄の共鳴に依て現在に處しさうして之を後世に史實として遺すことを得せしむるものである。

行刑は形式の問題でなく實行の問題である。實行は乃ち先づ共鳴を先驅とする。共鳴すればこそ熱が起り勢が加はりきうしてその職責上の總ての理義をわが身に充たさずして置かない端目に成り行

くのである。

監獄は最早單に受刑者の自由を制奪するといふだけのものではなく、それは一種の強制教育所であり、強制治療所であることになつたのである。(註一)

註一 牧野博士刑政第四十一卷第三號 七頁

またソヴイェット・ロシアの労働改善法典通則第六條に曰く「労働改善所ニ於ケル拘禁ハ囚人ニ對シテ合目的ナル感化ヲ及ホシ且其ノ者、今後犯罪ヲ遠カル如キ品性ト習性トヲ陶冶セムトスルノ目的ヲ追求スルモノナルカ故ニ其ノ拘禁ハ合目的タルヘキニシテ斷シテ肉體的苦痛ヲ帶ヘ若クハ人品ヲ貶下セムトスルカ如キ目的ヲ追求スルコトヲ得ス」と。

吾人はよろしくこの言説並法典の精神に共鳴せざるを得ない。然るに人を善導化育するといふことは容易の業でない、況や乖離戻偏にして社

外的現代世相は日に惡化の傾向を示して居る、彼の吉田靜致氏は、其著「現代の趨勢に對する倫理的批判」に於て、現代社會に於ける物質主義自我主義の惡傾向を痛論し、且つ國家其他の團體も又個人も殆ど皆單なる特種主義の生活を營むを專にして、耕他的主義に陶醉して居る、斯の如くにして、いかで世界の通弊を救ふ事が出来得ようか、之は將來の大問題であると呼ばれた、即ち世相斯の如し、我が内地六千餘萬の人口中最も憐むべき同胞の罪囚五萬に垂んとする、此等の、教化改善の使命を双肩に擔ひ、八千萬國民の前に、貴重なる、教育者として、恥ざる、修養を爲し、自奮自警し、理想の閃に掉し「一致、協力、刑務一體、の下に」刑は「教育なり」との目標に向つて勇躍突進すべき秋ではあるまいか。

會に和順し得ざりし受刑者の善化は尙更である。この至難なる遷善事業をして有終の美を成就せしめむ爲には行刑機關の連絡調和統一を最も必要とする。各機關の連絡調和統一を圖らむとするには先づ根本方針を確立し之に従ふことが肝要である。往時にあつては戒護と作業とに重きを置き教誨教育を兎角輕視せしことあり素より戒護は自由拘束の方法に依り、作業は所謂定役の實施であるが故に二者何れも刑罰の實質を形成する刑務の大切なる部に屬することは異論なきところであるが、近時の刑罰思想は刑してその非を悟らしめ之を善導して社會の良き一員たらしめむとするところに重點を置くものなれば職業訓練を與へ、教誨教育に依て精神を啓發し因て行刑の實を擧ぐるの制度を採用して居るのである。戒護作業及び教化は行刑の三大要綱でありその第一線に立つものであつて、この三者が互に關聯し協力調和して行動することに由り始めて行刑の目的を遂行し得るのである。故にその何れを重しとし

何れを輕しと區別するを得ず所謂唇齒輔車の關係にあるのである。以下戒護作業及び教化の各項に分ちその調和の緊要なる所以を論ぜむと欲す。

本論

戒護

戒護とは換言すれば監獄に於ける保安處分である。(註一) その要は收容者をして如何な方法に依るも檢束の羈絆を脱離し得ずといふ觀念を抱持せしめ且一面に於て紀律生活の訓致を涵養するにある。

註一 正木法學士現代法學全集第十五卷三四九頁參照

故に遇囚の根本となるものが戒護である。戒護なくして作業指導や教化養育は望み得ないところである。之に反し監獄に隔離作用を司るところの戒護のみあつて改善の衝に當る作業と教化なきか戒護官吏はまさしくブルドッグの夫れである。隔離作用は改善作用の取行に伴ふところの不自然的表はれである。即ちこの

隔離は改善に要する止むを得ざる手段と見做すべきである。明治四十二年司法省訓令甲第一五四三號ノ一看守職務規程摘錄

第一條 看守ハ上官ノ指揮ヲ受ケ監獄ノ警戒在監者ノ戒護其ノ他監獄事務ニ從事ス可シ

第十五條 看守ハ上官ノ指揮ヲ受ケ逃走者ノ逮捕ニ從事ス可シ

第二十三條 受持在監者ノ住所氏名罪名犯數刑名刑期其ノ他行刑上必要ナル事項ハ努メテ之ヲ記憶し毎日其ノ行狀ヲ觀察シ細大トナク其ノ事故ノ概要ヲ錄取シ上官ノ檢閲ニ供ス可シ

第二十五條 就業者ニ對シ作業ヲ督勵シ不正怠慢ノ行爲ナカラシム可シ

第三十一條 在監者ノ教誨ニ立會シ其ノ效果ニ注意ス可シ

在監者ノ教育ニ立會ヒ其ノ勉否ヲ觀察ス可シ

之を按ずるに戒護は戒護の戒護でなく作業の戒護であり同時に教化の戒護である。

戒護を物的戒護、人的戒護の二種に分つ。物的戒護とは高き塙壁、堅牢なる居房、工場其の他戒具、鎖鑰等を指稱し人的戒護とは戒護者自らを指稱するのである。然るに物的戒護の力が漸次行刑から退却の勢にあることは彼の假出獄を主眼とするところの累進制の普及、窄衣の廢止、少年刑務所の服制改正、小田原少年刑務所に於ける軍艦漁船の試み、三、四刑務所の自治制實施等に依り瞭然たるものがある。また帶劍銃帶廢止の議論に耳を傾くるものが多きを加ふるに至つたこと等もその一體であらう。監獄法第二十三條は逃走者逮捕に關しては單に監獄官吏と總稱し、昭和三年二月行甲第二二三號通牒は戒護權を有せざる職員の同席同行を認めたるものであつて戒護的觀念は各部署の先入主となつて居るのである。逃走者を目撃して之を看過する刑務官があらうか、作業の役人も教化の役人も自發的に逮捕に従事するに相違ない。其處に自ら戒護作用の相和が生ずるのである。

作業

作業は受刑者に痛苦を感じしむるの目的でない。之を倫理的に解釋すれば人として働かねばならぬといふ道徳法を行はしむるにあり、法律的に解釋すれば刑の感化目的を盡す手段であり、經濟的に解釋すればなるべく多くの収益を擧ぐるにあつて痛苦はこれらの目的遂行上に表はる、副作用である。(註一)

註一 正木法學士現代法學全集第十五卷三五五頁參照

彼のジョン・ハワード氏が「勤勉ならしめよ恒心を得む」と喝破したことは餘りにも有名である。

凡そ受刑者を人として取扱ふといふことは三箇の要件がある。その一は人としての規律に従はしめることである。その二は人としての修養を重ねしめることである。その三は人としての能率を發揮せしめることである。(註二)

註二 牧野博士法律文化の展望七〇頁以下

また勤勞教育としての監獄作業を義務と認めざる禁錮刑は教育的價値を減却す(註三)と論斷せらるゝに至つては作業はまさに受刑者に對する授職手段であり、職業教育であり作業官の責任は愈重且大なるものがある。

註三 正木法學士刑政第四十三卷第十號二〇頁

往時無味乾燥にして徒に體力を消耗する不生産的作業例へば踏車、砲彈運搬を課せし時代ならいざ知らず組織的に新なる職業を教授する制度を採用しこの作業訓練の個別主義確立に立脚せし職業訓練所の開設を見るも監獄作業が教化改善の方策であることは益明かである。

大正十一年司法省訓令行甲第一五三三號作業技師及作業技手職務規程摘錄

第一條 作業技師及作業技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ作業ノ教導及原動機ノ取扱ノ事務ニ從事スヘシ

第三條 作業ノ教導ハ嚴正公平且親切ニ之ヲ爲スヘシ

第四條 作業ヲ監督シ就業者ヲ督勵シ

テ能率ノ増進ヲ圖リ素品ノ使用量及製作品ノ仕上ニ注意シ作業成績ノ検査ニ立會スヘシ

第五條 就業者ノ勉否及技能ノ優秀ヲ調査シ上官ニ報告スヘシ

就業者ニシテ紀律ニ違ヒタル者アルトキ亦前項ニ同シ

第六條 作業ノ企畫施業ノ方法科程賃金作業ノ能率等ニ關シ意見ヲ上官ニ開申スヘシ

之に依て之を視れば作業は作業の作業でなく教化の作業であると共に戒護規律と密接不離の關係があることは多言を要しない。然るに兎角作業機關が餘りに監獄規律の前に雌伏して笛吹けども踊らざるの憾ありしに鑑み一面社會融和の途を開拓すべく社會事情に通じ技能に堪能なる技師の制を設け技師たる作業主任の出現を見るに至つたのは戒護方面との融和調和の途を講ずるの意圖に出でたるに外ならない。

作業官は専門的教養を爲す責務を負ふけれども戒護の關與を受くることは當然

である。例へば作業上の都合に因る轉工にしろ或は轉房にしろ兩者の協議に俟つべきである。然るに受刑者の作業を能ふ限り自由な状況に於て營ましめむとする主張の擡頭に伴ひ規律檢束を主宰する戒護との間に實務上意見の衝突が起り勝ちである。此處に於て兩者は刑務行政の大局より打算して自己の立場を明かにし徒に圭角を立てず彼我互に交譲して共同の對照又は究極の目的に向つて協力するところあるべきは最も心得べき大切の要義である。作業怠慢者を視て作業に屬する事柄なりとの理由の許に之を默許する戒護の役人や教化の役人があらうか。其處に三者の調和的活動の起るのは當然である。

教化

刑務教化は之を別ちて教誨及び教育とする。前者は宗教的教化を、後者は教育的教化を謂ふ。若し行刑作用全體を一の教化と見るならば戒護も作業も等しく刑務教化となり刑務教化の細別は畢竟行

の調和が湧然として生ずるのは理の當然である。

結論

之を要するに如何に巧妙なる教化綱領を掲げ或は禮讃すべき制度を設くるとも居常各機關が不平愚痴を並べながら奥齒に物といふが如き態度であり、或は嫉視反目の状態にあつて何等行刑の核心に觸れて受刑者の爲に忠實に圖ることを爲さざるときは監獄は半身不隨の癡人の如く何の權威をも有し能はず、刷新もなければ改善もなく唯自滅あるのみである。監獄は戒護萬能でもなければ作業若くは教化萬能でもなく所謂調和萬能時代ではある。

吾が日本帝國が過去の戦役に於て常に最後の勝利を獲得し國威を發揚したのは統帥者の命令を遵守し協同一致の能らきを遺憾なく發揮したるに由るのである。行刑も亦平時に於ける戦である。換言すれば社會不適格者に對する陶冶であり征服である。故に監獄に於ても同様上司の

刑作用の細別となるのである。然し直接精神の陶冶訓練を目的とするもの即ち教化手段として積極的直接的なるものとして之を考察するときは刑務教化は前者に限らるゝのである。教化の實績を擧げむが爲には宗教的信仰を得せしむると共に倫理的教育を施さねばならぬことは素よりであるが唯徒に高遠にして時勢に適應せざる道徳的説示を施すに止まる如きは教化の目的を達する所以ではない。所謂口耳の學を授けてはならぬ。彼等に對しては地位身分職業又は知識の程度に應じ可及的社會生活に適切なる道徳的教示を施すと共に職業的其の他一般的社會知識の教示を施すことが必要である。この意味に於て總集教誨を教誨師の獨占となさず或は作業官の實務講話或は知名士の講演に依つて意義付けることは蓋し適策なりと信ずるものである。

嘗て刑政卷頭子曰く「今日の行刑教育は最早わが監獄法第三十條と第三十一條の如く學校教育と看讀書籍と丈けに限らるべきでなく作業に付ても休憩時間に付

ても囚人の處遇に付てもその精神的向上に付ても外部との接渉に付ても乃至は囚人相互又は囚人對役人の關係に付ても總て教育問題が扱はねばならぬ、換言すれば社會的教育と謂ふことは今後の行刑の本質であるべきである」と。宜なる哉教化の眞髓はまさしく此處に存するのである。

故に教誨教育の外教化の手段として雜誌「人」の閲讀、蓄音器の聽聞、活動寫眞の觀覽、ラヂオの設置を見るに至つたのである。然しながら映寫の際戒護上特に注意を拂はねばならぬことや、作業科程の了否を定むるに際り教誨に要したる時間は之を作業時間に通算するを得ることなどを綜合するとき戒護を離れて教化なく、作業を離れて教化なきことも容易に窺知することが出来るのである。皇室中心主義に對し多少なりとも反逆するが如き言行を爲す收容者あるを知りながら敢て之を默過する戒護の役人や作業の役人があるであらうか。擧つて之が矯化に努めずには居られない。其處にも三者

方針に従ひ主戦部隊たる戒護、作業、教化が互に敵視抗爭することなく交譲の雅量と協助の精神を保持し各々の連帶するところの責務を全ふすると共に職能を發

揮することに因つて監獄共鳴の樂譜が奏でられ斯くて行刑究極の目的が達成せらるゝのである。

「刑政」改題十周年記念懸賞論文
當選者授賞式

わが「刑政」改題十周年を記念するため、曩に募集した懸賞論文當選者は五月號を以て發表の如くであるが、右當選者に對する授賞式を六月二日午後四時二十分から本會二階第二講堂に於て舉行した。審査員諸氏を始め關係刑務所長の臨席の下に、住江理事の開會に次いで、鹽野本會々長の手より各當選者に賞狀並に賞品を授與し終つて、會長より一場の訓示があり、之に對して受賞者總代として原三郎氏の答辭あつて閉會した。閉會後本會々關前にて記念撮影をなした。

志野朝暉

法學協會雜誌

第四十九卷 第六號
昭和六年六月一日發行

- 船舶に依る救助と船主乗組員間に於ける救助料の分配
- 指圖 (Anweisung) の本質 (二・完) …… 法學士 伊澤孝平
- 朝鮮親族法 (四) …… 法學士 藤田東三
- 法學巡禮 (二) …… 法學士 田中誠二
- 民事訴訟法判例批評 (一一〇) …… 法學博士 加藤正治
- 二一九 資本増加無効確認ノ訴ト
- 破産管財人ノ權限

- ◎法理研究會記事「重要産業の統制に關する法律」
- ◎法學協會定期總會記事
- ◎第五十九議會法案一覽表
- 民事法判例研究錄 昭和五年度 (三)

東京帝大内
發行所 法學協會

法律時報

七月號 第三卷 第七號
定價五十錢 送料二錢

- 論 文
- (判例を通して見た水法) …… 美濃部達吉
- 水法問題梗概 …… 岡田文秀
- 歐米諸國に於る水法概観 …… 武井群嗣
- 農業水利法の立法の諸問題 …… 鶴崎多一
- サヴェート憲法改正の要點 …… 高山洋吉
- 一九三〇年七月十四日の巴里 …… 池田克一
- 司法官の減俸問題について …… 佐々木惣一
- 職業紹介法十年を回顧して …… 穂積重遠
- 法律時觀 …… 末弘嚴太郎
- 資料
- 小切手法統一國際會議の成果 …… 國際聯盟事務局 東京支局
- 新刊紹介
- 穂積陳重博士の「復讐と法律」から …… 中村文夫
- 協同會農村課編「小作立法に關する重要問題」 …… 末弘嚴太郎
- 判例要旨・法律相談・法律時報・新法令・文獻月報

東京丸の内昭和ビル
日本評論社 (振替 東京一六)

編輯餘録

□ 刑事學界に於ける二つの著書、その一は牧野博士の勞作になる「刑法における法治國思想の展開」でその二はアメリカに於けるギリン氏のテーミング・ザ・クリミナルである。

□ 牧野博士の勞作は刑法に於ける基本觀念の闡明であるが、殊にこれらの扱ふ自由刑の法律的意義と教育的特性とは之によつて啓蒙されることが多大である。

□ 何故か、今日の刑法學者には自由刑の教育的價値を嫌ふ人が多い。彼らは極言すれば監獄を單なる隔離所とし刑務官を牢番たらしめやうとするのであるがそれに對し博士の主張は監獄はどこまでも教育所であるべきであつて刑務官は教育者たらねばならぬとされるのである。五三〇頁。有斐閣の發行にかか。

□ ギリン氏の勞作は刑務所の行脚記である。殊に、わが行刑制度に關する批判が卷頭をかざつて居るがそこには泉二博士が出来るし、有馬氏や大野氏が出て來られる。ギリン氏は震災當時壊滅の小菅から一人も逃走者が出なかつたことをひどく感服して有馬氏を自分が見た中の世界一の典獄だとたたへて居る。

□ その他のフィリップ・セイロン・スウイス、ベルギー・イギリス等の行刑視察談がのつて居る。三十一頁、その中日本行刑に關するもの三十五頁。

□ 姫路少年刑務所長がまつさきに假釋放審査規定第十六條を活用された。恐らくこれが此の規程の最初の活用であつたと思ふ。七月から少年の假釋放審査協議會が實行されることになつた。行刑の新時代が生れる時である。

昭和六年六月一八日夜

あき羅

定價	一冊 (稅共) 金二十五錢
表價	六冊 (稅共) 金一圓五十錢
廣告料	一冊 (稅共) 金三圓
註文規定	一冊 (稅共) 金二十五錢

御註文は總て前金のこと
御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし
御座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
御註文の際には必ず送附先明記のこと従つて轉居の際には舊住所を御届下されたし。

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和六年七月五日印刷納本
昭和六年七月七日發行

編輯 住江敬義
發行所 東京市麹町區西口比谷町一番地
印刷所 東京府南葛飾郡南綾瀨町小菅二八四番地
印刷所 東京府南葛飾郡南綾瀨町小菅二八四番地
發行所 東京市麹町區西口比谷町一番地
電話銀座 二三四四、三八二五番
振替口座 東京二五〇五九番

44^e Année n^o 7

Juillet 1931

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

S. Shiono

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Masaki, A. — Des problèmes fondamentaux de la réforme de la loi concernant l'exécution des peines.

Ogonuki, S. — La condamnation conditionnelle et le principe d'opportunité considérés de la nature de la peine.

Yoshimasu, S. — Etudes psychologique et psychiatrique des incorrigibles.

Mouvement des idées à l'étranger :

Stutsmann, Professionalizing the job of guards; Tannenbaum, The community that Osborne built.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice

Tokio